

アメリカ公立図書館の基本的性格を めぐる裁判事例の総合的研究

(研究課題番号 17500158)

平成17年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書

平成19年3月
研究代表者 川崎良孝
(京都大学大学院教育学研究科教授)

アメリカ公立図書館の基本的性格を めぐる裁判事例の総合的研究

(研究課題番号 17500158)

平成 17 年度～平成 18 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 研究成果報告書

平成 19 年 3 月

研究代表者 川崎良孝

(京都大学大学院教育学研究科教授)

はじめに

公立図書館の基本的な性格を考える場合、多くのアプローチが可能である。例えば諸文献の探索と分析、専門職団体や政府が公式に採択し公表した文書や声明の分析、住民などへの幅広い意識調査の分析、マスコミやさらには小説などでの図書館の取り上げ方の抽出などである。

その場合、公立図書館の基本的性格の社会的認知という観点からすると、公立図書館を舞台とする裁判も1つの有力な方法になるであろう。日本では図書館裁判は少ないものの、アメリカでは公立図書館の目的、使命、社会での役割を扱う裁判は一定数存在する。本研究は、そうした裁判をかなり網羅的に取り上げ、今後の研究の土台を構築しようとするものである。

例えば合衆国憲法修正第1条の権利の行使を考察する場合、一般的には演説をする人物、パンフレットを手渡すグループ、ピケのプラカードを掲げる団体などが頭に浮かぶ。とはいえ、公立図書館という文脈の場合、演説者やプラカードを掲げる人ではなく、修正第1条の下で情報を受け取ったり、アクセスしたりする権利を持つ人を考える必要がある。公立図書館という文脈での情報へのアクセスの分析は、図書館の4つの側面からの評価を必要とする。すなわち(1)図書館自体へのアクセスと利用者行動規則、(2)図書館資料へのアクセスと図書除去問題、(3)インターネットへのアクセスとフィルタリングソフトの問題、(4)集会室や陳列棚、展示空間、掲示板などへのアクセスである(アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則(改訂版):図書館における知的自由マニュアル(第7版)』(川崎良孝・村上加代子・川崎佳代子訳、日本図書館協会、2007、近刊)。

これらの各領域において、アメリカでは一定数の図書館裁判の蓄積がある。もちろん各裁判は個別具体的な事件への対処を扱ったものではあるが、同時に判例の文中には公立図書館の目的、使命、社会での役割を、明示的あるいは黙示的に記している場合も多い。

そして、そうした目的、使命、社会での役割、すなわち公立図書館の基本的性格については、一定の共通理解が諸判決のなかから浮かび上がってきているように思える。

本報告書はこのような問題意識から、アメリカの公立図書館の基本的性格を検討する基礎を据えようとするものである。報告書の第1部「公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例(1)」は、裁判事例を客観的に紹介している。第2部「公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例(2)」は、本研究の過程から生まれた具体的な研究結果として、2つの論文などを用意している。

本報告書が取り上げるのはアメリカにおける公立図書館の裁判事件であるが、日本にあっても、本報告書から得る示唆は大きいと断言できる。

川崎 良孝

研究組織

- 研究代表者 川崎良孝 (京都大学大学院教育学研究科教授)
研究協力者 前田 稔 (東京学芸大学総合教育科学系教育学講座講師)
研究協力者 高鍬裕樹 (大阪教育大学教育学科人間科学専攻生涯教育計画論講座講師)

研究経費

- 平成 17 年度 600,000 円
平成 18 年度 700,000 円
計 1,300,000 円

研究発表

口頭発表

- 発表者 川崎良孝
テーマ アメリカ公立図書館：歴史・現状・問題点
学会 上海市図書館学会
年月日 平成 18 年 10 月 31 日 (於：上海図書館)

単行書

- 川崎良孝『アメリカ公立図書館・人種隔離・アメリカ図書館協会：理念と現実の確執』(京都大学図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売，平成 18 年，397 頁) 本書は 2006 年度日本図書館情報学会賞受賞

論文発表

- 高鍬裕樹『『子どもをインターネットから保護する法律』合憲判決と『子どもをオンラインから保護する法律』差し戻し判決の検討：情報を止める位置と手段について』(塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売，平成 18 年，pp. 389-416)

目 次

はじめに

- 第 1 部 公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例 (1) 前田稔
- 1 オードゥボン公立図書館事件 合衆国最高裁判所(1966年2月)
Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131(1966).
 - 2 ニューメキシコ刑務所図書館事件 ニューメキシコ地区合衆国地方裁判所(1974年12月)
Shirley Barefield v. Howard Leach, 1974 U.S. Dist. LEXIS 11539(1974).
 - 3 ピコ事件(1) ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所(1979年8月)
Steven A. Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free School District, 474 F. Supp. 387(1979).
 - 4 ピコ事件(2) 第2巡回区合衆国上訴裁判所(1980年10月)
Steven A. Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free School District No. 26, 638 F.2d 404(1980).
 - 5 フェアホープ公立図書館事件 アラバマ南部地区合衆国地方裁判所(1981年3月)
Hilda Claire Oaks v. City of Fairhope, 515 F. Supp. 1004(1981).
 - 6 ピコ事件(3) 合衆国最高裁判所(1982年6月)
Board of Education v. Pico, 457 U.S. 853(1982).
 - 7 リッチモンド公立図書館事件 ヴァージニア東部地区合衆国地方裁判所(1982年7月)
Arnold Via v. City of Richmond, 543 F. Supp. 382(1982).
 - 8 ウォルポール矯正施設図書館事件 第1巡回区合衆国上訴裁判所(1985年2月)
Bobby Ray Kines v. John Day, 754 F.2d 28(1985).
 - 9 オックスフォード公立図書館事件(1) ミシシッピ北部地区合衆国地方裁判所(1988年10月)
Concerned Women for America Education v. Lafayette County, 699 F. Supp. 95(1988).
 - 10 オックスフォード公立図書館事件(2) 第5巡回区合衆国上訴裁判所(1989年10月)
Concerned Women for America v. Lafayette County, 883 F.2d 32(1989).
 - 11 モリスタウン公立図書館事件(1) ニュージャージー地区合衆国地方裁判所(1991年5月)
Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 765 F. Supp. 181(1991).
 - 12 モリスタウン公立図書館事件(2) 第3巡回区合衆国上訴裁判所(1992年3月)
Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 958 F.2d 1242(1992).

- 13 フリーポート公立図書館事件 イリノイ北部地区合衆国地方裁判所(1993年7月)
Leonard Brinkmeier v. City of Freeport, 1993 U.S. Dist. LEXIS 9255(1993).
- 14 ワインヤードヘヴン公立図書館事件(1) 第5巡回区合衆国上訴裁判所(1993年11月)
David Wayfield v. Town of Tisbury, 1993 U.S. App. LEXIS 30997(1993).
- 15 キャンベル事件 第5巡回区合衆国上訴裁判所(1995年10月)
Susan Campbell v. St. Tammany Parish School Board, 64 F.3d 184(1995).
- 16 ワインヤードヘヴン公立図書館事件(2) マサチューセッツ地区合衆国地方裁判所(1996年3月)
David Wayfield v. Town of Tisbury, 925 F. Supp. 880(1996).
- 17 ラウドン事件(1) ヴァージニア東部地区合衆国地方裁判所(1998年4月)
Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library, 2 F. Supp. 2d 783(1998).
- 18 ラウドン事件(2) ヴァージニア東部地区合衆国地方裁判所(1998年11月)
Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library, 24 F. Supp. 2d 552(1998).
- 19 ウェストアリス公立図書館事件 ウィスコンシン東部地区合衆国地方裁判所(2000年4月)
Christopher A. Pfeifer v. City of West Allis, 91 F. Supp. 2d 1253(2000).
- 20 サンド事件 テキサス北部地区合衆国地方裁判所(2000年10月)
Sund v. City of Wichita Falls, 121 F. Supp. 2d 530(2000).
- 21 リバモア公立図書館事件 カリフォルニア州上訴裁判所(2001年3月)
Kathleen R v. City of Livermore, 87 Cal. App. 4th 684(2001).
- 22 コロンビア特別区公立図書館事件 コロンビア地区合衆国地方裁判所(2001年8月)
Richard S. Armstrong v. District of Columbia Public Library, 154 F. Supp. 2d 67(2001).
- 23 コロンバスメトロポリタン図書館事件(1) オハイオ南部地区合衆国地方裁判所(2002年3月)
Robert A. Neinast v. Board of Trustees of the Columbus Metropolitan Library, 190 F. Supp. 2d 1040(2002).
- 24 CIPA 事件(1) ペンシルバニア東部地区合衆国地方裁判所(2002年5月)
American Library Association v. United States, 201 F. Supp. 2d 401(2002).
- 25 ジョージア図書館事件 ジョージア南部地区合衆国地方裁判所(2002年11月)
The Gay Guardian Newspaper v. Ohoopee Regional Library System, 235 F. Supp. 2d 1362(2002).
- 26 CIPA 事件(2) 合衆国最高裁判所(2003年6月)
United States, Et Al., Appellants v. American Library Association, Inc., 539 U.S.

194(2003).

- 27 コロンバスメトロポリタン図書館事件(2) 第6巡回区合衆国上訴裁判所(2003年10月)
Robert A. Neinast v. Board of Trustees of the Columbus Metropolitan Library, 346 F.3d 585(2003).
- 28 COPA 事件 合衆国最高裁判所(2004年6月)
John D. Ashcroft v. American Civil Liberties Union, 542 U.S. 656(2004).
- 29 マウントアイリー公立図書館事件 ノースカロライナ中部地区合衆国地方裁判所(2004年12月)
Ralph J. Miller v. Northwest Region Library Board, 348 F. Supp. 2d 563(2004).

第2部 公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例(2)

第1論文:「子どもをインターネットから保護する法律」合憲判決と「子どもをオンラインから保護する法律」差し戻し判決の検討:情報を止める位置と手段について

高鞆裕樹

第2論文:公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例:ウェストアリス市立図書館事件(2000)とオーピー公立図書館事件(2002)を中心として

川崎良孝

付録:アメリカ公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例に関する日本語文献一覧

高鞆裕樹

アメリカ公立図書館の基本的性格を
めぐる裁判事例の総合的研究

第1部 公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例(1)

前田 稔

●1960年代

1 オードゥボン公立図書館事件

合衆国最高裁判所(1966年2月)

Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131(1966).

【事実】

ルイジアナ州オードゥボン(Audubon)公立図書館の建物には事務所と閲覧室があり、この他に図書館は2台の移動図書館も運営していた。移動図書館は、赤い自動車は白人専用、青い自動車は黒人専用であった。事前に登録した者のみが書籍を借りることができ、黒人の登録証には「黒人」と記載された。若い黒人であるブラウンらが差別に対する抗議のため地区図書館を訪れ、ブラウンは座り込み、その他の者は図書館職員の側に立った。彼らは無言のまま音もたてず騒ぎもしなかったが、図書館職員や保安官の立ち退き要求には応じなかったため、逮捕された。

【要旨】

公立図書館は公的施設であって、すべての人に公開されている。白人が歓迎されている限り、黒人の利用を否定できない。図書館での原告の振る舞いは何ら異常ではない。大声もたてず、乱暴でもなく、騒がしくもなく、無礼でもなかった。10分から15分間、だまってその場に滞在したことを除いて、退館の命令や治安妨害の理由は見あたらない。州治安妨害法は、原告の行為が「治安妨害を引き起こす意図」あるいは「治安妨害が起こりうる状況」を前提にしている。このいずれにもブラウンの行動は該当しない。憲法上許されない公的施設での隔離については、平和裏に秩序だって抗議する権利の行使も含んでいる。同州法は、公的施設での人種隔離に抗議する理にかなった、秩序だった、限定的な権利の行使を、終結することだけに意図的に適用された。この権利への州の干渉は合衆国憲法の下で許されない。こうした事件が、「静寂、知識、美(to quiet, to knowledge, and to beauty)に専心する場」である公立図書館で生じたのは不幸である。

●1970年代

2 ニューメキシコ刑務所図書館事件

ニューメキシコ地区合衆国地方裁判所(1974年12月)

Shirley Barefield v. Howard Leach, 1974 U.S. Dist. LEXIS 11539(1974).

【事実】

ニューメキシコ刑務所(PNM : Penitentiary of New Mexico)は女性36人、男性800人を収容する中規模の施設である。刑務所には中央図書館と法図書館があり、中央図書館は8000冊の蔵書を保有する。中央図書館は男性の受刑者に昼の時間に開放される一方、女性の受刑者には利用申請が必要であった。女性の利用を制限している理由として、PNMは禁制品の持ち込みや、女性が人質にとられることを妨げるためであるとする。これを補うため、女性収容房には1000冊の小図書館があるほか、サンタフェ公立図書館から女性のみが利用できる移動図書館が隔週で来訪するほか、蔵書へのリクエストも可能である。

受刑者のシャーリーベアフィールドが本件の原告として、検閲を受けない権利への侵害に当たるとして主張したのは、図書館に寄贈された2冊の古本が破棄されたという点である。PNMは禁制品が持ち込まれる事への懸念から寄贈規則を設けており、受け入れられずに破棄されたのは、火炎瓶の製造法が書かれている本と在監者の法的権利が書かれている本であるため、刺激的な資料として破棄された。

【要旨】

中央図書館へのアクセスが女性に制限されていたとしても、移動図書館が同等のアクセスを提供するので、女性への不当な差別にはならない。

受刑者は、刑務所に収容されると同時に、修正第1条の権利を完全に失うわけではない在監者の言論の自由と検閲を受けない権利は、憲法の新領域である。最高裁判所は受刑者と外部者との通信に狭い原則をあてはめている。PNWの寄贈図書受け入れ規則は、薬物や武器といった禁制品が刑務所に持ち込まれる手段を阻止することにより、この懸念は合理的である。さらに、サンタフェ公立図書館から女性受刑者が同じ資料を入手することを寄贈図書受け入れ規則は妨げるものではない。同じ本への他の入手経路が存在することを考慮すると、保安に関する刑務所の利益よりも修正第1条の権利が上回るということは出来ない。火炎瓶の製造法といった特定の書籍の留保については、受刑環境に刺激的で社会復帰目的を妨げるという監督官の判断が行われたことは適切である。

3 ピコ事件(1)

ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所(1979年8月)

Steven A. Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free School District, 474 F. Supp. 387(1979).

【事実】

教育委員会が『15歳の遺書：アリスの愛と死の日記』以下の多数の本を学校図書館から除去する決定し、この措置にたいして、生徒が修正第1条の権利を侵害されたとして提訴した。

【判決】

被告の略式裁判の求めは許可され、原告が求める事実審理は行わない。

原告が依拠するのは、過去の同種の事件についての合衆国裁判所判決のうち、教育委員会による図書館蔵書の制限または除去の決定を違憲とした、ミナーシニ事件、チェルシー事件、サルヴェイル事件の判決である。しかし、当裁判所にとっては、教育委員会による図書館蔵書の除去の決定を合憲としたプレジデント事件こそが、本件の判断にとって依るべき先例である。プレジデント事件では、エパソン事件で合衆国最高裁判所が示した「全般的にみて、わが国の公教育は州および地方自治体の支配にゆだねられている。裁判所は、学校制度の日常的な運営において生起し、また基本的な憲法上の価値に直接的かつ明確に関連のない紛争の解決に介入しないし、また介入できない」との立場に立っている。プレジデント事件ではこの観点から検討した結果、裁判所は「何らかの基本的な憲法上の価値についてのいかなる衝突」も見出しえず、したがって養育委員会による決定を合憲とした。

本件において、論争の核心は、公教育における教育委員会の憲法上の役割にある。ニューヨーク州において、公立学校の管理は地元で選挙された機関にゆだねられている。そして、公教育の主な機能は、地域共同社会の基本的価値の伝達のために教え込む(indoctrinative)ことである。本件では、アイランドトリーズの教育委員会が当該図書についての評価において正しかったかどうかは争点ではない。また、仮に図書が俗悪で不健全な嗜好のものであるとして、その悪影響から生徒を守るために、それらの図書を除去して図書館を清潔にすることが賢明であり、むしろ望ましい教育的な決定であるかどうかも争点ではない。それらの争点は、学区の有権者によるか、または適切な行政的訴えに基づいて、州教育長官により決定されるべきものである。

本件の争点は、教育委員会にたいして教育委員が自らを選出した地域共同社会の基本的な価値に相反すると認めた図書館蔵書を除去することを禁じるよう、修正第1条が合衆国裁判所に要求しているかどうかである。プレジデント事件の判例では「いかなる理由にせよ」適切でなく選択された図書は「最初に選択することに与えられた権限と同一の権限により」除

去されうるとした。この判例は本件を規制している。また、たとえ当裁判所がこの判例に拘束されないとしても、結論は同じであろう。

原告が依存するミナーシニイ事件などの3つの判例においては図書の取得と図書の除去を区別しようとしているが、このような区別はなんらの確かな憲法上の原則に基礎づけられていないし、また必然的に実際の営みにおいて役に立たないものであろう。学校図書館の維持は、継続して行われる一連の作用である。そこでは教育公務員により経費、書架スペース、教育上の必要性、生徒の要求および教職員の関心事が総合的に判断されて、定期的に図書が加えられ除去される。その際は、財源および書架スペースの範囲内で図書の内容こそが第一義的な選択規準となる。

ミナーシニイ事件、チェルシー事件、サルヴェイル事件で判決されたように、合衆国裁判所が教育委員かによる内容に基づく除去から図書を守らなければならないのなら、それは財源があつて、生徒がある図書の取得を求めているのにたいして教育委員会がその内容ゆえに拒絶するとき、同じ裁判所が以下にその拒絶をはねつけないでおくことができるのだろうか。大量の起こりうる訴訟にもかかわらず、裁判所はどの図書が学校図書館にあるべきかを決定するには断じて適任ではない。かかる決定をなすのに適当な機関は教育委員会であり、そしてその決定をなすために最も適切な規準である内容を教育委員会から奪うことは論理的に合わないことであり、また現実的でないことである。

重要なことであるが、本件における教育委員会の決定には、自由礼拝や国教会などの宗教問題が含まれていない。また何らかの理論や教義を教えることが禁じられてもいない。さらに、教室内の討論に課された制約もないし、また教師や図書館職員のいずれにも処罰が加えられてはいない。なおかつ、生徒の沈黙の権利または自由な討論の権利が何ら否定されていないし、教室や学校内のどこでも討論することが直接に禁止されていない。教育委員会は、委員会において本質的に俗悪であると信じた一定の図書についてのみ利用を制限した。かかる図書を学校図書館から除去することはもちろん、当裁判所の見解もそうであるように、誤った教育哲学を映すものかもしれないが、しかし、何らかの修正第1条の権利についての直接的かつ明確な侵害を引き起こしているものではない。

本件の原告は生徒である。教師は誰も原告に加わっていないし、教師の誰かが制限図書のどれかをカリキュラムで使用したいと望んだということを原告は立証していない。生徒は、「受ける権利」の教義のもとで修正第1条の学問の自由の請求権を申立てる原告適格を有しているが、しかしかかる請求権が正当と認められるためには少なくとも仮定のものではない現実の争いがなければならない。本件では、教師が誰も原告に加わっていないので、教育委員会の決定が学区内の教師にとって教えたいと欲する事柄に干渉しているという原告の主張は、散漫で、实际的でなく、かつ事実に基づくものではない。学問の自由についてははっきりした争点が存在しないので、当裁判所は、地域共同社会の伝統的な価値および教育内容についての教育委員会の実質的な支配力を尊重すると、教育委員会がカリキュラムでの使用から一定の図書を除去することに修正第1条の権利の侵害を認める余地は何らないと結論する。

●1980年代

4 ピコ事件(2)

第2巡回区合衆国上訴裁判所(1980年10月)

Steven A. Pico v. Board of Education, Island Trees Union Free School District No. 26, 638 F.2d 404(1980).

【シフトン裁判官の多数意見】

事実審へ差戻す。

われわれは「若者の福祉」を考慮して政府に子供の世話をゆだねる。さらに、全ての初等中等教育の主要機能は、教えることであり、わが国での公教育は、国と地方の権限の管理に身をゆだねられる。以前に当法廷がプレジデント事件で示したように、真に国が危険にさらされない限り、学校図書館の本の配架・除去を含む学校当局の個々の決定を法廷にもちこむことはできない。本が責任ある当局によって中等学校図書館の棚から除去されたという主張は、そのままでは明白な修正第1条違反とはならない。そのような活動は「学校制度の日常的運営」の部分となし、「憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連」しない。

しかし、この裁判で被告の学校当局が行っていることは、きわめて不規則で、恣意的で、自由気ままな方法によってなされている。もっぱら、学区の子供たちの教育と福祉からはかけ離れた、政治的見解を背景とした匿名の読者により選択されたリストのコピーを学校当局者がみたにすぎない。さらに、除去騒動を市民の間でひきおこす方法で被告はふるまった。このために、多数派の意思によって形成されると印象づけているものの、そういった一貫性のない自由気ままな手続は、教師・司書・生徒にとってはいいかげんなものである。告知と防御の機会、教育的コミュニティの関心はいずれもあまり与えられずに、彼らの主張は削減されてしまう。学校の中の言論に関する方針を不規則・不公平・恣意的に執行することは、内容自体が修正第1条違反の方針と同じくらい恐ろしい。

当裁判では、除去の決定が被告の道徳的、政治的信条を基礎として決定がなされたという証拠は、手続と実体が違法である証拠の両者に現れている。学校図書館から本を除去した本当の動機は学区の子供たちの福祉と教育に向けられていなかった。被告は、動機が修正第1条に適合した方法であったことを証明することに失敗している。さらに、たとえやむをえない行為であったとしても、原告は提示された正当化が単なる口実であったという事実を発見することを説得する機会を不適當に奪われた。被告の動機を審理するために事実審のために差戻すべきである。

【ニューマン裁判官の同意意見】

事実審へ差戻す。

一般的には、図書館の管理方法の決定、本の取得や除去の選択をまかされている。しかし、思想を抑圧するための行為であるならば、学校当局の全権限は修正第1条を逸脱する。学校における比較的敏感な子供たちは、思想抑圧的な危険行為に注視することを余儀なくされる。これらの本があらわす思想は、受け入れがたく、間違っており、議論も考慮もするべきではないというメッセージを、生徒や教師に公式的に示すことになる。この萎縮効果はあまりに明瞭である。もっぱら思想を理由とした書籍除去の象徴的な効果は、アクセス制限により生ずる結果よりも重要である。禁じられた本を図書館外で利用できる事実は重要ではない。むしろ公衆の力を利用した点に着目すべきである。本を燃やす影響は、すべてが火の上にあるか否かに依存しない。学校図書館からの書籍除去は、燃やすよりも攻撃的ではないものの、弾圧の重要な脅威を引き起こすことができる。

教育は、社会的責任の準備を学生にさせる重要な役割を演ずる。もし学校が独立的な思考を抑圧するならば、この役割の育成への脅威となろう。さらに、政治問題は感情が自然に高まる領域である。そして、州当局が権限内で自らの見解を強いる誘惑はあまりにも大きすぎる。これを避けることを確実にするためにも、憲法上の特別な警戒が必要である。

当法廷が過去に下したプレジデント事件判決は、書籍除去が修正第1条に違反しないと考えた。提示された事実では修正第1条違反が極めて軽微であり、性的内容を理由に本は除去された。除去の政治的な動機は供述されず、証明もされなかった。特定の政治的な思想を抑圧する効果を持ったならば修正第1条違反を認めただろう。

並外れた注目を集めている本の入手を特に禁じた場面でない限り、不選択は、取得されなかった無数の本のなかの1冊をつくるだけである。他方、除去は非難のためにその本を選出する。それに加えて、不選択とくらべ、除去は許されざる政治的動機の存在を示唆する。本が取得されない場合には資源の限定といった多くの理由がある。しかし、本が一旦取得されるならば、本棚に余裕のある図書館においては、除去の正当な理由はほとんどない。このように、書籍除去は、思想抑圧の十分な危険の存否を決定するために証拠上の重要性を持つ。原審の略式判決は差戻され、事実審を行わなければならない。

【マンスフィールド裁判官の反対意見】

原審の決定を支持する。

図書館蔵書に関しては、権限を授けられた一部の人または組織体が決定をしなければならない。たとえ、どのような本を、いかなる学校の部門が選択したとしても、他の人やグループは意見を異にするだろうことが予測できる。しかし、ほとんどの場合、合衆国裁判所は学校当局の決定に口出しすることをやめなければならない。たとえ裁判官の見解のほうが賢明であったとしても、学校の生徒の福祉や教育に関連する合理的で具体的な根拠に基づいて委員会は議決するのであり、そのほうがは適正、誠実である。

教育委員会は、特定の社会的、政治的な見解を学生に教え込もうとすこしも努力していない。思想の自由な交換は、抑圧されなかった。教師と学生が教室や学校の建物の中で本のテーマや思想について議論したり意見を述べたりすることが自由であることは、原告と被告はともに認めている。学生は、また、学校の外で本を購入することができるし、公立図書館からそれらを借りてもよい。本についての議論、そこに含まれる問題、それが支持する思想については、本を除去する委員会の行為によっては禁じられていない。本事件とプレジデント事件では、法的に重要な違いはない。

教育委員会が学校図書館の本棚に置かれる本を選択する権限を有するのであれば、同じく除去の権限も有するはずである。書籍取得の際に失敗があったと教育委員会が合理的に結論づけるならば、本を除去してもよい。合理的に教育的目的に不適當であると見いだされるならば、学校図書館の蔵書コレクションの継続を拒否する権限が、学校当局の監督機能に含まれる。この行為は全学生の修正第1条の権利を少しも侵害しない。したがって、原審の決定を支持する。

5 フェアホープ公立図書館事件

アラバマ南部地区合衆国地方裁判所(1981年3月)

Hilda Claire Oaks v. City of Fairhope, 515 F. Supp. 1004(1981).

【事実】

オークスはアラバマ州フェアホープ公立図書館の職員を解職されたため提訴した。オークスの主張のなかには、修正第1条を侵害しているというものが含まれている。

【要旨】

言論出版の自由への侵害についてオークスは最初主張した。

この点、オークスは図書館の書架からジョイ・オブ・セックス(Joy Of Sex)とモア・ジョイ・オブ・セックス(More Joy Of Sex)を除去せよという指示に従わなかったため解雇されたと主張している。しかし、市長を嘘発見器にかけた際の新聞記事によれば、除去の指示をしていない検査結果が明らかになったという。むしろ、「能率が悪く、しっかりと図書館を管理することができなかつたので、オークスは解雇された」との陳述を検査したときに嘘発見器は市長が正直に返答したことを示したとされている。この記事に対して、オークスは解雇されたのはポルノ(dirty books)問題の結果であると再度主張した。一方、市長は、全国からの注目を集めることを目的とした完全な作り話であると反論した。結局、事実の裏付けを立証できず、出版の自由とは無関係である点をオークスも承認することになった。

その後原告は主張を変更し、被告と政治的に相容れない者と関わったため解雇されたとし

て、結社の自由への侵害であると主張している。

公務員が修正第1条の権利を行使することで解雇され得ないことは明らかである。(1)公務員が修正第1条の活動に関わったか否か、(2)修正第1条の活動が解雇にとって重大性を有し、動機を構成しているか否か、(3)修正第1条の活動がない場合でも解雇されたか否か、の3点を考慮しつつ利益衡量を行うことが妥当である。

図書館職員と図書館委員会とが友好的関係であったか否かは、解雇の適否判断にとって確かに重要ではある。しかし、当法廷はオークスの活動が混乱を増長したかどうか、混乱を招いた第三者とオークスとの個人的な交際関係が修正第1条により保護されているかどうかを当法廷が決定する必要はない。疑いようのない事実は、たとえ被告側と政治的に相容れない者とオークスが関わっていなかったとしても、オークスは解雇されたであろうという点である。

6 ピコ事件(3)

合衆国最高裁判所(1982年6月)

Board of Education v. Pico, 457 U.S. 853(1982).

【ブレナン裁判官の相対多数意見】

事案を事実審に差戻す。

裁判所は学校制度の日常的な運営において生起する紛争の解決に際し、基本的な憲法上の価値に直接的かつ明確に関連していない限り介入すべきではない。しかし、図書除去については、直接的かつ明確に関連しているかもしれないと考える。

思想を受ける権利は、思想を送る権利に不可避免的に伴うものであり、さらに、受け手自身にとっても自らの表現の権利を行使する際に不可欠なものである。生徒にとって思想を受ける権利は、成人になって加わるであろう多元的でしばしば論争的な社会に能動的かつ効果的に参加するための準備となる。

学校図書館は公立図書館に劣らず「静寂で知識に満ちた気品ある場」である。学校図書館は、生徒の調べ、学び、かつ評価を加え、新たな発達と知識を得る自由にふさわしい場である。生徒は未知のものを探り、カリキュラムでは扱われていない関心分野や思想を発見することができる。また、図書館が教室の内外で自分に示された考えを試し発展させる場であることも学ぶ。

被告は学校の教え込む任務を強調し、完全な自由裁量を主張する。しかし、本件の学校図書館では、生徒の利用と本の選択は完全に自発的になされている。学校図書館は生徒にもっぱら自由意思による自己学習と個人的に豊かになる機会を提供している。教育委員会のカリキュラムに関する自由裁量をそのまま学校図書館や自発的な探求のしくみにまで広げることは見当違いである。教育委員会は学校図書館の内容を決定する自由裁量を有しているものの、

偏狭に特定の党派に偏ったり政治的で会ったりする仕方(narrowly partisan or political manner)で行使されてはならない。憲法は官憲による思想の抑圧を許さない。

もし、除去の決定により教育委員会と意見を異にする思想に生徒がアクセスすることを否定する意図をもっており、かつこの意図が教育委員会の裁決にとって決定的要素である場合、自由裁量の行使は憲法に反する。公の決定がかかる意図により支配されることを容認することは、まさに一種の官製の正統性の奨励であり、過去の判例ではっきりと非難されている。その反面、俗悪さに満ちたものであるとか教育的なふさわしさに専ら基づく動機づけが教育委員会の裁決にとって決定的なものであたるなら、官憲による思想抑圧の脅威をもたらさない。

本判決は図書を選択する教育委員会の自由裁量権には影響を及ぼさない。思想の抑圧を扱っているのであり、もっぱら図書を除去する自由裁量権に影響を及ぼす。教育委員会の手続は非常に変則的でその場限りのものであった。除去の決定が図書の思想に異議があること、または、自らの政治的な正統性を生徒に押し付けたいという願望に基づいていたことが決定的な理由であった可能性を証拠は示唆している。重要事実について真理により明らかにされなければならない、事案を事実審に差戻す。

【ブラックマン裁判官の同意意見】

相対多数意見の結論に同意する。

相対多数意見が要求する教育委員会の動機の立証は、実際には適用範囲が狭い原則である。図書が不快な言葉づかいを含んでいたり、生徒の年齢にふさわしくなかったり、唱導する思想が公共の福祉にとって明らかに有害であるという理由で図書の入手を教育委員会が拒むことを修正第1条は許すであろう。

【ホワイト裁判官の同意意見】

相対多数意見の結論に同意する。

相対多数意見は教育委員会の自由裁量権にたいする修正第1条の制約の範囲についてまで無理に踏み込んでいる。この段階でそうする必要はない。

【バーガー裁判官の反対意見】

相対多数意見の結論に反対する。

本件では生徒にいかなる種類の制約も加えられていない。問題の図書を読み、議論することは自由であり、自己を表現するする能力に何ら直接的な外部からの制約はない。にもかかわらず、相対多数意見は図書館の蔵書に含まれる思想にアクセスする強制可能な新しい修正

第1条の権利を認めている。政府機関に一定の図書への継続的アクセスを提供させる権利は過去の判例から導かれない。

投票で選ばれた教育委員会により地域共同社会の意見が示される。誤りを犯すかもしれないものの、そのときは有権者が彼らを投票によって放逐できる。相対多数意見のこのような権限を裁判所のものとすべきではない。

相対多数意見の規準はあいまいで、何が政治的かについて不明である。結局当該図書についての裁判官の評価如何となる。しかし、この裁量を行使するにふさわしいのは地元の投票で選ばれた教育委員会であり裁判官ではない。

相対多数意見は、教育委員会は選挙民を反映しており、図書の収集・除去に抑制のない自由裁量権を行使しえないことを看過している。

【パウエル裁判官の反対意見】

相対多数意見の結論に反対する。

1冊の図書の教育上の価値をどうみるかは高度に主観的なものであり、裁判官が適任であることはめったになく、学区の親および住民にたいして敏感に反応する立場にない。さらに相対多数意見のいう思想を受ける権利は先例の根拠がないし、意味のない一般法則化である。また、相対多数意見の提示する規準は単に主観的な手引きにすぎず、規準のない規準である。

【レンクィスト裁判官の反対意見】

相対多数意見の結論に反対する。

抽象的・仮説に基づいた争点、および、時機の未だ到来しない憲法上の争点について判断しない、という合衆国最高裁判所の慣行に相対多数意見は反する。また、教育委員は支配者ではなく、社会的価値や知識を教え込む教育者として、個人の政治的、道徳的見解にたって教育上の決定をなすことが許される。さらに、生徒の思想を受ける権利を、過去の判例で認めたものはない。除去された図書を書店や公立図書館で生徒が入手できる以上、情報を受ける権利が妨害されたとはいえない。もし、教育に必要なもの以外の情報にアクセスする権利を生徒が有するならば、教え込むという教育の本質と相容れない。また、学校図書館は、自由奔放な調査の場である大学図書館と異なり、教え込むことを補足する場所である。図書館が図書を取得しないことは、除去する場合と同じ影響力でアクセスを拒絶しており、相対多数意見のいう取得と除去の区別は意味がない。

【オコーナー裁判官の反対意見】

相対多数意見の結論に反対する。

相対多数意見は行政機関の教育者としての特別な役割を見落としており、バーガー裁判官の反対意見を採用する。

7 リッチモンド公立図書館事件

ヴァージニア東部地区合衆国地方裁判所(1982年7月)

Arnold Via v. City of Richmond, 543 F. Supp. 382(1982).

【事実】

アーノルドは、分離主義団体と思われるアメリカ無神論者会(American Atheists)のヴァージニア支部長であった。1980年の秋に原告はリッチモンド公立図書館を訪れ、無神論者会の会報を持参し、無償購読を申し入れた。しかし、職員により拒絶され、再度の申し入れも拒まれた。このため、寄贈の受け入れと展示をしなかったことが、宗教行為の自由に関する修正第1条の権利を侵害するとして、原告は提訴した。一方、被告は正式事実審理を経ないでなされる判決を求めた。

【要旨】

被告の申し立ては認められる。

被告の図書館職員は、寄贈をうけた出版物は低品質で、公衆が興味を持って読むことがほとんど期待できず、同じ主題であっても他の出版物のほうが勝っていたと証言した。これに対して、図書館職員の心理状況を原告は非難している。しかし、拒絶した動機が、無神論主義を標榜する雑誌の展示を忌避するためであったことの立証が十分になされていない。

精神状態が争点となっている場合に、正式事実審理を経ないでなされる判決を下すべきかについては、公務員を軽率な訴追から保護することを考慮する必要がある。原告は十分な機会がありながら主張を支持する証拠を提示できなかった。このような訴訟ハラスメントから、本件の図書館職員は保護される権利を有する。

8 ウォルポール矯正施設図書館事件

第1巡回区合衆国上訴裁判所(1985年2月)

Bobby Ray Kines v. John Day, 754 F.2d 28(1985).

【事実】

キネスはマサチューセッツ州ウォルポール矯正施設(Massachusetts Correctional Institute in Walpole)の在監者である。在監者に関する出版者限定規則(Publishers Only Rule)の違憲性を主張して提訴した。同規則は、在監者が受け取れる読書資料の入手先を、出

版業者、ブッククラブ、書店、売店(news store)に制限している。一方、囚人規則によれば、1ヶ月あたり1つの包みを個人的に外部から受け取ることができる。1つの包みのなかには書籍・雑誌を含むものの、新聞・雑誌の定期購読の場合は量に制限がない。収容施設には、図書館が設置されており、4000冊から5000冊の一般書と新聞・雑誌を保有している。図書館に存在しない書籍については、地域の他図書館へのリクエストを在監者は提出することができた。

記録によると、キネスは9回図書館に来訪している。あるとき特定の書籍の存否を尋ねたとき、職員は存在しない旨を告げ、リクエスト可能なことを伝えた。しかし、キネスは記入を断った。

【要旨】

本件では合衆国最高裁判所のニューヨークで出版者限定規則が問題となったベル判決(Bell v. Wolfish, 441 U.S. 520)を参照する。最高裁判所の判決では、在監者であっても憲法上の保護をすべて喪失するわけではないものの、刑事施設の正当な目的と政策そして収監の事実による制限を憲法で保障された権利が受けるとした。そして、(1)ハードカバーの書籍に関するセキュリティ上の危険性(禁制品が忍び込むことが多い)、(2)規則の内容中立的な運用、(3)施設内の図書館を含む、他からの入手性、(4)拘禁期間の短さ、を考慮し、重要な政府利益を達成するために必要な、時・所・方法の合理的な制限であると結論づけた。

このように最高裁判所のベル判決の場合、ハードカバーのみが判断対象となった。これは、セキュリティ上の危険性に基づいており、その点、ペーパーバックの場合でも同様といえ、本件の規則にも重要な政府利益が認められる。確かに、ベル判決と異なり、拘禁期間の短さには着目できないものの、他の図書館からの入手手続が認められている点に注目すべきであり、ベル判決を準用できる。

9 オックスフォード公立図書館事件(1)

ミシシッピ北部地区合衆国地方裁判所(1988年10月)

Concerned Women for America Education v. Lafayette County, 699 F. Supp. 95(1988).

【事実】

ミシシッピ州オックスフォードにあるオックスフォード公立図書館は次のような集会室利用規則を設けていた。オックスフォード分館の集会室は、市民的、文化的、あるいは教育的な性格のグループや団体の利用に供する。社交的集会、娯楽的集まり、演劇、資金集め、あるいは営利目的には利用できない。さらに社会的、政治的、党派的、あるいは宗教的な目的に供しないし、図書館長や分館長が無秩序を生じる可能性があるとして判断した場合にも提供し

ない。この利用規則により宗教グループであるとの理由で集会室の利用を拒否されたのが女性団体の「アメリカを懸念する女性」である。この団体は家庭の権利を守り、伝統的なアメリカの価値を保持しようとする全国的な保守的女性団体であり、こうした課題を討議したり、講演者を招待したり、国や国政指導者のために祈りを捧げたりしていた。オックスフォード支部の祈祷部(Prayer Chapter)の集会を開くために利用を申し込んだところ拒否されたのであった。「アメリカを懸念する女性」とオックスフォード支部長は修正第1条違反を主張して合衆国地方裁判所に提訴した。

【要旨】

合衆国地方裁判所は違憲であると判決した。

図書館は昔から個人の学習に使われてきたのであって、演説の場ではない。その上、オックスフォード公立図書館の方針は、集会室の利用を図書館の教育的、芸術的使命を増進させるグループの利用に限定している。すなわち、当の図書館の集会室は伝統的パブリック・フォーラムではない。もっとも、図書館は、徴兵隊、水泳クラブ、アメリカ在郷軍人会といった教育的でも芸術的でもないグループに、集会室の利用を許可した。こうした措置は、「アメリカを懸念する女性」といった芸術的でも教育的でもない他のグループにたいして、集会や討論の場として従来は開かれていなかった公有財産、すなわち集会室を、等しく利用できる場として公開したのではないかということである。

確かに、図書館は理にかなった区別によって、集会室を利用できるグループを制限できる。また図書館の使命にてらして、集会室の利用を制限できる。しかし上に挙げたようなグループや団体は、何ら図書館が規定する使命と結びつきがない。図書館は上に示したような多様なグループに集会室の利用を許可している。こうした図書館の実践は、混乱をもたらす集会を禁止するという一定の制限はあるものの、集会室というフォーラムを広く一般に開放してきたと判断する。

10 オックスフォード公立図書館事件(2)

第5巡回区合衆国上訴裁判所(1989年10月)

Concerned Women for America v. Lafayette County, 883 F.2d 32(1989).

【事実】

合衆国地方裁判所の判決を不服とした図書館は上訴を行った。その理由は、(1)図書館の方針と実践からして、図書館はせいぜい制限的パブリック・フォーラムとして集会室を設けたにすぎず、(2)図書館は「アメリカを懸念する女性」といった類の宗教的あるいは政治的グループには一度も集会室の利用を認めていないということであった。

【要旨】

合衆国上訴裁判所は合衆国地方裁判所の判決を確認し違憲の判断をした。図書館集会室は結果的にパブリック・フォーラムになっているかどうかという問題については、図書館は徴兵隊、水泳クラブ、アメリカ在郷軍人会といった多様なグループ、さらには少女のピアノ・リサイタルにも利用を許可しており合衆国地方裁判所の判断は是認できるとした。

また、「アメリカを懸念する女性」といった政治的あるいは宗教的内容を持つグループにも、集会室の利用を許さねばならないのかという問題については、次のように述べた。伝統的パブリック・フォーラム、制限的パブリック・フォーラムを問わず、政府は言論の内容を理由に制限することはできない。制限できるのは、州のやむにやまれぬ利益にとって必要な場合に限られる。「アメリカを懸念する女性」が一般的な図書館利用を混乱させるとか、妨害するといった証拠はない。もし混乱や妨害が現実となれば、図書館は理にかなった時間、場所、態様を集会室の利用に課することで対処できる。

さらに、図書館集会室の利用は国教禁止条項に違反しないとした。「懸念する女性」が公表している目的は、教育、裁判、立法、人道主義的援助などを通して、伝統的な価値やキリスト教の価値を保持、擁護、それに促進することにある。宗教グループが集会室の利用を独占しており、フォーラムである集会室の「主たる効果」が宗教の促進になっていることを実証しない限り、等しいアクセスの方針は国教禁止条項に抵触しないとした。

●1990年代

11 モリスタウン公立図書館事件(1)

ニュージャージー地区合衆国地方裁判所(1991年5月)

Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 765 F. Supp. 181(1991).

【事実】

ニュージャージー州モリスタウン公立図書館はホームレスのクライマーをたびたび退館させた。クライマーは図書館のポリシーが州法と合衆国法で守られた彼の権利を侵害しているとして提訴した。ポリシーが定めていたのは主に次のことであった。読書や調査、それに資料の使用をしない利用者には、退館を求めなければならない。騒々しい行動や乱暴な行動、凝視、他者について回ることなどで他の利用者を嫌がらせたり悩ませたりしてはならない。利用者は入館に際して、服その他を着用し、靴などを履かねばならず、衛生状態がとくに不快で他者に妨害となる場合、その利用者に退館を求めなければならない。この規則は曖昧さを懸念したアメリカ自由人権協会の求めに応じて、図書館が当初のポリシーを修正したものであったが、なお裁量が大きすぎるとしてクライマーは提訴したのである。合衆国地方裁判所はポリシーの違憲性を認めた。

【判決】

判決ではパブリック・フォーラムについて次のように述べた。公立図書館は「州が表現活動の場として人びとの利用のために公開した公有財産」である。この事件での表現活動とは、文字による思想を表明したり受け取ったりするという意味での修正第1条上の表現活動である。公立図書館の設置目的および実際の利用法は文字コミュニケーションの場であり、制限的パブリック・フォーラムに相当する。伝統的あるいは制限的なパブリック・フォーラムを問わず、規制には同じ基準が適用でき、規制は重要な行政上の利益に役立つとともに、狭く具体的でなくてはならないのである。伝統的にいって、公立図書館は文字による思想のコミュニケーションのためのパブリック・フォーラムである。単に制限的なパブリック・フォーラムであるだけでなく、典型的(quintessential)、伝統的なパブリック・フォーラムであり、利用の難易は民主主義制度の根幹に関わる。

12 モリスタウン公立図書館事件(2)

第3巡回区合衆国上訴裁判所(1992年3月)

Richard R. Kreimer v. Bureau of Police for the Town of Morristown, 958 F.2d 1242(1992).

【要旨】

合衆国上訴裁判所は公立図書館は制限的パブリック・フォーラムであり、また当該規則は広範性の理論にも曖昧性の理論にも該当しないとして合憲であるとした。パブリック・フォーラムについては次のように述べた。公立図書館は情報や思想を受け取るという権利を行使するについて、「本質的な」位置を占める。しかし明白なことだが、公園、歩道、街路とは大きく異なり、伝統的パブリック・フォーラムと把握するには無理がある。図書館は静かで平穏な場でなくてはならない。当然ながら演説をはじめ修正第1条上の最も伝統的な表現活動は許されない。合衆国地方裁判所が公立図書館を本質的、伝統的なパブリック・フォーラムであり、利用の難易は民主主義制度の根幹に関わるとしたことには賛成できない。公立図書館は制限的パブリック・フォーラムである。

13 フリーポート公立図書館事件

イリノイ北部地区合衆国地方裁判所(1993年7月)

Leonard Brinkmeier v. City of Freeport, 1993 U.S. Dist. LEXIS 9255(1993).

【事実】

1992年8月7日に、原告はフリーポート公立図書館職員の帰宅途中に手書きのラブレターを渡して立ち去った。手紙の内容は、性的に露骨な言葉で満ちており、職員の身体的特徴に言及していたほか、性行為への願望が表明されていた。その後、原告が図書館に再来訪したところ、警察官による人物確認が行われ、図書館の管理者から退去を強く忠告された。このため、原告は図書館から立ち去った。さらに、原告には立ち入り禁止の警告書(*trespass notice*)が原告から届けられた。利用者や職員へハラスメントを行ったり威した者を図書館から排除できるという方針が根拠となっていたものの、その方針は明文化されてはいなかった。原告はイリノイ州フリーポート市を相手取り、修正第1条侵害からの救済を裁判所に求めたところ、被告からは正式事実審理を経ないでなされる判決(*motion for summary judgement*)を求める申し立てがなされた。

【要旨】

モリスタウン公立図書館事件において第3巡回区合衆国上訴裁判所は、情報を受ける権利について詳細に検討し、修正第1条は単に検閲を禁止するだけではなく、情報への積極的なパブリックアクセスを含むとした。第3巡回区合衆国上訴裁判所に当裁判所も賛成する。

本判決はモリスタウン公立図書館事件の第3巡回区判決のフォーラム分析を引用した。ア

アクセスの権利を政府が制限できる範囲は、パブリック・フォーラムであるか否かにより決定づけられる。パブリック・フォーラムには、ペリー事件合衆国最高裁判所判決の示す3類型がある。公立図書館は、文字コミュニケーションといった特定の表現行為に向けて指定されたフォーラム(designated public forum)であるものの、すべての修正第1条の行為に開かれているわけではない。口頭発表や会話行為は図書館の性質と相容れない。図書館の性質、そしてパブリック・フォーラムに指定した政府目的とに合致した範囲内で、図書館は権利行使を承認する義務を有する。

修正第1条と無関係な行為については、表現者の見解を妨害する活動ではない限り、規制の合理性のみが要求される。一方、指定的パブリック・フォーラムとして修正第1条により枠づけられる時・所・方法の規制については、重要な政府利益に狭く設定され、情報のコミュニケーションへ十分に開かれた代替経路が残されていることが必要である。モリスタウン公立図書館事件では、ハラスメントや迷惑な行為を制限する明文規定について、政府が図書館に特に委ねた事業に向けられたものではないため、合理性の基準を適用した。そして、業務妨害的なふるまいへの規制は、公立図書館の用法を最大限実現する最も明瞭かつ直接的な方法であるため、原則として合理性を有するとした。

本法廷も業務妨害的なふるまいへの規制であるという点、概念的に修正第1条を侵害しないという第3巡回区の考えに同意する。また本件の方針は、明文化されないまま幅広く規定されており、防止しようとする行為との間の合理性が欠如している。さらに、ハラスメントや威しの内容を定義していない点が問題である。

一般的に理解されている辞典的な意味と一致している限りにおいて、公立図書館の用法と相容れない業務妨害的な行為の防止という、方針の許容可能な目的と規制とが結合していなければならない。たとえば、図書館に来訪した者が、図書館の利用者を威嚇する言動を行うやいなや、その利用者が図書館から立ち去ったとしよう。確かに、一般的意味の威嚇やハラスメントに該当するとはいえ、図書館の使用を必要とはしない。同様に、怒って誰かを睨み付けることによるハラスメントは、必ずしもその人が図書管理用をやめることにつながるものではない。もしそうならば、そのような行為は、行為者の図書館へのアクセス権を侵害する基礎を提供する。もしそうでないならば、彼の図書館利用を制限する正当化理由を失う。

方針では、ハラスメントや威嚇が起こる地理的制限が設定されていない。図書館から何マイルも離れていたか、数フィート離れていたかで、たとえ図書館職員が対象であっても、誰かへのハラスメントや威嚇を理由に図書館から閉め出すことは、合理的とは思われない。逆に、図書館の外側にいる間に、利用者や職員に暴行を加えた何者かが、図書館の中に入ってきたならば、そのような威嚇は、明らかに利用者や職員の図書館利用を中断させる。この方針の問題点は、禁止行為に関する合理的な指針が設定されていないことにある。さらに、図書館使用に関する適用除外がなく、被告はそのような習慣・方針・実施の証拠を提出していない。理論的には、いくら軽微であろうとも、失当な行為の一事例によって、永遠に図書館から閉め出されることがありえる。まったく、そのような結果は、修正第1条あるいは適正

手続きの概念に照らして合理的であると思えない。図書館へのアクセスを拒否されたことへの異議申し立て手続きが、公式的にも非公式的にも存在しない。そのようなセーフガードの欠如によって結論は補強される。

14 ワインヤードヘヴン公立図書館事件(1)

第5巡回区合衆国上訴裁判所(1993年11月)

David Wayfield v. Town of Tisbury, 1993 U.S. App. LEXIS 30997(1993).

【事実】

ウェイフィールドはいわゆる「歴史修正主義」運動の支持者である。ワインヤードヘヴン公立図書館に対してウェイフィールドは、キリスト教徒の施設利用を差別しているという印象をもっていた。また、ソビエト連邦ユダヤ共産主義下での約5000万人のキリスト教徒の大虐殺を軽く扱い、ナチス・ドイツのユダヤ人の大虐殺を過大に扱っていると考えていた。

1990年12月14日に、ウェイフィールドはワインヤードヘヴン公立図書館に行き、図書館コレクションに、歴史修正主義の書籍と雑誌を数冊加えるように、責任者のコンバリーへ説得を試みた。後日、ウェイフィールドはコンバリーから話しかけられた。燭台(menorah)のひとつが行方不明である点を告げられ、そのありかについてしつこく尋ねられた。そして、ウェイフィールドの所持しているバッグの検査をしたいと申し入れられた。ウェイフィールドは検査を拒んだ。何が起こったかについてのウェイフィールドの説明によれば、コンバリーは叫び声をあげながらショルダーバッグをつかみとるべく暴行してきた。いずれにせよ、コンバリーとの衝突の後、ウェイフィールドは図書館を後にした。

1990年12月18日に、ウェイフィールドはコンバリーからの配達証明郵便を受け取った。図書館での騒動および燭台の紛失を理由に、図書館への立ち入りを今後禁止するという書簡であった。20日にはさらに、図書館の管理者から、騒動を引き起こしたことを理由に、図書館を利用する権利を1991年4月2日まで剥奪するという手紙を受け取った。そして1991年1月にウェイフィールドが図書館に行ったところ、不法侵入で告発された。

しかし、実のところ、燭台は図書館から紛失していなかった。常備されている場所から取り去られ、本棚の裏におかれていた。ウェイフィールドは憲法上の権利を奪われたことを理由に、ティスバリー地区を提訴した。被告が訴え却下の申立て(motion to dismiss)を行ったことに対して、原告は原主張の修正を行った。原審では、両者ともに却下された。

【要旨】

被告の申立ておよび原告の主張を却下する。但し、政治的な動機で出入り禁止にされたとの主張修正は認め、一部原審を棄却する。

出入り禁止とされたのは、騒動を原因とするものではなく、政治的信条への攻撃を目的としていたと、ウェイフィールドは主張している。これは、確かに、十分な事実に基づく主張ではない。しかし、結論にとって論理的に不可欠であるか、少なくとも結論を支持するのであれば、推論は事実に変化する。状況証拠であったとしても、政治的動機によって禁止されたという結論を支持する、事実に関する主張となる。

事件当日のコンバリーの様子について、ウェイフィールドの主張によれば「外観はとても怒っているようにみえた。しかし、冷静であった」という。それから1時間もしないうちに、燭台の盗難を指摘され、暴行を受けたと述べている。これらの事実から、盗みの指摘は口実にすぎず、暴行とウェイフィールドの出入り禁止についての本当の理由は、ウェイフィールドの政治的信条への敵意であった可能性を否定できない。委員会は、単に騒動を理由としたのではなく、コンバリーの意図を知って行動した可能性もあり、さらなる審理なしに訴訟を棄却することはできない。

15 キャンベル事件

第5巡回区合衆国上訴裁判所(1995年10月)

Susan Campbell v. St. Tammany Parish School Board, 64 F.3d 184(1995).

【事実】

J・ハスキンス(Jim Haskins)の『ブードゥー&フドゥー』(Voodoo & Hoodoo, 1978)の除去が問題となった。この本ではアフリカを起源とするブードゥー教の、奴隷解放後のアメリカにおける伝播と発展、そして、まじないの方法が述べられている。俗に黒魔術と呼ばれるように、このまじないを悪魔の行う邪術であると考える者も多い。ある生徒の母親は娘が本をもっているのを知って、教頭に電話をかけて本の内容に異議を申立てた。さらに、ルイジアナ・キリスト教連合のメンバーの友人に連絡し、彼女に本のそのコピーを提供したうえ、教育委員会の方針と手続に従って、校長に正式な申立てをおこなった。申立ての要点は、超自然的なものに駆り立て、「呪文」をためすことを夢中にさせ、それが潜在的に危険であるという点であった。最終的に、教育委員会は本の除去を決定したため、修正第1条違反を理由に提訴された。

【要旨】

合衆国最高裁判所が繰り返し述べてきたのは、教育内容に関して学校当局は幅広い権限を有するものの、それは憲法上の保障原理にふさわしい方法で行使されなければならないことであった。本件と似た事案であるピコ事件判決の相対多数意見は、最初に生徒の修正第1条の権利について、その性格を概説し、次に、図書館からの本の除去に関する修正第1条の裁

量範囲を学校当局が逸脱した事実の有無が争われるとした。そして、「学校図書館の特有の役割」が生徒の自発的な調査の場であると指摘し、「生徒はいつも、調べ、学び、かつ評価を加え、新たな発達と知識を得ることに自由な状態であらねばならないが、学校図書館はかかる自由にとって重要な場所である。」とした。相対多数意見が示したのは、カリキュラム内容の決定よりも、カリキュラム外の決定のほうが憲法上の制約が強いという点であった。公立学校図書館利用の自発的な性質を強調して、相対多数意見が述べたのは、図書館資料に関する学校当局の決定は、学校のカリキュラムを含まない決定であり、したがって憲法上の制限に服することであった。

ピコ事件判決では、学校図書館から本を除去する学校当局の絶対的な裁量を排除するにあたり、生徒は情報を受領する修正第1条の権利を有するとした。そして、学校図書館の本棚から本を除去する裁量の行使にあたっては、単に、本に含まれる思想を嫌うか、「政治、国民精神、宗教またはその他の意見の分かれる問題で何が正統であるかを指図」することにより図書館から本を除去することが禁じられる。もし学校当局の除去の決定の意図が、学校当局が不賛成な思想へ生徒がアクセスすることを否定することにより、なおかつその意図が除去決定における重要な要素であるならば、学校当局は「憲法に反してその自由裁量権を行使している」。しかしながら、もし当局が本を除去したのが、「俗悪さに満ちている」か、「教育的なふさわしさ」によるものであった場合は、憲法に反する動機が現れたものではないと、暗に認めている。

ピコ事件判決は相対多数意見であったため先例拘束性を有しない。しかしながら、教育委員会の除去決定が憲法に反する動機に基づいていたかを決するにあたり、有用な示唆を与えている。絶対的な多数意見が形成されなかった判決の場合は、結論に至る根拠に全面的に賛成することを拒否した同意意見が、相対多数意見の判決理由の根本部分に同意しているかに着目すべきである(*Marks v. United States*, 430 U.S. 188 (1977))。ピコ事件判決で同意意見を述べたホワイト裁判官の場合は、相対多数意見の理由の根本部分で一致している。図書館から本を除去する学校当局の裁量に限界を認める点で相対多数意見を排除しておらず、単に憲法問題に踏み込む必要がなかったことを指摘しているにすぎない。確かに当巡回区かつてピコ事件判決の先例拘束性を否定したこともあった(*Muir v. Alabama Educational Television Commission*, 688 F.2d 1033 (5th Cir.1982))。しかし、それは論争的な番組を中断した放送局の決定が問題になったからであり、学校図書館における本の除去の合憲性を判断する有用性を否定してまではいない。

ピコ事件判決は、合衆国地方裁判所にさらなる証拠の吟味をするように命じているものの、本の除去の合憲性を審査するにあたり常に事実審を求めているものとは解しない。ピコ事件では、まず略式裁判における証拠を参照し、学校当局が本を除去した動機という、略式裁判を退ける重要な事実上の争点が存在するとした。そこで、本件でもまず、略式裁判の証拠を吟味し、重要な事実上の争点が存在するかを決定する。

証拠によれば、生徒は図書館の本を読むことを要求されておらず、どの図書館資料を生徒

が選んだかについて教職員によって監督もされていなかった。このように、『ブードゥー&ブードゥー』を除去する教育委員会の決定は、カリキュラムとは関係のないものであった。したがって、ピコ事件判決に従い、本を除去した教育委員会の決定は、カリキュラムに関する決定の場合よりも、厳しい修正第1条の基準を通過しなければならない。

合衆国最高裁判所が審理したのは、除去決定に至った学校当局の主たる動機である。本件の証拠では、略式裁判を許可できるほど十分とはいえない。教育委員の供述を慎重に審理するならば、著しく憲法に反する動機に基づいていたとまではいえない。現段階では、いかなる理由で教育委員の多数が除去に賛成したかの全容は明らかではない。除去の理由は、8人の委員についてはそれぞれ異なっており、さらに、4人については会議で短い所見が述べられたにすぎなかった。すべての教育委員に反対尋問を伴う証言をさせる事実審理によってこそ、教育委員会の決定の背後に控える決定的な真の動機を解明できる。

生徒が自由に、そして、自発的に多様な話題を探究する場所としての学校図書館の特別な役割を考慮するならば、カリキュラム外の決定が「自由な思想をその源で窒息させる」(*West Virginia Board of Education v. Barnette*, 319 U.S. 624 (1943))違憲な試みかどうかという疑問を引き起こす。教育委員の多くは決議に際して本全体を読んでいないか、まったく読んでいなかったという略式裁判の証拠は、この可能性を強める。一部の教育委員はレイジアナ・キリスト教連合の代表によって提供される独自の抜粋を読んだにすぎなかった。さらに、第8学年に限定して親の許可を必要とする本棚に移すことも検討されず、自ら制定した手続に反しており、動機に関する疑念が和らぐことはない。教育委員会の決議を取り巻く状況は、その決定の憲法正当性への疑念を生じさせざるをえない。それでもなお、教育委員会の除去決定の背後にある一つの決定的な動機を識別することができず、さらなる事実審理が必要である。

16 ワインヤードヘヴン公立図書館事件(2)

マサチューセッツ地区合衆国地方裁判所(1996年3月)

David Wayfield v. Town of Tisbury, 925 F. Supp. 880(1996).

【事実】

聴聞の機会なく図書館へのアクセスを剥奪されたことで、第14修正の適正手続きの権利を失ったとウェイフィールドが主張した。これに対して、被告側は正式事実審理を経ないでなされる判決(motion for summary judgement)を求める申立てを行った。

【要旨】

被告の申立てを却下する。

第 14 修正により保護されている適正手続の権利には、(1)基本的(fundamental)権利と(2)全市民に共通して州法により承認されている権利(right common to all citizens)の 2 つのタイプが存在する。原告による(1)の権利についての主張はなく、(2)について検討すると、「自由(liberty)」と「財産的(property)」利益に分けられる。しかし、両者で適用される基準も同じであるため、どちらであるかはそれほど重要ではない。そこで、公立図書館にアクセスする権利が(2)の権利に該当するかについて、まず、州法を背景とした資格であるかで検討することになる。とはいえ、当事者による指摘はなく、法廷も州法や条例の根拠を見いださなかった。そこで判例法上の根拠を参照すると、資格を求める原告の場合とは異なり、資格取消の撤回を求める原告の場合には、既得の所有利益が認められ、適正手続を欠いた剥奪は排除される。ウェイフィールドについては、既に有していた図書館利用権を中断されたのであるから、図書館アクセスからの締め出しは、「自由または財産上の利益」の剥奪であると認定される。

どのような手続きがウェイフィールドに提供されたか、そしてそれが修正第 14 条の下で十分であったか否かが問題となる。一般的には、(1)公的行為により影響を受ける私的な利益、(2)手続により私的な利益を誤って剥奪するリスク、付加的、代替的な手続的保障の蓋然的価値、(3)政府の利益、を考慮することが、必要になる。しかし、権利の削減となる場合すべてに事前の手続が要求されるわけではない。権利の剥奪が正式な手続をはずれた例外的なときは、損失について事前予測できないため、実効的な聴聞を行えないため、事後の手続がふさわしい場合もある。本件では明文あるいは確立された手続が存在せず、事前と事後の何れがふさわしいかを定めるには、さらに、行政・経済コストと自由・財産権コストの比較を行うことになる。(i)権利が剥奪されることを州は予想でき、(ii)事前の手続を提供可能であり、(iii)州は剥奪権を図書館に委任している。被告側は事後手続でかまわない緊急事態であった点を主張しているものの、権利剥奪の手紙が送られたのは事件の数日後であった。

次にふさわしい手続が何であったかについて検討すると、(1)モリスタウン公立図書館事件やフリーポート公立図書館事件判決でみられるように、私的な利益は修正第 1 条の権利との関連が認められ、(2)本件では、図書館利用権の剥奪についての基準が存在しなかったのであるから、誤った剥奪への甚大なリスクが導かれ、(3)政府の利益を考慮するとしても、たとえば事件当日のことについて相談をもちかけるといったかたちで、被告に負担ではない方法もあった。これら 3 つの基準からして、ウェイフィールドには正当な手続が与えられなかったといえる。

17 ラウドン事件(1)

ヴァージニア東部地区合衆国地方裁判所(1998 年 4 月)

Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library, 2 F. Supp. 2d 783(1998).

【事実】

1997年10月に、被告のラウドン公立図書館理事会は「インターネット・セクシャル・ハラスメントポリシー」を議決した。ポリシーでは大略次の内容を規定していた。ポルノを提供すると、図書館が読書や学問の場からセクシャルハラスメントの場へと変化してしまい、利用者や職員への性的敵対環境が生成されるという。公共施設利用の平等が害され、不法な性差別となる。歴史的に、図書館は書籍、雑誌、ビデオのいずれにおいてもポルノを所蔵したことはなく、これはインターネットの場合でも同様である。

そこで次のように定めた。(1)電子メール・チャット・ポルノを図書館は利用者に提供しない。(2)違法・性的敵対環境生成・非行を助長するデータ、すなわち(a)幼児ポルノとわいせつなデータ(ハードコアポルノ)、(b)ヴァージニア法および先例により青少年に有害であると思われるデータ(ソフトコアポルノ)、の表示を妨げる手段として図書館内の全てのコンピュータにフィルターソフトを導入しなければならない。(3)フィルターソフトを迂回する意欲を失わせ、また、性的敵対環境生成を防ぐため、コンピュータを図書館職員の近くに設置するか、あるいは図書館職員から完全に見渡せる場所に設置しなければならない。(4)利用者がポルノを閲覧することは許されないが、仮にポルノを閲覧する者がおり、さらにその者が警告に従わない場合は、警察・親を呼ぶことができる。(5)フィルターソフトの不完全性を補う必要があるため、18歳未満の者は両親によるインターネット閲覧許可証を必要とする。

ポリシーを実施するために、図書館理事会は市販のフィルターソフトを選択することになった。図書館理事会が購入したのはログ・オン・データ社製の X-Stop であり、図書館内の全てのコンピュータに導入された。X-Stop がいかなる方法でサイトを妨げるかについてはログ・オン・データ社の企業秘密とされる一方、過剰な閲覧妨害をしてしまう点は、他のフィルターソフトと同様である。

そのため、閲覧妨害の部分的解除を利用者が申請することを許す運用を行った。すなわち、不適切な妨害であると利用者が思う場合は、名前、ホームページ名、閲覧を要望する理由について書面で記載し提出することになる。職員はそのホームページを再検討し、妨害が妥当でないと判断した場合は手動で妨害を解除する。判決以前に妨害解除要請が否認されたことはなく、すべてが承認されている。ただし、要望処理の時間制限は存在せず、結果告知手続も存在しない。

図書館理事会の議決したポリシー及びポリシーの運用に対し、修正第1条で規定する言論の自由を侵害することを理由に、自由擁護団体であるメインストリーム・ラウドン、及びメインストリーム・ラウドンに属していて、ラウドン公立図書館の利用者である10人の個人が、違憲の確認等エクイティ上の救済、訴訟・弁護士費用を求めた。

【要旨】

原告が主張したのは、ポリシーにはデータの受領を妨げるか否かについて明白な基準が存在せず、憲法上保護されているデータの受領を違憲に抑止する点である。許容限度を越えた、内容を基準とした区別による違憲な事前抑制によりポリシーは書面上及び適用上も違憲であると主張した。

被告である図書館理事会は、公立図書館は利用者への提供範囲を制限する絶対的権利を有し、このため、インターネット閲覧へのいかなる制限も修正第1条と無関係であると主張した。その理由として、(1)訴訟参加人は、訴訟適格を有しない。(2)ポリシーは、修正第1条と無関係であり、適法である。(3)ポリシーはやむにやまれぬ政府利益を達成する最も非制限的な手段である。(4)図書館は、この訴訟から法令により免責される、と応答した。

フィルターソフトと同視しうるのは、図書課の購入かあるいは図書の除去かの争いについて、原告は合衆国最高裁判所リノ判決を引用し、インターネットは統合化された単一的なシステムであると主張し、インターネットは一組の百科事典と類似していると指摘した。つまり、購入した百科事典の不適當なページを破り捨てる行為とフィルターを同視した。これに対し、被告はインターネットを巨大な図書館間相互貸システムにたとえ、許可されたデータのみ閲覧を限定することは、蔵書から図書を排除する事よりも、そのような文献を図書館が取得しない決定であると主張した。本判決では原告の主張が受け入れる。インターネットを導入することで、利用者はすべての情報を閲覧することが可能となり、利用者がその内容を見るために追加の費用も、場所も必要ではなく、むしろ、閲覧を制限するために費用が必要である。インターネットは百科事典と類似し、図書館理事会のポリシーは除去決定の性質を帯び、ピコ相対多数意見の射程範囲内である。したがって、図書館理事会の裁量行使に修正第1条の制約が及ぶ。

次に裁量の範囲について、ピコ判決が公立学校の役割と学校図書館とを密接に関連づけている点に着目できる。学校図書館は教育的な使命を有するのに対し、成人の図書館利用者はすでに、市民として行動するために必要な根本価値を身につけていると想定され、高校の授業科目というよりもむしろ個人的な知的な関心を追求するために図書館に来る。また、インターネットの特殊性からも広い裁量を正当化しない。すなわち、書籍の場合、予算上の制約により多くの書籍のなかからいくつかを選ぶことを余儀なくされるのに対し、ほとんど全てのインターネット出版物は単一価格で入手可能である。本棚のスペースを占領することも、維持管理をすることも必要ではなく、フィルターを行えばむしろ大きな経費がかかる。このことからすると、広い裁量を認める前提が欠け、図書館の広い裁量は認められない。

18 ラウドン事件(2)

ヴァージニア東部地区合衆国地方裁判所(1998年11月)

Mainstream Loudoun v. Board of Trustees of the Loudoun County Library, 24 F. Supp. 2d 552(1998).

【要旨】

被告は(1)無制限なポルノ閲覧が性的敵対環境を創出するという副次的効果、また、(2)わいせつや幼児ポルノにおける違法行為、青少年法の違法行為、を助長するという副次的効果という2つの副次的効果の存在に着目し、フィルターはこれら副次的効果に向けられた内容中立的な制限であると主張した。

この点(1)について、性的敵対環境の創出とは、正に特定の部類の言論に対する女性の反応に焦点をあてている以上、副次的効果とは異なり、内容中立的とはいえない。(2)については、副次的効果というよりもむしろ、直接的に言論内容それ自体へ焦点をあてるものといえ、やはり副次的効果とされない。結局ポリシーは内容を基準とした規制に該当し、厳格な審査基準が適用される。

また、パブリック・フォーラム論について、図書館はすべての方式にとつての表現活動の場として公衆に開かれているわけではなく、伝統的にもパブリック・フォーラムではないため、伝統的パブリック・フォーラムではない。一方、(1)政府目的は、多様な意見の提供という目的であり、(2)使用範囲については、図書館は一般公衆へ開放され、自らの裁量の自己制限さえも行っているため自由裁量を有するものではない。さらに、(3)演説や集会などの表現行為と図書館の性質は両立しないが、インターネットの閲覧とは両立するため、制限的パブリック・フォーラムであると認定できる。したがって、厳格な審査基準による審査の適用により、正当な州利益獲得のために不可欠であるか、その目的達成のために厳格に適合するかという審査が必要であるとした。

主張される利益はやむにやまれぬものであるものの、制限はそれらの利益達成に必要最小限とはいえない。ポリシーがセクシャルハラスメントを防止したり、わいせつや幼児ポルノへの閲覧を防止したりするために必要不可欠であることを証明する苦情は、国中どこにも存在しないと解するしかない。

また、制限が利益達成に最小限ともいえない。性的敵対環境出現を防止するためにはプライバシースクリーンの使用という、より制限的でない手段が存在するし、また、確かに職員に観察義務を課すことはポリシー全体の趣旨に反するが、少なくとも、不適当な閲覧をみかけたら中止を求める責任があり、図書館利用権の剥奪や刑事告発の道もあるうえ、成人がコンピュータを使用する場合にフィルターを切り離すことができるからである。さらに、フィルターよりも制限的でない他に代わる手段が存在することから、成人の権利を過度に広範に制約すること、ポリシーは文面上過度に広範なうえポリシー適用範囲の合憲限定解釈による治癒も不可能であり明確な基準を証明する資料も存在しない。

言論に対する事前抑制については、違憲な事前抑制である。すなわち、ポリシーは、幼児ポルノ、わいせつデータ、青少年に有害であると判定されたデータについて幅広い条項を規定するだけであり、いったい何がこの広い分類に該当するかについて図書館職員が判断する助けにならず、適正性を後日検討できる基準ではない。また、ホームページのポリシー該当

性判断は図書館自体が行っているわけではなく、ログ・オン・データ社に最終決定が任されており、意思決定を下請けに出すようでは、憲法上の義務を免れない。ログ・オン・データ社がいかなる基準で妨害を決定するかについて、図書館が知っているわけではなく、ログ・オン・データ社もポリシーの内容を一切関知しておらず、わいせつについての法的な定義を一切参照していない以上、適正な基準が存在しない。

●2000年代

19 ウェストアリス公立図書館事件

ウィスコンシン東部地区合衆国地方裁判所(2000年4月)

Christopher A. Pfeifer v. City of West Allis, 91 F. Supp. 2d 1253(2000).

【事実】

原告は息子と共に、特殊創造説(creationism)について市民を教育するために、非営利的なキリスト教指導組織を設立した。特殊創造説はダーウィンの進化論を否定し、神による宇宙や人間の創造を教義としている。ウェストアリス公立図書館には、宗教と政治に関する蔵書を19万冊有する、憲法室(Constitution Room)という名の集会室があり、原告は利用申請を提出した。申請書には、公衆に開かれた創造科学研修会(creation science workshop)を非営利教育団体が開催する旨が示されており、宗教的な内容を含む点は、図書館職員に知らされている。しかし、図書館長は研修会が宗教的であることを理由に申請を却下したため、図書館委員会に審判請求したものの、図書館委員会も図書館長の決定を承認した。なお、図書館方針では、進化論を紹介することは可能であった一方、進化論を宗教的な視点で紹介することはできなかった。

【要旨】

修正第1条は、言論の自由を剥奪することを禁止しており、思想の自由市場(marketplace of ideas)は政府による制限を受けない。また、宗教的な言論は修正第1条により保護される。政府財産において個人が表現活動に関わる範囲を決定するために、最高裁判所はパブリック・フォーラム分析を行ってきた。合憲性の限界は伝統的なオープン・フォーラムであるか、政府により指定されて創出されたパブリック・フォーラムか、非パブリック・フォーラムであるかによって変化する。本件では原告も被告も、ウェストアリス公立図書館が伝統的パブリック・フォーラムに属しないことでは合意している。問題は、政府の積極的作為のために非パブリック・フォーラムが指定的パブリック・フォーラムに変化するという転換原則(transformation principle)により、指定的パブリック・フォーラムへと変化したか否かである。最高裁判所は、一般公衆を招待したことで見本市が指定的パブリック・フォーラムに転換したことを認めており、また、宗教的な学生集會を禁じている大学内を幅広い学生団体に開放したことで学生のオープン・フォーラムが創出されたとしている。さらに、不作為や限定的な文脈だけでは足りず、意図的に非伝統的フォーラムを公衆へ開放することが必要であり、政府の意図を弁別するためには財産の性質や表現活動との親和性を考慮するとした。

パブリック・フォーラムか非パブリック・フォーラムかを決定する要素は、第一に政府の

意図、第二に使用許可範囲であり、最終的には被告が憲法室をパブリック・フォーラムにするべく十分に幅広く開け放ったか否かが問われる。図書館の方針からは、図書館が憲法室を非営利団体による表現活動のためのフォーラムとして意図したことは明らかである。また、地域への奉仕のみならず、幅広い範囲の主題を提供する意図が表れており、伝統的パブリック・フォーラムとの共通性が見受けられる。宗教的・政治的な表現活動を、精神を高め、人生を奥深いものにし、文化的・市民的・知的なニーズを満たすものと同じく意義づけることは不合理ではない。方針が礼拝や宗教教育を禁じているものの、それより軽微であれば宗教的な議論をしても差し支えないと解釈できよう。ウェストアリスと無関係な団体や、政治色を帯びた団体にも憲法室を貸し出したこともある。

閲覧室では、読んで、書いて、考えることを通じて知識が得られる。集会室は、口頭のコミュニケーションによる表現媒体である。また、憲法室が図書館職員だけではなく、公共の使用に供されていた点で、伝統的パブリック・フォーラムと類似する。ウェストアリス公立図書館は非営利団体のために創出された指定的パブリック・フォーラムに向けて、十分に広く門戸を開放したといえる。

指定的パブリック・フォーラムにおいて伝統的パブリック・フォーラムと同じく厳格な基準で審査される。話者のメッセージ内容に基づく規制は、正当な政府利益達成に不可欠であり目的達成のために狭く設定されている必要がある。本件は、宗教的なメッセージに基づく排除にもかかわらず、正当な政府利益達成に不可欠とはいえない以上、もはや制限が合理的であるか、見解に基づく差別であるかどうかを検討する必要はない。

20 サンド事件

テキサス北部地区合衆国地方裁判所(2000年10月)

Sund v. City of Wichita Falls, 121 F. Supp. 2d 530(2000).

【事実】

テキサス州ウィチタフォールズ市は、公立図書館の児童向けコーナーの書籍に関して、一定数の署名が集まった場合に、自動的に大人向けコーナーに書籍を移転させる条例を制定した。この条例が制定されるきっかけとなったのは2冊の絵本であり、1つは、レズビアンのカップルの元に育つ子どもの心の成長を描く物語、もう1つは、ゲイ男性の父親とそのパートナーといっしょに普通の家族のように暮らす子どもを描いた絵本であった。2冊の絵本はともに、教育者、心理学者、図書館職員から支持され、多くの賞を得てきた。教会の牧師などの個人と特殊利益グループが宗教上のモラル問題として論争がまきおこったために、条例が制定されたのであった。実際に多くの署名が集まりこれら2冊は児童向けコーナーから除去されたため、住民らが提訴した。

【要旨】

ウィチタフォールズ公共図書館は他の公立図書館と同じように制限的パブリック・フォーラムである。制限的パブリック・フォーラムにおいて、利用者の修正第1条の権利を制限する政府の権限は非常に狭い。したがって、制限がやむにやまれぬ政府利益の達成のため必要であることと、他により制限的でない手段が存在しないことを証明しない限り、市は図書館の蔵書へのアクセスをもっぱら蔵書の内容を基礎に制限することはできない。

21 リバモア公立図書館事件

カリフォルニア州上訴裁判所(2001年3月)

Kathleen R v. City of Livermore, 87 Cal. App. 4th 684(2001).

【事実】

本件では、図書館の無料インターネット端末で、12歳の少年が性的に露骨な写真をフロッピーディスクにダウンロードしたことで、印刷したことが問題となった。未成年者に有害な写真のみならず猥褻な写真も含まれており、回数は10回程度であった。図書館委員会によるインターネット・アクセス方針では、未成年者を含むすべての地域住民の自由で平等なアクセスを規定している。そして、インターネット上には論争の的となる資料が含まれるものの、図書館はアクセス内容について監視もコントロールをせず、責任も負わないとしており、子供たちの使用についての監督者としては保護者が想定されている。

上訴人は、公的資金の浪費であり、未成年者の精神に重大な危険性があることを図書館が知りつつ、危険にさらしていると主張し、差し止めを求めた。

【要旨】

公立図書館は、未成年者への害を防ぐためにインターネット・アクセスを制限した場合でもしない場合でも訴えられる可能性があり、進退兩難の立場にある。合衆国法典タイトル47セクション230は、双方向コンピュータサービスの提供者または使用者は、他の情報コンテンツプロバイダにより供給された情報の、出版者や話者として扱われることはないとして定めており、これにより合衆国規制や州規制の束縛から解かれるものと考えられる。図書館は複数人にインターネット・アクセスを提供していることから、双方向コンピュータサービスの提供者である一方、創作物への責任を一切有しないため情報コンテンツプロバイダとはいえない。セクション230は修正第1条に基づく主張を制限するものではないものの、それはインターネット上の言論への干渉を最小限にするためである。

図書館は無制限のインターネット・アクセスを提供したというよりも、未成年者に猥褻な

ポルノを意図的に提供したというのが上訴人の主張である。すなわち、訴訟から大人を隔離するということは、猥褻な画像を用意して未成年を誘っていることと同じであり、その結果はセクション 230 を制定した意図とかけ離れているというのである。そして、検索中に、性的に露骨な資料へ意図せずにアクセスするかもしれないし、たとえおよそ性的に露骨なイメージは内容への警告が事前になされるとはいえ、せいぜい 3 度クリックすればポルノが画面に表れることからすると、図書館の方針は自発的な子どもにポルノを与えるものであると主張する。

しかし、未成年者に有害物を提供することと、未成年者が有害物を入手できるコンピュータを整備することには大きな違いがある。セクション 230 は攻撃的な内容からの隔離に単に失敗しただけでは責任を負わないとする趣旨である。実際、議会はセクション 230 の制定の際には、子供がふさわしくないサイトにアクセスすることは想定していた。この問題に対処し、フィルターソフトの抑制要因を軽減するために議会はセクション 230 の免責条項を設けたといえる。インターネットへのオープンアクセスを図書館で提供することを妨害せんとする上訴人の主張はインターネットの自由な発展を促進するという 230 条の目的と相容れない。このため、上訴人の州法に基づく主張はセクション 230 により免責される。

同様に、適正手続の権利の主張も却下される。確かに、政府にはインターネット上に有害物から未成年者を保護する利益を有する。しかし、そうしなければならない憲法上の義務があるわけではない。適正手続は州から人々を保護するためにあり、州が人々の間を保護するためにあるのではない。

図書館のインターネット方針は未成年者に図書館のコンピュータを使用することを強要してはいないし、有害物を作り出したわけではない。憲法上で保護された資料へのアクセスの権利は、わいせつへ未成年者のアクセスを承認するものでもない。わいせつなポルノを未成年者に提供することは図書館方針ではない。わいせつ物を露出させることからの自由について、基礎的な権利を未成年者が有しているか否かを決定することを求めることはできない。この場合、利益を侵害している州のポリシーは見いだせない。

22 コロンビア特別区公立図書館事件

コロンビア地区合衆国地方裁判所(2001年8月)

Richard S. Armstrong v. District of Columbia Public Library, 154 F. Supp. 2d 67(2001).

【事実】

1979年にコロンビア特別区公立図書館は、ホームレスの増加にともない、警備事項取り扱いガイドラインを制定した。1982年に「うろつく人と浮浪者(Loiterers and Vagrants)」規制がガイドラインから削除されたものの、好ましくない服装(objectionable appearance)の利用者の拒否については規制が残存した。保護施設で暮らしていた原告は、1993年にマーチン・

ルーサー・キング記念図書館へ入館しようとした。原告の身なりは、シャツ、靴、パンツ、セーターにジャケットを羽織っていた。読書とノートとりのために電話帳と新聞紙を携え来館したところ、警備員に掃除の時間であることを理由に入館を拒否された。ガイドラインの存在や、どのような外観が禁止されるかについての告知は受けていなかった。

【要旨】

第一の問題は、修正第1条の権利が存在するか否かである。この点、情報を受領する権利を修正第1条が保護する点は異論がない。そして情報や思想を受領する権利は、先例からすると図書館と結びついている。そして、図書館の設けた規制にどのような合憲性審査基準が妥当するかについては、まず、原告がアクセスしようとしたフォーラムがどのようなものかを検討しなければならない。図書館は制限的パブリック・フォーラムであるという主張は正しく、制限的パブリック・フォーラムでどのようなアクセス規制ができるかを決することになる。アクセス規制が利用者の風貌に基づく場合、内容中立規制として時、所、方法の規制の性格を有する。このため、重要な政府利益に狭く設定されていることと、情報のコミュニケーションに十分に開かれた代替経路が存在することが必要になる。

一方、原告には修正第1条で保護される活動を行う意図が見受けられないとして、被告は規制には合理性のみが要求されると主張している。そして、風貌規制は個人の衛生、健康と安全を司り、すべての利用者が図書館を満喫できるようにするもので、フォーラムが目指す目的を達成するために合理的に必要な規制であると考えられる。

この点クライマー事件では、制限的パブリック・フォーラムにおいて憲法が保護する表現行為と無関係なふるまいの規制について緩やかな基準を適用した。反面、読書や執筆、物思いにふけることといった、図書館の目的範囲内の場合、平和的に許された修正第1条の活動をする者を排除するときには厳格な基準を適用する。被告は前者を主張しているものの、身ぎれいにすることや要求し、図書館利用を認めず、外見規制を発動した本件の特殊性からすると、本件は明らかに後者に属する。したがって、狭く設定された基準が適用される。

そこで、規制が漠然で広範であるとの申し立てが検討される。申し立てによれば、外見が「好ましくない(裸足、上半身露出、体臭、不潔な衣類など(barefooted, bare-chested, body odor, filthy clothing, etc.))」、あるいは「図書館サービスの秩序条項に抵触する」として、図書館への入館を拒否できる規制となっている。好ましくない外見という基準は法的基準とも明確な定義ともいえず、主観的な解釈に依存するものであり、職員による場当たりの判断が生ずる可能性がある。警備員の証言によると判断に窮する場面があることが認められ、監督者の確認をとろうにも電話連絡だけでは不十分である点が指摘されている。被告は、体臭、不潔な衣類という例示がされている以上、常識で判断できると主張する。しかしたとえば、画家のオーバーオールや整備士のシャツ、子どもの遊び着、香水、コロンを含むか否かをみればわかるように、どの程度の体臭や不潔な衣類が禁止されるか自体が不明確である。利用

者の修正第1条の権利は現実的な危険にさらされており、制限的パブリック・フォーラムにおける情報へのアクセスを危うくするのであり、図書館の規則は漠然で過度に広範なため修正第1条の基準を満たすことができない。また、公正な告知が提供されない点で修正第5条の適正手続条項にも違反する。

23 コロンバスメトロポリタン図書館事件(1)

オハイオ南部地区合衆国地方裁判所(2002年3月)

Robert A. Neinast v. Board of Trustees of the Columbus Metropolitan Library, 190 F. Supp. 2d 1040(2002).

【事実】

ネイナストは、普段裸足で暮らしている。1997年10月にコロンバスメトロポリタン図書館を訪れたところ、靴を履いていないため、図書館からの退去を求められた。2000年11月と2001年1月にも、同様の事態がおこり、さらに2001年3月には警備員室にて、1日間の退去を命ぜられた。裸足を禁止する図書館利用規則は存在しなかった一方、裸足の利用者の退去手続は定められていた。ネイナストは退去手続および手続の図書館利用規則との矛盾について、被告へ抗議の手紙を送った。委員会からは図書館組織方針に基づいて決定した旨の返答があった。図書館組織方針には、内部の方針と手続を決定する権限や、図書館運営の全権限が事務局長に存する旨が定められている。ネイナストは検事に合法性の審査を請求したところ、合憲性を支持する意見が下された。このため、修正第1条、修正第9条、修正第14条違反を主張してネイナストは提訴した。

【要旨】

裸足であることは他の利用者に危害を加えず、たとえば湿った床で裸足の者が怪我をするならば、靴を履いている者にも同じことが起こりうるとネイナストは主張する。そして、裸足による怪我は滅多に起こりそうもなく、退去手続は過大であり、コミュニケーションの代替経路が開かれていないという。

この点、公立図書館は制限的パブリック・フォーラムである。靴を履くことを要求するのは、安全的と衛生的な環境で、文章によるコミュニケーションを促進する、内容中立規制として有効である。図書館の床は、糞便、精液、血液、割れたガラスといった、重大な危険を裸足の利用者に及ぼす。裸足による歩行を包括的に禁ずることは、これらの危険を最小限にする合理的な手段といえ、健康と安全を案じることは、重要な政府利益である。図書館による規制なくしては、利用者の安全を効果的に保護することはできず、ネイナストは靴を履きさえすれば図書館を利用できるので表現の代替経路は開かれたままである。したがって、制

限的パブリック・フォーラムでの裸足規制は許される。

公共建造物にて裸足で歩くことは州法や合衆国法にて違法ではなく、実際に数多くの公共の場所で受け入れられてきた。裸足規制が存在しないことは、オハイオ州とカウンティ保健局から確認を取っていると主張している。また、好奇の目で見物人に取り囲まれ質問を受ける点で、メッセージを伝える行為として象徴的言論に属し、これは破壊的でもなければ、図書館の目的と矛盾するものでもないという。

象徴的言論といえるために必要な、特別なメッセージを伝達する意図が存在しない。メッセージを周囲の状況から大いに理解できなくてはならない点も、図書館の非政治的雰囲気の中なかでは、他の利用者の困惑を招くだけであり、また、社会問題とも無縁である。伝えたかった裸足の魅力は、政治的、宗教的、イデオロギー的問題と関係のない個人的な目標にすぎない。裸足のほうが健康的と信じていることを少々伝えるだけだ。全国的なパブリック・フォーラムで靴の必要性を示したこともない。アメリカのすべての裸足人間が同じ扱いを受けべきであるとの主張も行為からは見受けられない。

原告は、個人の風貌に関する権利は、憲法上保障されていると主張している。しかし、最高裁判所がそのような権利を認めたことはない。モリスタウン公立図書館事件でみられたように、制限的パブリック・フォーラムとしての図書館では個人の風貌を制限でき、憲法上保障された権利であるといえないのであるから、合理的根拠の基準のみを満たせばよい。安全上の利益は靴を必要とすることへの合理的関連性を有する。制限的パブリック・フォーラムとしての図書館ではすべての言論手段を許す必要はなく、他のパブリック・フォーラムに入れたとしても、図書館において同様のアクセスを保障するものではない。

靴の必要性は利用者規則や州法に明記されておらず、健康や安全に関する経験をもたず、単に図書館を管理する経験を有するだけの委員会が規制することはできない以上、適正手続原則に違反すると原告は主張する。たとえ委員会に権限があったとしても、利用者規則に反映されておらず、また、利用者の健康と安全をまもるというよりも服装規定を確立するために作られており、図書館を利用する財産上の利益をコモンロー上の救済なく奪われたという。

しかし、最高裁判所は一般法則についての規則制定を下部機関が行う際の適正手続を不要としており、靴を履くことを求められることは、世間一般の理解にかなう。また憲法上の権利に基づくものでもない。実質的デュープロセスが認められるほどの伝統と良心に根ざすものでもない。日常業務の遂行に適したやりかたで解釈する権限に基づき、すべての利用者の安全と、訴訟可能性から隔離することでの財政的健全性という合理的な利益を促進するために退去手続が用いられた。

原告は裸足生活の会(Society for Barefoot Living)のんびとへの平等権侵害を主張する。しかし、裸足を保護された部類が裁判所に認識されたことはなく、たとえ認識されていても、人種、性別、国籍、出身国を基礎とする差別と異なり、合理性についての違憲審査基準が要求され、平等権侵害は認められない。

24 CIPA 事件(1)

ペンシルバニア東部地区合衆国地方裁判所(2002年5月)

American Library Association v. United States, 201 F. Supp. 2d 401(2002).

【事実】

子どもをインターネットから保護する法律(CIPA)は、図書館が政府の補助を得る前提条件として、インターネット利用方針の採択とフィルターソフトの導入を義務づけている。同法が適用されるのは、インターネット・アクセス、インターネット・サービス、あるいは内部接続のために、E-rateを受けている図書館や学校、それにインターネット・アクセスのためにコンピュータを購入、あるいはインターネット・アクセスのために補助金を受けている学校や図書館である。

CIPAではE-rateの補助の条件として、「猥褻」、「チャイルド・ポルノグラフィ」な画像、さらに未成年者(17歳未満)については「未成年者に有害」な画像をブロックする保護技術手段(フィルターソフト)を導入せねばならないとしている。また、フィルターソフトはすべてのインターネット・アクセス端末に常時使用しなくてはならない。ただし、成人による本物の研究や他の合法的な目的の場合、図書館管理者はフィルターソフトを外す権限を有する。

【要旨】

パブリック・フォーラムの法理には、伝統的パブリック・フォーラム、制限的パブリック・フォーラム、非パブリック・フォーラムの3つのフォーラムがあり、フォーラムの性格が審査の水準を決定する。フォーラムとして把握すべきは、物理的な場というよりも、特定のアクセスである。問題とすべきは、図書館利用者がインターネット上の情報にアクセスするという特定の権利、およびウェブサイトの発行者がインターネットを經由して図書館利用者に情報を提供するという特定の権利である。

空港ターミナル、軍事基地、公共輸送機関と相違して、公立図書館の全体的な目的、特にインターネット・アクセスを提供する目的は、住民が広範囲の情報を受け取ったり配布したりすることである。ラウドン事件やモリスタウン事件と同じように、政府が公立図書館でインターネット・アクセスを提供した場合、制限的パブリック・フォーラムを創出したと考えよう。

(1)政府自身が普及を意図する特定の言論への発言者である場合、あるいはそうした言論を伝えるために私的な発言者を用いる場合、政府が補助を選んだ言論への内容制限はせいぜい合理性の審査を受けるにすぎず、そこでは見解に依拠する補助金の拠出は認められる。(2)政府が特定の言論の普及のために資金を拠出していない場合でも、内容による制限は認めら

れる。(3)政府が私的な言論の促進を意図する場合、政府が課する内容制限について、修正第1条は政府言論のように内容制限を尊重しない。多種多様な見解を表明する私的な言論を促進するために、政府が制限的パブリック・フォーラムを創出した場合、特定の見解を選択的に閉め出すという政府の決定は厳格審査に服する。同じように、政府は特定の主題の言論に限定して制限的パブリック・フォーラムを創出できる。その場合、政府が一般住民が当の主題について話す場としてフォーラムを開き、一方で特定の話し手の発言をその内容に依拠して選択的に排除すれば、こうした制限も厳格審査の対象となる。(4)政府が実質的にあらゆる主題の言論のために、そして実質的にあらゆる住民のためにフォーラムを開き、気に入らないとの理由で特定の言論を選択的に排除する場合、こうした制限的パブリック・フォーラムにおける言論への内容制限は明らかに厳格審査に服する。

図書館での図書選択に際しての内容に依拠する決定は、(2)のように合理性の審査に服する。公立図書館は蔵書構成方針を概して自由に作成でき、利用者の要求のみならず、資料の質についての図書館の評価を反映させてよい。とはいえ、公立図書館でのフィルターソフトの使用は、図書館職員による質の評価に依拠する図書の選択権、すなわち編集権の行使と異なる。編集権行使で本質的なことは、特定の価値ある言論を選択的に取り出す際に、専門的な判断の公使を必要とするということである。対照的にフィルターソフトの有無にかかわらず、インターネット上の情報については、図書館職員にしる、図書館が委ねた第三者にしる、まったく編集権を行使しておらず、この点に図書選択との大きな相違がある。インターネット・アクセスによって政府は広大な民主的なフォーラムへのアクセスを提供し、人間の全思想と同じほど多様な主題について話すために、広く住民に門戸を開いた。そののちに言論にないよう制限を課することは厳格審査に服すべきである。

フィルターソフト使用への厳格審査の適用は、公立図書館でのインターネット・アクセスの提供が修正第1条の価値を促進するという点でさらに支持される。公立図書館は情報の受け取りを願うすべての人に無料で開かれている。また、フォーラムの公開性は聞き手と同じように話し手にとっても重要である。さらに、公立図書館でのインターネット・アクセスの提供は、地理に左右されない点、膨大な言論の掲載という点で、伝統的パブリック・フォーラム以上のことをなしうる。

被告の主張する、不法あるいは不適切な行為の防止という州の利益は、館外への退去、利用権の停止、警察の通報といった懲罰的措置での対処が正当である以上認められない。不本意に画像を見る結果になる人への保護という点も、憲法の保護下にある言論の場合は原則として、州の利益が認められない。わいせつ、チャイルド・ポルノ、未成年者に有害な資料の防止については、州にやむにやまれない利益があるものの、どのフィルターソフトも図書館の正当な利益を扱うようには狭く設定されていない。

25 ジョージア図書館事件

ジョージア南部地区合衆国地方裁判所(2002年11月)

The Gay Guardian Newspaper v. Ohoopee Regional Library System, 235 F. Supp. 2d 1362(2002).

【事実】

オホーピー地区図書館機構は、同性愛者の権利を擁護する出版物であるザ・ゲイ・ガーディアン誌について、ジョージア(Georgia)図書館にて正面ロビーの机で他のフリーペーパーとともに配布されることを許していた。しかし、口頭による抗議を受けたことをきっかけに、机の上に置けるものについて、特定の団体や個人が優遇も差別もされないようにとの配慮で、政府または図書館が作成した資料に限定した。このため、原告は、ゲイではない表現者を押しつぶして犠牲にしてまでも、ゲイ・ガーディアンに対して図書館が憲法違反である検閲をしたと主張して提訴した。被告は責任を否定し、差止請求権を原告が有しないことを主張した。

【要旨】

知的な砂漠におけるテントを想像してみよう。多様なラクダがテントのなかに入ってくる。しかし、迷惑がられているラクダが来たとき、何人かはそれに反対する。ラクダも除外することができなかつたため、担当者は単にテントをたたみ、すべてを閉ざした。ラクダが不満を言ったとしても、担当者は、すべてのラクダを等しく扱っており、砂漠には他のテントも沢山あると返事をする。すなわち、どのような資料であれば、修正第1条を侵害することなく、地域が排除したい資料を図書館内の別な場所に移したり即座に取り除いたりできるのだろうか。言い換えると、どうして、地域の図書館は地域の好みに合わせるできないのであろう。

公立図書館は制限的パブリック・フォーラムである(モリスタウン公立図書館事件)。一方、公共建造物の玄関ロビーは非パブリック・フォーラムであると考えられている。図書館の場合も、ほとんどの利用者がロビーを通過することから、囚われの聴衆や静かな環境に配慮して、他の場所と区別することも考えうる。いわば、図書館のロビーは制限的パブリック・フォーラムと非パブリック・フォーラムのハイブリッドとしての性格を有する。テーブル周辺に「ロビー・テーブル・フォーラム」と理解される、一時的で、利用者全員が目にする場所が特に創出されたことには争いがない。

図書館は、ゲイ・ガーディアンと、醜い言論も美しい言論もすべて、アクセスを許してきた。図書館はロビーから私的な言論を、とりわけ大部分の図書館が目指している静かで落ち着いた雰囲気と相容れない大声、派手、色情的なものを避けるという、上品な目的で、ロビーから排除することができる。上品さの感覚はフリーペーパーコーナーが引き起こすであろう、ある種の混乱や、感情的、法的な頭痛の種を避けたいという単純な願望を含んでいる。

12歳の息子が自転車で図書館にやってきて、ロビーでNAMBLAのパンフレットに遭遇することを望みはしないだろうし、子供が持ち帰ったパンフレットに良心が抗議することに図書館職員が関わることに日々を費やすことを望みはしない。一方、非パブリック・フォーラムでさえも、見解による差別を露骨に行うことは許されない。このため、選択や除去の際には、合理性の基準を満たせばよく、出版物をコレクションに加える際の内容を基準とした決定は、合理性について修正第1条の審査を受けることになる。図書館は、利用者の特定の要求のほか、図書館による質的評価を反映させた、蔵書形成の基準を自由に設けることができる。本件では、政府による言論ではないものの、制限的な政府による図書館フォーラム(a limited government library forum)として、文献の普及に関わっている。

では、フォーラムを部分的に閉ざすことによって、司法により結果論で判断されることや、費用のかさむ訴訟から逃れることはできるのだろうか。確かに、選択や除去に伴い、現在あるいは将来巻き起こる訴訟を含めた混乱を收拾するよりも、コストの低いやりかたである。単に眼をそむけることによって、自分自身の感受性を保護することが期待されている。政府は多感なパブリック・フォーラム(public sensibilities forums)を運営しており、一般市民に言論の機会を付与するだけでなく、なんらかの方法で、講習の感受性と調和したかたちで、言論へのアクセスを制限する。

この種の基準は、フォーラムの管理者が違憲な見解による差別を行う可能性をもたらす。同時に、政府による言論と、私的な言論の相互作用は、制限ではなく援助を行っているように見え、しばしば非常に公的に見える。これらは、政府を乱暴な言論と同じく寛大に扱わなければならないというわけではない。というよりもむしろ、図書館は単に、創出したフォーラムを閉ざすことで、テントをたたみただけなのであろう。それは憲法上許されるのだろうか。

どのくらい身動きできる余地を残すかについては、政府の創出したフォーラムの性質に着目することになる。フォーラムを閉ざすという間接的な場合であっても、合憲なのであろうか。図書館は、混乱を避けるために、玄関ロビーのフォーラムを閉ざした。図書館がフォーラムを閉ざしたという反応は、たとえば猥褻とまでいかないエロティックな出版物が図書館のフリーペーパーコーナーに置かれた場合と同じである。図書館のフォーラム閉鎖は、ゲイとゲイ以外の両者の利益に等しく影響する。また原告は、より制限的でない手段を提示していない。さらに、図書館は受動的に情報を提供し、相争う思想を静かに広めるのであり、政治的見解への支持を得るために最初に立つ演台ではない。いったん閉ざされたフォーラムが好ましいグループのみに選択的に再開されたという原告の主張もない。

平等条項の下では、政府は、無難な見解の人々にフォーラムの使用を許可し、嫌われ、論争的な見解を表明しようとする者を拒否してはいけない。公的な施設で議論の価値の有無で選択してはいけない。思想の領域では平等な資格を有し、すべての見解に平等に耳を傾ける機会を与えなければならない。いったんフォーラムが集会や言論のためにあるグループに開かれたなら、何を表明したいかで他のグループを排除することはできない。本件では、その

ような選択は見いだせない。かわりに、図書館はテントを完全に降ろしただけである。

26 CIPA 事件(2)

合衆国最高裁判所(2003年6月)

United States, Et Al., Appellants v. American Library Association, Inc., 539 U.S. 194(2003).

本書第2部第1論文を参照

27 コロンバスメトロポリタン図書館事件(2)

第6巡回区合衆国上訴裁判所(2003年10月)

Robert A. Neinast v. Board of Trustees of the Columbus Metropolitan Library, 346 F.3d 585(2003).

【事実】

被告は正式事実審理を経ないでなされる判決を求め、原審がこれを認めたため上訴した。

【要旨】

ネイナストは、たとえ裸足の人への危険回避の利益があったとしても、靴に関する方針は過度に広範であり、伝統的な範囲を逸脱した警察権の拡大を意味すると主張している。

修正第1条は情報を受領する権利を保護している。情報を受領する権利は、公立図書館へのアクセス権を含み、図書館は制限的パブリック・フォーラムである。伝統的に、読書、執筆、静かに熟考する場所を提供してきている。しかし、たとえばカード目録、貸出受付、閉架書庫はそのような場所ではなく、情報受領権行使を完全にすべく支えているのであり、図書館の全側面が情報受領権を含むものではない。本件は言論への直接的影響のない内容中立規制であり、合理性の基準が妥当する。利用者の健康と、怪我による不法行為追求の防止という財政健全性への適法な政府利益への合理的手段として制限の合憲性を肯定することができる。

たとえ厳格な基準が妥当したとしても、合憲性が認められる。本件でネイナストは、裸足が図書館内の混乱を招くことはなかったと主張している。委員会の主張する利益は見せかけのものであり、退去方針は不適切な服装について定めるだけで、健康、安全、経済上の福利については言及していないという。しかし、便所床および読書室床の糞便、便所床および子どもコーナー床の嘔吐物、便所床の天井タイル片、子どもコーナー床の椅子の破片、便所床における血痕、エレベーターおよび読書室椅子・床の尿、ロビーのガラス片に関する事実に

ついて被告は報告している。さらに、利用者が会議室の床で腕をすりむいた事件や、ドアと床の間に足を挟み負傷した事件、裸足の利用者がつま先をドアに引っ掛け救急隊を呼んだ事件を指摘した。このように危険性については委員会により立証されたといえる。

さらに、個々の裸足利用者を危険からまもるだけではなく、たとえば救急隊が呼び出された事件があったように、負傷は幅広い社会的コスト負担を招く。したがって、重要な政府利益の存在を肯定できる。

便所や建物外で起こっている危険のために図書館内すべてで靴の着用を要するのでは、政府利益のために狭く設定された規制であるとはいえないと原告は主張している。しかし、糞便が書籍の中で見つかった出来事や、子どもコーナーでの嘔吐物や椅子片、エレベーターや読書室での尿、ロビーでのガラス片、読書室でのホッチキスの針といった他の証拠によると、図書館内の至る所で危険が存在する以上、狭く設定されているといえる。また、靴を履きさえすれば図書館で情報を得ることができる以上、コミュニケーションのための代替経路は存在している。したがって、制限的パブリック・フォーラム内で裸足を禁ずることができる。

原告は、個人の容貌は憲法上の保護を受けるのであり、地方裁判所の判断が基本的な権利でも自由の保護された利益でもないとしたことが誤っていると主張している。確かに、一般的には法の下での自由は個人が自由に追い求めるあらゆる行為に及ぶのであり、容貌に自由の利益を認める先例も多く、保有する自由の利益を侵害したかを検討する必要がある。しかし、利用者に靴の着用を要求することは、基本的な権利とは関係しないため、合理的な基準が妥当し、委員会の要求は容認される。

28 COPA 事件

合衆国最高裁判所(2004年6月)

John D. Ashcroft v. American Civil Liberties Union, 542 U.S. 656(2004).

本書第2部第1論文を参照

29 マウントアイリー公立図書館事件

ノースカロライナ中部地区合衆国地方裁判所(2004年12月)

Ralph J. Miller v. Northwest Region Library Board, 348 F. Supp. 2d 563(2004).

【事実】

2003年5月29日、マウントアイリーノースカロライナ公立図書館において、原告はロシアの新聞サイトプラウダ(Pravda.ru)をインターネット端末で閲覧した。その際、女性の裸の画像が、ポップアップ表示された。原告の主張によれば、それは意図したものではなく、ありがたくなかったことであり、ほんの5秒程度のことであった。図書館職員は原告の背後から、

コンピュータの電源を切るように命じ、北西地区の 13 図書館すべてにおいて、インターネット使用を永久に禁止する旨を伝えた。数日後、原告は同じ北西地区のキングノースカロライナ公立図書館を訪れた際、恒久的なインターネット使用禁止者リストデータベースに掲載されている旨を告げられた。さらに、再審査請求権が存在しないという。原告は、聴聞や再審査の機会が存在しないことで、憲法上の権利を侵害されたと主張して提訴した。

【要旨】

被告の主張によれば、どのような資料を提供するかについて決めることができ、裁判所が図書館に図書館の利用者方針のやり直しを命じたり、合衆国からの CIPA 補助金を返上させたりすることは、不適切である。また、インターネット使用に関する同意書に署名した以上、再審査請求権や、利用権剥奪についての事前手続の不存在について、苦情を申し立てることを原告はできないとした。さらに、権利侵害や憲法問題は些細なレベルであると主張した。

ALA 訴訟における最高裁判所の判断からすると、わいせつ画像や幼児ポルノ画像を閲覧するためにインターネット端末を使用することを禁ずる同意書を採択する資格が図書館にはある。そのような方針は、「研究、学習、レクリエーションの追求」のためにインターネット・アクセスを提供するという図書館の利益と一致する。しかし、ALA 判決は、図書館のインターネット端末には憲法上の保護が及ばないという提案をしているわけではない。本件では、インターネット使用方針に原告が不注意で違反してしまった結果、13 の図書館で永久にインターネット使用資格から除外され、しかも、正式な通告がなく、再審査権も言い分を伝える機会もないことから、適正手続に関する憲法上の懸念を払拭できない。

原告が主張する、自由または財産に関する利益についての適正手続法違反を検討すると、修正第 1 条は情報や意見への公共の積極的なアクセス権を含み、公立図書館へのアクセスは保護された権利といえる。しかし、他の修正第 1 条の権利と同じく、情報を受領する権利は無制限に保護されるわけではなく、重要な対抗利益に劣後することもある。本件の図書館は自主的に設置され、インターネット端末を用意し、公共に開かれている。このため、原告は図書館の行為による影響を受ける利益の存在を主張している。

次の問題は、保護された利益を剥奪されたときに、憲法上十分な手続を提供されたか否かである。どのような手続が適正であるといえるかを判断する際には、あらゆる状況と、競合する利益のバランスを考慮する必要がある。とはいえ、適正手続原則は最小限、告知と防御の機会を要求している。本件では、女性のヌード画像を含む不注意なポップアップ表示がなされた結果、図書館職員は原告に背後から近づき、コンピュータを消すように命じ、インターネット利用権を永久に剥奪する旨を伝えている。しかし、ほんの 5 秒程度の出来事であり、他の警告や説明もなかったうえに、弁明や再審査や弁明の権利も与えられなかったと原告は主張している。

原告が何の手続も与えられなかったと主張している以上、どのような手続が提供されるべ

きであったかを本法廷で決定する必要はない。さらに、被告が些細な違反にすぎないと主張している点に関しては、最高裁判所が、利益の重量ではなく、利益の性質であると述べている。コロンバスメトロポリタン図書館事件では、1日間の図書館からの退去の手続を適正としていることからすると、インターネット利用権の永久剥奪は、10日間の学校からの排除を些細なことではないとした他の判決に匹敵する。また、原告が指摘するのは、2004年7月から図書館はポルノ画像の表示を妨げるフィルターソフトウェアを導入しているにもかかわらず、原告の利用資格は剥奪されたままという点である。したがって、本裁判では原告の利益について些細なものであるということとはできない。被告が要求する訴え却下の申立ては棄却される。

原告が訴訟の終結まで待ちきれないことに害悪が優越するする証拠を原告が示せていない以上、原告の仮差止め命令請求は却下する。

ポップアップ表示は不注意によるものであったという原告の主張と相反して、原告が10分ないし15分程度、原告がヌード画像を見ているところを2回他の図書館利用者が目撃したという主張をしている点で対立している。また、手続の内容や、説明の機会についての事実の検討が不十分である。さらに、インターネット利用同意書の運用に関する証拠開示手続も進行していない。したがって、原告の要求する正式事実審理を経ないでなされる判決要求は却下される。

●参考・引用文献（判例 3/4/6/9/10/11/12/24）

大滝則忠「図書館蔵書をめぐる憲法問題の状況：資料・アイランドトリーズ事件」『学校図書館と図書館の自由，図書館と自由 第5集』1983, pp.76-105; 川崎良孝『図書館の自由とは何か：アメリカの事例と実践』教育史料出版会, 1996; 川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2002

第2部 公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例(2)

第1論文:「子どもをインターネットから保護する法律」合憲判決と「子どもをオンラインから保護する法律」差し戻し判決の検討:情報を止める位置と手段について

高 鋤 裕 樹

1 はじめに

合衆国において、「子どもをオンラインから保護する法律」(Child Online Protection Act: COPA)は1998年の、「子どもをインターネットから保護する法律」(Children Internet Protection Act: CIPA)は2000年の成立である。ともに子どもがインターネット上で「猥褻」や「未成年者に有害」な情報にさらされないようにすることを意図するものである。両法は、それぞれ表現の自由との関わりで憲法違反の疑いを指摘され、裁判が提起された。合衆国最高裁は、2003年にCIPAについて憲法違反にあたらないとの判決ⁱ⁾を出し、2004年にCOPAについて、その施行を差し止めた下級審の判断を支持してさらなる検討のために差し戻したのであるⁱⁱ⁾。

目的を同じくする2つの法律について判断が分かれている。しかも、COPAは商業目的の表現のみを対象として規制を行うものであり、CIPAは補助金を受ける公立図書館にたいして義務を課するものである。表現の自由の観点からみた保護の程度は一般的に、商業目的の言論では低く、公の施設では高くなる。しかるに、COPAによる表現規制は違憲の疑いの強いものとされ差し戻しとなり、CIPAによるフィルターソフトの義務化は合憲とされた。

本稿では、この一見矛盾するこの2つの判決について検討することで、合衆国におけるインターネット情報の流通と規制について、判断の原則を読み取ることを目的とするものである。海外の事例研究ではあるが、我が国の図書館でインターネット情報を提供する際にも、有益な指針となろう。

2 CDA 違憲判決:インターネット上の表現の自由を考える際の前提

CIPAやCOPAなどの、インターネットにおける情報の規制を意図した立法の憲法上の位置づけを考える場合、前提となるのは1997年に合衆国最高裁により出された「通信の品位に関する法律」(Communication Decency Act: CDA) 違憲判決である。CDAの要点は、インターネットなどによって「故意に猥褻または下品な内容を作成し送付した者」や、性行為などについて明らかに不快な情報を「未成年者に入手可能な方法で陳列した者」、さらには「猥褻、淫ら、好色、卑猥、または下品な資料を作成し送付した人や団体」にたいして罰を科するところにあるⁱⁱⁱ⁾。川崎は、CDA 違憲判決の骨子を以下の3点にまとめている。

1. 成人の読書資料を子どもに適切な資料だけに制限することはできない。
2. 子どもの保護については、親が家庭でフィルターソフトを使用するといった代替方式が存在する。

3. インターネットは放送メディアよりも活字メディアに近く、活字が享受するのと同じ水準の修正第1条の保護に値する^{iv)}。

これらの理由により、最高裁は全員一致で、CDAを「曖昧」であり「過度に広範」であると判示した。

ここで重要なのは上記3点目である。“Freedom of the Press”の言葉もあるとおり、活字メディアでは最高度に表現の自由が保護される。すなわちこの判決は、インターネット上の表現について最高度の保護が適当であるとするものであり、合衆国の法体系におけるインターネット情報源の位置づけを考える際の重要な先例となった。以後のインターネット上の表現にかかわる裁判では、この判決が先例として大きな意味を持つことになる。

3 CIPA合憲判決

3.1 CIPAの概要

CDA違憲判決、および、すべての利用者用インターネット端末にフィルターソフトを導入する措置について憲法違反と判断したラウドン公立図書館事件判決^{v)}は、アメリカ図書館協会が掲げる公立図書館思想を法律面から強化するものであった^{vi)}。

そのような中で、CIPAが成立する^{vii)}。この法律は、学校図書館や公立図書館が図書館サービス・技術法(Library Services and Technology Act: LSTA)に依拠する補助金、および1996年電気通信法に依拠する、いわゆるE-rateの補助金を受ける前提条件として、インターネット利用方針を採択し、すべてのインターネット端末に「技術的保護手段」(Technology Protection Measure: TPM)を導入することを義務づけている。技術的保護手段は、インターネットにアクセスするすべてのコンピュータに関して、猥褻な画像またはチャイルドポルノにアクセスしないようにするために組み込まなければならない。ただし、成人の利用については「本物の研究や他の合法的な目的」のためならば、技術的保護手段を解除することができる^{viii)}。

CIPAとCDAの重要な相違点は2点が指摘できよう。1点目は、CDAは情報の送り手に罰を与えることで、当該法律が不適切であるとする情報を遮断しようとしているのに対し、CIPAは情報の受け手の側、情報を求める人の窓口である公立図書館や学校を対象にしていることである。CDAで罰則の対象となったのは、手段はともかく情報を送信あるいは陳列したものであり、すでに送信あるいは陳列された情報を受ける側は規制を受けることはなかった。しかし、CIPAが規制するのは情報の送り手ではなく、政府の補助金を受けて利用者にたいしインターネット端末を提供している公立図書館や学である。CDAは図書館には間接的な形で関わっているのみであるのに対し、CIPAは直接に図書館に関係するといえる。

2点目は、CIPAの規制はあくまで補助金を支出する際の条件として働くものであり、厳密に言えば罰則を科すものではない点である。すなわち、補助金を受け取らないことを決めれば、図書館はCIPAの求める規制を受け入れる必要はないことになる。

3.2 提訴から地裁判決まで

2001年3月、アメリカ図書館協会ほか11の団体や個人が連邦政府を相手取り、CIPAを憲法違反として提訴した。CIPAの成立から提訴、地裁判決までについては川崎によってすでに詳細な検討がなされている^{ix)}ので、ここでは結果を述べるにとどめる。

2002年5月に出された地裁判決ではアメリカ図書館協会の主張が全面的に認められ、CIPAの執行は差止められた。判決を簡単にまとめると、図書館がインターネット・アクセスを提供する目的を「住民が広範囲の情報を受け取ったり配布したりすることにある」ととらえ、図書館でのインターネット・アクセスをパブリックフォーラムと把握した。すなわち、公立図書館はインターネット・アクセスの提供によって、世界中の幾百万人に無限ともいえる主題についての思想の自由市場を創出したとしたのである。地裁判決は、そういった場での内容制限は厳格審査の対象となると述べ、CIPAの強制するフィルターソフトの導入に関して厳格審査の基準に基づいて判断を行った。その結果、CIPAは厳格審査の基準を満たしておらず、文面上違憲であると連邦地裁は結論づけた^{x)}。

また地裁判決では、フィルターソフトによるブロックは図書館に申し出れば解除されるので、憲法の保護下にあるブロックされているサイトへのアクセスは実質的に保障されているとの主張を拒否した。フィルターソフトの解除を申し出ることが利用者に負荷をかけ、萎縮効果を及ぼすためである^{xi)}。

この地裁判決に対して、政府は2002年6月に上訴した。CIPAの規定にのっとり、合衆国最高裁への飛躍上告が行われた。

3.3 CIPA 合憲判決

2003年6月23日、合衆国最高裁は6対3でCIPAを合憲と判示した。このことはアメリカ図書館界で驚きをもって受け止められた。CIPA合憲判決の法廷意見それぞれを順に見ていくと以下のようなものである。

3.3.1 レーンキスト長官の相対多数意見

相対多数意見はレーンキスト最高裁判所長官が執筆し、オコーナー裁判官、スカーリア裁判官、トーマス裁判官が同調した。相対多数意見では、地方裁判所の違憲判決を覆してCIPAの合憲性を認めた。その根拠としてまずあげられたのが、社会における図書館の役割である。アメリカ図書館協会の『図書館の権利宣言』などに言及しながら、相対多数意見は公立図書館の使命を「学習と文化的啓蒙の促進」であるとし、そのためには図書館がどのような資料を提供するかについて幅広い裁量権を持たなければならないとした。そのうえで、公立図書館が提供してきた資料は「コミュニティの最大の利益や関心に関するもの」であり、その目的のために、図書館は必要なものまたは適切な資料のみを収集してきたとした。

図書館にインターネット端末という新しい情報源が加わったとしても、そのことで社会における図書館の役割に変更はない。公立図書館員は蔵書構築の決定を行う際に当然内容を考慮しているし、蔵書構築の幅広い裁量権を持っている。相対多数意見はこのような考えで、図書館でのインターネット提供には図書館員の大幅な裁量権が認められ、厳格審査を必要と

するパブリックフォーラム論はこの場にはなじまないとした。フォーブズ判決^{xii})とフィンリー判決^{xiii})でパブリックフォーラム原理が適用されないのと同様に、図書館で利用者に提供する資料を選択する判断にもこの原理は適用されない。要するに、公立図書館のインターネット・アクセスは「書架の技術的拡大」に過ぎない。インターネットから資料を集める際も、インターネット以外から資料を集める時と同様である。図書館の書架にポルノグラフィが置いていない以上、図書館でのインターネット端末から排除するのも当然とする。

同時に相対多数意見は、インターネット資料は広大でありその変化のペースも速いために、インターネットのサイトを個々に審査して有用とされるものだけをアクセス可能にすることが非常に困難であるとした。価値あると認めたサイトだけを利用可能にすることは可能ではあるが、そのことは無数の価値あるサイトを、評価できないという理由だけで排除することになる。このデメリットを考えると、フィルターソフトを使って内容的に図書館が必要としないカテゴリーのサイトを排除することは完全に合理的であるという。相対多数意見もフィルターソフトの「過度にブロックする」傾向がありそのことに憲法上争いが起こりうることは認識しているが、「そのような懸念は利用者がフィルターソフトを無効にすることが十分に容易であることで解消される」とする。地方裁判所は、図書館員に頼んでブロックを解除してもらうことが萎縮効果を招くとし、この措置を不適切であるとみなした。しかし相対多数意見では、「憲法は、ばつの悪い思いをするというリスクなしに公立図書館で情報を手に入れることができる権利を保障しているわけではない」^{xiv})とし、萎縮効果を否定した。

最後に相対多数意見は、CIPAの条件がLSTAやE-rateの補助金を受け取ることに憲法違反の条件をつけているという主張を否定した。LSTAやE-rateの補助金は教育的かつ情報的な目的を果たすために情報源を入手するという図書館の伝統的な役割を果たすことを支援するためにある。当然、その補助金は図書館の伝統的な役割を果たすために使われるように、政府は制限を課すことができる。公立図書館は伝統的にポルノ資料をその蔵書から排除してきたために、議会は同様の制限を図書館でのインターネット提供を支援するためのプログラムに課すことができ、政府の補助金を使ってインターネット提供を行う場合にフィルターソフトの導入を強制することは許容可能であるとした。

結論として、公立図書館でインターネットのフィルターソフトを使うことはその利用者の修正第1条上の権利を侵害するといえないため、CIPAは図書館に憲法違反な条件を強制せず、議会の歳出権限の正当な行使であって、憲法に違反しないとしたのである。

3.3.2 ケネディ裁判官の同意意見

この判決にはケネディ裁判官とブレア裁判官が同意意見を書いている。ケネディ裁判官は、法律の中に「フィルタを無効にできる」との条項があることを重視して、判決に同意した。未成年者が性的に赤裸々な資料にさらされないようにすることに政府がやむにやまれぬ利益を持っていることは最高裁の全裁判官が同意することとしつつ、その利益を守りながら成人の資料へのアクセスを確保するための手段として、すべての端末にフィルターソフトを入れ成人利用者の求めに応じてそれを無効にするという方策は合理的であって、CIPAはその文言

上違憲とはいえないとした。

ただシケネディ裁判官は、もしも特定のウェブサイトブロックしたりフィルターソフトを無効にする能力を持たない図書館があって、成人利用者の憲法で保護されたインターネットのウェブサイトを見るという選択が相当程度に妨げられたときには、憲法違反な法律の運用がなされたことによる異議申し立ての可能性に言及しており、成人へのアクセス制限に対する懸念も表明している。

3.3.3 ブレア裁判官の同意意見

ブレア裁判官の同意意見はまずフィルターソフトの不完全性に言及する。そのうえで、CIPAによってフィルターソフトを強制された場合、その不完全性ゆえにCIPAは公衆が情報を受け取ることを直接的に妨害すると把握する。そしてスタンリー対ジョージア判決^{xxv})を引いて「憲法は情報や思想を受け取る権利を保護する」ことを主張している。そうでありながら、ブレア裁判官はCIPA合憲の同意意見を書いた。その理由づけは以下のようである。

既述のとおりCIPAは公衆が情報を受け取ることを直接的に妨害するというのがブレア裁判官の把握である。しかし同時に、修正第1条が公立図書館でのインターネット提供において、もっとも厳しい制限である厳格審査を要求するかどうかについてもブレア裁判官は疑問を呈する。CIPAによるフィルターソフトの強制によって、図書館がインターネットを通じて入手する資料には選択が課せられる。しかしながらこれまでも図書館は資料に対して選択を行ってきており、これら図書館の資料を選択することに厳格審査を適用することは、図書館が資料群を構築する際に必要な裁量権を侵害することになる、というのがブレア裁判官の把握である。

そのため、ブレア裁判官は「高度な審査」の適用が適切であると主張する。言論に関係した利益への被害が、正当性の観点と潜在的代替手段の観点から見て不釣り合いでないかどうかを問い、究極的には法律が立法目的に照らして不釣り合いな被害をもたらしていないかを検討することが、ここでは必要であるとする。そのうえで、CIPAが言論にもたらす被害はその立法目的、守られる利益に対して釣り合いを欠くものではなく、成人の利用についてはフィルターソフトを無効にすることで言論への被害を限定的なものにすることが可能であると

する。CIPAによって言論への被害が出ることは認めながらも、その被害はCIPAによってもたらされる利益のために正当化される、というのがブレア裁判官の意見である。

3.3.4 スティーブンス裁判官の反対意見

スティーブンス裁判官の反対意見では、以下の2点は相対多数意見に同意している。伝統的な使命を果たすために公立図書館は資料選択の裁量権を保持する必要があること、性的に赤裸々な画像を表示するウェブサイトへ子どもがアクセスしないようにするために図書館がフィルターソフトを使うことが憲法違反でないことである。スティーブンス裁判官の意見によれば、CIPAの問題は一律に図書館に対しフィルターソフトの導入を強制することである。そのうえで2点を指摘している。

1点目はフィルターソフトの不完全性である。CIPAが求めるのは、猥褻、チャイルドポルノ、未成年者に有害な「画像」を図書館の端末で表示しないようにするために「技術的保護手段」を導入することである。しかし、地裁での事実認定で示されたことであるが、フィルターソフトは画像を扱うことができず、望ましくないサイトをブロックする方法としてキーワードや文章に依存している。また、フィルターソフトのメーカーのいずれも、URLを収集しカテゴリー化するときに画像認識の技術を使用してはいない。さらに、テキストを利用したカテゴリー化においても、「過小ブロック」や「過大ブロック」が生じることは避けられない。すなわち、CIPAの目的から要求されるべきものと、CIPAに規定された技術的保護手段たるフィルターソフトの導入が不整合であり、しかもフィルターソフトの導入により修正第1条に保護された数多くのウェブページがブロックされるという結果を生じる。違法な言論を抑圧するという利益も、有害な資料へ子どもがアクセスすることを防ぐという利益も、保護された言論へ成人がアクセスすることに対するこの過度に広範な制限を正当化しないとステューブンス裁判官はいう。

さらに、フィルターソフトを無効にしうる規定について、相対多数意見やケネディ裁判官、ブレア裁判官はこの規定を合憲であることの根拠として依拠しているが、ステューブンス裁判官はそのことを批判している。すなわち、サイトがブロックされている場合、そのサイトへのブロックが解除されるまで利用者はサイトの存在すら知ることができない。これは図書館で資料を人目につかない鍵をかけた部屋に置いておき、特定の要求があったときのみ鍵を開けるとするのと同じであるとステューブンス裁判官は指摘した。そして、ウォッチタワー判決^{xvi)}の文言を引き、「公的機関の承認なしに読むことを禁止する法律は、承認なしに発言することを禁止する法律と同様に、『我々の国家的遺産と憲法的伝統から非常に大きく逸脱するものである』^{xvii)}としている。

2点目は、CIPAの適用が公立図書館に作り出す違憲状態についてである。ステューブンス裁判官によれば、図書館の蔵書に何を入れ何を除くかを決定する図書館の裁量権は認められるべきであって、図書館のコンピュータにフィルターソフトを入れていないために補助金の給付を拒否することは図書館の裁量権を侵害する。さらに補助金給付の拒否をほのめかすことで言論を統制するのは、罰則をほのめかすことで統制するのと同様に有害であるとした。ステューブンス裁判官はヴェラツクェズ判決^{xviii)}を引き、政府が存在する表現のメディアを使い、その通常の機能をゆがめるような方法でそれを統制しようとしたとき、そのような統制は修正第1条のもとで無効にされなければならないとしている。そして、相対多数意見が依拠したラスト判決^{xix)}およびフィンリー判決とは、政府がある特定の言論を促進することを意図しているか否かという点において違いがあるとし、これを否定した。

以上の点を指摘し、ステューブンス裁判官はCIPAの規定が修正第1条上の権利に過度に広範な制限を強制するものであり、このような形での言論の縮減は罰則の脅威によるものであれ利益抑制の脅威によるものであれ、等しく非難に値するとした。

3.3.5 ソーター裁判官の反対意見

ソーター裁判官の反対意見にはギンズバーグ裁判官が同調している。ソーター裁判官は、公立図書館の利用者である子どもとインターネット上の有害な資料の間に障壁を設けることには反対していない^{xx)}。ただ、子どもを保護するための手段が、成人の情報入手まで制限してしまう点を問題にしている。

ソーター裁判官の反対意見の要点は4点に集約できる。1点目は、成人の図書館利用者が、相対多数意見および同意意見が指摘するように、単に要求するだけでフィルターソフトが無効にされた端末を使うことができるかどうかにたいする疑問である。地裁判決は明白に「ブロックの解除は日数を要するかもしれないし、不可能であるかもしれない。分館などで、中央館に比べてスタッフの配置が良くないところでは特にそうである」^{xxi)}と認めている。そのような点で、相対多数意見が述べるように何らの遅延なくフィルターソフトの無効化された端末を使うことができるかどうかについて、ソーター裁判官は疑問を呈する。

2点目としてソーター裁判官は、CIPAの文面として「図書館はブロックを解除できる」としていること、さらに『信義誠実に従った』調査やその他の合法的目的」のときにのみブロック解除を認めていることを問題とする。ソーター裁判官によれば、「法廷は言葉を余分にするような法律の解釈を慎まねばならない」^{xxii)}ため、単に「合法的目的」とのみ書かれているわけではないこの規定は何らかの適格性の制限をブロック解除に負わせることになる。

3点目として、インターネットのブロッキングと図書購入のプロセスとの違いを指摘している。図書購入が選択的でなければならないのは図書館の書架スペースや資料費に制限があるためである。しかし、インターネットの資料に関しては、利用者がどのようなものを見ようとアクセスするコストに違いは生じない。そのため、インターネットのブロッキングは、百科事典を購入し、その中から成人にとって不適切であると考えられるものを切り取ることに同様であるとする。

4点目として、相対多数意見の指摘した伝統的な図書館の使命について「当の図書館自身によって否定されてきている」と断じ、蔵書中の資料を要求した成人に対し利用に制限をかけることや、資料を探す際の目的に対する評価を基準として成人のアクセスを制限することは20世紀後半までに消滅したと指摘した。

ソーター裁判官は以上のような理由づけで「成人が調査を行う際のブロッキングを検閲とは違う何かであると扱う合理的な理由はない」^{xxiii)}とした。そして、有害な資料から子どもを保護するという合法的な目的によって正当化されていないときには、図書館によるブロッキングという行為は厳格審査の対象となり、現在の規定では補助金を受けている図書館に憲法違反の行為を要求するために違憲であるとした。

3.4 CIPA 合憲判決まとめ

CIPA 合憲判決では、CIPAが定める技術的保護手段、要するにフィルターソフトが過度にブロックする傾向を持つために、憲法上の争議を招きうるとの指摘がすべての法廷意見で行われている。そのうえで、フィルターソフトが容易に無効にできるために、過度のブロックが

もたらず言論への被害は解消されるか限定的なものにできると解釈して憲法違反とはならないとするのが相対多数意見や同意意見の立場である。反対意見では、フィルターソフトを無効化する際の手続きが萎縮効果をもたらし、そのため憲法違反であるとする。

この事件で争われたのは、CIPA が文言上違憲か否かであり、実際に適用された際の各図書館の行為は問題とされていない。すなわち、図書館に設置されたインターネット端末において、フィルターソフトを解除できなかつたり、その解除が容易でない場合には、この判決は直接には適用できず、ケネディ裁判官が指摘するところの「憲法違反な法律の運用にたいする異議申し立て」が行われうる。その場合、フィルターソフトが憲法上の争議を招きうるとの判示がこの判決で全裁判官からなされている以上、ブロックを解除できない図書館が敗訴する可能性は非常に高いといわざるを得ない。具体的には、以下のような条件を満たしていない場合、図書館は訴追される可能性がある。

- ・チャイルドポルノ、猥褻、未成年者に有害以外の情報を可能な限りブロックしない
- ・成人の利用者の要求に応じて、フィルターソフトを容易に無効にできる。また、無効を求める理由を尋ねない
- ・利用者（成人、未成年者を問わず）の申し出に応じて、フィルターソフトがブロックした情報のうち、チャイルドポルノ、猥褻、未成年者に有害以外のものについて容易にブロック解除できる
- ・フィルターソフト解除の要求ができることを利用者に知らせ、手段を用意しておく

4 COPA 差し戻し判決

4.1 COPA の概要

COPA は CDA 違憲判決が出されたあと、指摘された憲法上の問題点に対応するかたちで制定された^{xxiv)}。COPA では、WWW を用いた商業目的の表現のみを対象にして、「未成年者に有害」な情報の利用を可能にした情報提供者にたいし 1 日 5 万ドルの制裁金を科す^{xxv)}と規定していた。すなわち、メールを用いた私信や、非商業的なウェブページは COPA の規制の対象にならない。加えて、クレジットカードやその他技術的に可能な合理的な手段を用いて、未成年のアクセスを制限したことを示した情報提供者は免責される^{xxvi)}とした。

WWW を用いて伝達される表現のみに絞ったのは、放送メディアとの類似性を主張することで、活字メディアの基準ではなく放送と同じ基準での規制を正当化できるからであろう。また、商業的表現のみを対象とすることで、内容に依拠した制限を可能にしている。CDA で使われた「下品」や「明らかに不快」という表現は避け、ギンズバーグ判決^{xxvii)}で定義された「未成年者に有害」という用語を使うことには、規制対象が曖昧であるとの批判をかわすねらいがある。さらに未成年者に見せない措置をとっている者を免責とすることで、成人にたいする情報提供の侵害が起こらないよう配慮されている。

このように、COPA は CDA の欠点の多くを克服するように制定された。それでも COPA にた

いし、修正第1条に違反し無効であるとして訴訟が提起されたのである。

4.2 COPA 差し戻し判決（2004年）に至るまで

COPAに関する訴訟は複雑な道筋をたどる。原告の申し立てにたいしペンシルベニアの連邦地裁は一方的緊急差止命令を出し、COPAの執行を停止した。その根拠は、COPAが発効したとしても未成年者が有害な情報にアクセスするための回路は多く存在するのでCOPAが目的を達成するための最も制限的な手段であるとする政府の主張は立証されているといえないこと、また起訴され有罪となれば1日5万ドルという制裁金を払わねばならないので、自主規制をするという萎縮効果が回復不能の損害をもたらしかねないことであった^{xxviii}。連邦控裁でも地裁判決は支持されたが、その根拠は、「未成年者に有害」な情報の判断基準を「現代の地域共同体の基準」に依拠していることであった。インターネットの場合、「現代の地域共同体の基準」にしたがって判断すると、最も保守的で制限的な基準が適用されることになる。これは許されざる負担とされたのである^{xxix}。すなわち、地裁判決と控裁判決ではCOPAを差し止める理由づけが大きく異なる。

2002年、最高裁はこの控裁判決にたいし、「現代の地域共同体の基準」に依拠していることのみで修正第1条に違反しているとはいえないと判示し、控裁に審理を差し戻した^{xxx}。差し戻し控訴審はふたたびCOPAを憲法違反と判示した。その理由は、①有害性の判断を文脈と切り離し、情報それ自体として評価していること、②「商業目的」の範囲が広く、「業」^{xxxi}の一部としてサイトを提供する活動すべてを対象とするため、商業的なポルノサイト以外にも対象になるものがあり得ること、③言論が違法でないという立証責任を被告人に負わせるので憲法上保護される言論にたいする萎縮効果があること、④より制限的でない規制の方法としてフィルターソフトが存在すること、であった^{xxxii}。

4.3 COPA 差し戻し判決

この判示にたいする上訴を受けて出されたのが2004年のCOPA 差し戻し判決である。最高裁は、より制限的でない他の選択肢がCOPA以外にあり得るとする原告の主張にたいし政府は反論し得ていないとして、差止命令を認めた地方裁判所の判断は妥当であると判示した。5対4の僅差であった。

4.3.1 ケネディ裁判官の相対多数意見

相対多数意見はケネディ裁判官が執筆し、ソーター裁判官、トーマス裁判官が同調した。地方裁判所の判断が妥当であるとする理由として相対多数意見で指摘されたのは、フィルターソフトの存在である。すでに地裁判決で指摘されているとおり、フィルターソフトはCOPAよりも制限的でない選択肢であると相対多数意見は述べる^{xxxiii}。フィルターソフトを使う方法であれば、子どものいない成人は自らの身元を明かすことなく、またクレジットカードの情報を提供することなく、言論にアクセスできる。子どもがいる家庭にあつてすら、成人は単にフィルターソフトを無効にするだけで、言論にアクセスできるのである。相対多数意見の指摘によれば、フィルターソフトの利用によって言論のあるカテゴリーが犯罪とされることはなく、萎縮効果は発生しないか、あつたとしてもごく限定的なものである。

さらに相対多数意見は、フィルターソフトは COPA よりも効果的であるとしている^{xxxiv)}。その理由は、COPA で制限しうるのは合衆国内から発信されるウェブページ上のポルノグラフィに限定されることである。地裁判決の事実認定として、「未成年者に有害」なコンテンツの40パーセントは海外発であるとの推定がある。COPA は、これら海外発の有害資料に未成年者がアクセスすることを防げない。加えて COPA は、有効となった場合でも、その効果を十分に発揮できない可能性が高い。COPA により制限される可能性のあるコンテンツを提供している業者は、その拠点を海外に移すことにより COPA の規制から逃れることができる。フィルターソフトは、海外からのものも含めて、すべてのポルノグラフィを見られないようにすることができるため、COPA よりも効果的であると相対多数意見は述べる。

もちろん、フィルターソフトが過大にブロックしたり過小にブロックするという問題を有し、完璧な解決法といえないことは相対多数意見でも認識されている^{xxxv)}。しかし、既存の技術と比べて COPA がより制限的でない代替手段であることについての立証は政府の責任であるが、政府はその立証を行うのに十分な証拠を提出しなかったと相対多数意見はいう。COPA が何らかの効果を持つことを政府が立証するだけでは十分でない。また、原告側が、自ら提案した代替手段について、より効果的であることを立証する必要もない。提案された方法と比較しても COPA がより制限的でない代替手段であることを政府は立証せねばならず、そしてそれは果たされていないと相対多数意見は指摘するのである。

CIPA 判決との関連も指摘されている。フィルターソフトを使うことを議会が要求できないために、フィルターソフトは利用可能な代替手段といえないとする主張にたいして、相対多数意見は CIPA 判決を引用して明確に否定した^{xxxvi)}。CIPA は学校や図書館にフィルターソフトを使うことを強く推奨する法律であるが、最高裁はこれを合憲と判示しているのである。すなわち、議会はフィルターソフトを使う要求を出せることになる。また、フィルターソフトの製作会社によるさらなる開発を促進したり、親がフィルターソフトを使うよう推奨することで、次の段階へ進むことも可能である。そもそも COPA の立法趣旨のなかに、その目的として「親の管理やコントロールを無効にするような方法でウェブを通じて資料にアクセスする」^{xxxvii)} ことから未成年者を保護することがあげられている。相対多数意見は、フィルターソフトを使うことで、親にそのような能力を与えられるとした。COPA によって発信者に罰を与えることよりも、フィルターソフトの利用を促進する方が立法趣旨にかなうとしたのである。

相対多数意見は、地裁判決を支持し暫定的差止命令を続けることにたいし、実際的な理由をも指摘している。その理由は3点にわたる。1点目は、もし誤って差止めを解除すれば、その損害は誤って差止めを続けたときよりも甚大である可能性が高いことである^{xxxviii)}。COPA が効力を発揮すれば、情報の発信者には、抗弁が可能であるとはいえ訴追のおそれがある、訴訟の危険を避けるために自己検閲をする可能性があり、これは保護された言論に甚大な損害を与え萎縮効果をもたらす。対照的に、COPA が効力を発揮しない間も政府は既存の法律で猥褻を取り締まることができ、差止命令をこのまま続けたとしてもその損害は限定的である。

2点目は、この訴訟においては事実に関する争いが残っていることである^{xxxix)}。フィルターソフトの効力については双方の意見が食い違っており、その立証責任は政府にある。差止命令を継続して事実審理に差し戻すことにより、相対多数意見は政府にたいしその責任を果たすよう求めている。

3点目は、すでに行われた事実認定は現在の技術を反映していないことである^{xl)}。インターネット技術の進歩は速く、1999年に行われた地方裁判所での事実認定から5年を経過した2004年までに、インターネットの世界ではさまざまな技術的進歩がみられた。修正第1条に関わる分析についても同じく変化がみこまれる。そのため相対多数意見は判決を差し戻し、原告、被告双方にたいし、現在の技術を反映させるよう求めたのである。

最後の点として相対多数意見は、この判決が、未成年者が有害な資料にアクセスすることを防ぐためのインターネット上の法規制を議会が成立させられないとするものではないことを強調している。

4.3.2 スティーブンス裁判官の同意意見

この判決にはスティーブンス裁判官が同意意見を書き、ギンズバーグ裁判官が同調している。スティーブンス裁判官は最高裁による2002年のCOPA 差し戻し判決では反対意見を執筆し、「現代の地域共同体の基準」をインターネットに適用することの危険性を認めた控裁判決を支持していた。今回の判決でもスティーブンス裁判官は、COPA が憲法違反である可能性が高い理由の筆頭にこの「地域共同体の基準」を挙げている。

しかし同時にスティーブンス裁判官は、今回の判決では、もう一つの理由として、フィルターソフトなどユーザーの側で情報のコントロールが可能なものを推奨し広めることの方が、WWW の広大な領域で情報の発信者側に規制をかけようとするよりも、未成年者保護という議会の意図に沿い、かつ、修正第1条の価値を脅かす危険も少ないとする。COPA は憲法で保護された言論を広めることへの内容に依拠した制限であり、違反にたいしては刑事罰をもってする。この訴追は積極的抗弁によってしか免れることはできず立証責任は情報の発信者に課されるため、COPA に完全に従い年齢認証を用意していたとしても、法廷に立たねばならない事態になる可能性は否定できない。

このような犯罪訴追は、猥褻とされる資料を規制する方法としては不適切であるとスティーブンス裁判官は述べる。新しくかつ曖昧な「未成年者に有害」な言論のカテゴリーにたいし、境界線の判断を誤ったがゆえに犯罪として制裁を与えることは、修正第1条の保障する自由に大きな負担となることは明白であるとし、相対多数意見に同意している。

4.3.3 スカーリア裁判官の反対意見

スカーリア裁判官は反対意見で、COPA は合憲であると述べている。相対多数意見やブレア裁判官の反対意見ではどちらも厳格審査を適用しているが、スカーリア裁判官はその必要はないとする。すなわち、COPA はポルノグラフィを商業的に扱うサイトのみを規制するものであるが、これら事業者の行為は、修正第1条に照らしてみても全体を禁止されるべきものであるので、COPA による規制はその一部に過ぎない。そのため憲法上の争議を招くことはない

とするのがスカーリア裁判官の反対意見である。

4.3.4 ブレア裁判官の反対意見

ブレア裁判官の反対意見にはレーンキスト長官とオコーナー裁判官が同調している。ブレア裁判官はその意見を3つに分けて述べている。その3つとは、(1)保護された表現に COPA が与える負担、(2)やむにやまれぬ利益を促進するための COPA の能力、(3)提案された「より制限的でない代替手段」についてである。

ブレア裁判官は、COPA によって規制される「未成年者に有害」な資料の定義をあげ、それが判例上確立したミラーテスト^{xlii)}の基準をほんのわずかに広げるに過ぎないものであることを指摘した^{xliii)}。ミラーテストの定義と COPA の定義の事実上の違いは、未成年者に関する記述が2か所に挿入されているだけである。思春期や、その直後の青年の好色的興味に訴える資料は、ほぼ不可避免的に成人の好色的興味にも訴える。加えて、未成年者にとっての「真実な価値が存在しない」ことが規制の要件となっているが、成人にとっては何らかの価値があるが未成年者にとっては価値の存在しない資料がどのようなものであるか想像するのは困難である。そのため、「未成年者に有害」な資料とは既存の法律で猥褻とされるものと、それに非常に近いもののみ限定される。つまり、COPA は、もともと修正第1条で保護されない猥褻な資料で、商業的なウェブページに掲載されているものに影響するだけである。

また COPA では、未成年者のアクセスを防ぐためにクレジットカードなどを使った年齢認証の手続きをとっている情報の発信者は、免責されることになっている^{xliiii)}。ブレア裁判官も、この手続きが負担を与えることは認識している。この負担は費用的負担と、個人情報を提供することへの当惑である。しかし、地方裁の事実認定によれば、年齢認証の手続きに必要な費用は、1つの識別番号あたり15セントから20セント、あるいは1年間に20ドル以下と安価である^{xliiv)}。また、個人情報を提供することについては、CIPA 判決の相対多数意見で「憲法は、ばつの悪い思いをするというリスクなしに公立図書館で情報を手に入れることができる権利を保障しているわけではない」^{xliv)}としたのと同様に、この場合もまた規制が許されるとした。よって、COPA は法的に猥褻とされている資料、および猥褻との境界上にある資料に成人がアクセスする場合に、ほんのわずかな負担を付け加えるだけである。ブレア裁判官は以上のように述べ、保護された表現に COPA が与える影響はほとんどないとした。

続いてブレア裁判官は、商業的なポルノグラフィにさらされることから未成年者を守るというやむにやまれない利益を促進するために COPA が役割を果たすか否か検討している。相対多数意見やスティーブンス裁判官の意見とは異なり、ブレア裁判官の意見では、フィルターソフトは所与のものであって、より制限的でない代替手段ではない。ブレア裁判官は、フィルターソフトがあつてなお、子どもたちがインターネット上で有害な資料にさらされていると現状を認識した。すなわち、フィルターソフトには欠点があるために、子どもを十分に守ることができないとしたのである。ブレア裁判官によれば、フィルターソフトの欠点は(1)フィルターソフトが不完全であつてポルノグラフィをブロックできない可能性があること、(2)フィルターソフトの導入には費用がかかること、(3)フィルターソフトの導入は親の意志

に依存し、さらに家庭以外では導入されない可能性があること、(4)フィルターソフトは精度が低く価値ある資料をブロックしてしまう可能性があること^{xlvi)}、である。これらの欠点のため、フィルターソフトを利用したシステムは効果的でないと議会が結論するのも合理的であるとブレア裁判官はいう。COPAによって年齢認証が要求されるようになれば、費用もほとんどかからず、精度の高いブロックングを、家庭でもそれ以外でも利用可能であるとした。海外からのポルノグラフィの発信が40パーセントあるとされたことについては、そのことは認めつつ、国内発の60パーセントのポルノグラフィが制限されるのであれば COPA には意味があるとす^{xlvi)}。要するに、やむにやまれない利益を促進するための方法としてフィルターソフトは役に立っておらず、COPAによる規制が必要で、その規制には十分な効果があるとするのである。

最後にブレア裁判官は、相対多数意見が指摘した「より制限的でない代替手段」、要するにフィルターソフトの利用を推奨することについて検討し、これを否定している^{xlvi)}。フィルターソフトの使用が効果的で、かつ制限的でないようにするための開発には費用がかかり、またフィルターソフトの使用を推奨するためのプログラムについても同様である。確かにすべての親や学校、インターネットカフェにフィルターソフトのインストールされたコンピュータを配布するなど十分に予算を使った措置をとれば、たいへん効果的な代替手段になりうるとブレア裁判官は指摘する。しかし、議会は予算の制限や他の実際的要因に縛られており、効果的でありさえすればいかなる方法もとるというわけにはいかない。すなわち、予算に限界のある現状では、フィルターソフトの奨励はより制限的でない代替手段として働かない。また、萎縮効果をもたらすことを理由として言論のカテゴリーを犯罪とすることを避ければ、法律そのものが無意味となる。ブレア裁判官はこのように主張している。

以上をまとめると、ブレア裁判官は、COPAによって保護された言論に小さな制限がつく可能性があるが、成人がそれを取り除くのにそれほど大きなコストはないとした。同時に、COPAは議会のやむにやまれぬ目的、商業的なポルノグラフィに子どもがさらされるのを防ぐという目的を達成するのに貢献するとした。そして、このやむにやまれぬ利益を促進するのに実際に利用可能な「より制限的でない」方法は存在せず、そのため COPA は合憲であるとしたのである。

4.4 COPA 差し戻し判決まとめ

この判決では、COPAによる情報の発信者側での規制と、フィルターソフトを使用した受信者側での規制のいずれが、より制限的でない手段であるかが最大の争点となっている。相対多数意見は、フィルターソフトを利用すればクレジットカードによる認証などは必要でなくなるとし、情報の受信者側での規制をより制限の少ないものとしている。またフィルターソフトは COPA よりも効果的である可能性が高いとの判断を示した。というのも、COPA は合衆国外の情報の発信者に罰を与えることはできないが、フィルターソフトは国外のものも含めすべてのポルノグラフィを排除することができるからである。最高裁は、フィルターソフトは完全ではないが COPA よりも有効なものと把握し、COPA が目的を達するにもっとも制限的

でない手段であるという政府の主張は立証されていないとした。

しかしながらブレア裁判官は反対意見で、フィルターソフトの有効性を否定した。フィルターソフトはすでに存在しており、それでもなお未成年者が有害な資料にさらされているために、COPAによる発信者にたいする規制が必要だとする。また、COPAによる規制では情報を受け取る成人の権利に大きな影響を及ぼすことはないとしたのである。

これら法廷意見をみていくと、絶対多数を獲得している部分が2点あることがわかる。1点目は、子どもを保護するという目的のためであり、インターネット上の情報を制限するためには、修正第1条上の厳格審査を適用するという点である。スカーリア裁判官は厳格審査は必要ないとしているが、それ以外の全裁判官は厳格審査の適用には反対しておらず、この点については絶対多数を構成するといえる。

2点目は、COPAによる規制が子どもを保護するについて有効であるとしている点である。スティーブンス裁判官の同意意見を除いたすべての意見で、COPAによる規制は、フィルターソフトがもし有効なものでないならば、もっとも制限的でない手段と認められうると思われることができる。そのうえで相対多数意見は、フィルターソフトよりもCOPAによる規制の方が有効であると政府が立証していないために、その点について再び検討を行うために事実審に差し戻すとする。逆に、ブレア裁判官は、フィルターソフトの有効性を否定するがために、COPAによる規制がもっとも制限的でない手段であると把握するのである。COPAによる規制が萎縮効果を及ぼし許されないとするのはスティーブンス裁判官の法廷意見のみであり、事実審による検討の結果、フィルターソフトが未成年者を保護するのに有効でないとの政府の主張が立証されたならば、COPAは7対2で合憲と判示され差止命令が解除される可能性が高い。

5 CIPA合憲判決とCOPA差し戻し判決の検討

CIPA判決とCOPA判決を詳細にみていくと、合衆国最高裁が許容するインターネット上の情報規制の原則をみてとることができる。これらは2点に集約できよう。1点目は情報を止める位置についての原則であり、2点目は情報を止める手段についての原則である。

5.1 情報を止める位置

CIPAとCOPAの大きな違いは、CIPAが情報を受信側でせき止めようとするのに対し、COPAは発信側に制限をかけ、それに反した場合は罰則を加えることで未成年者を保護しようとする点である。CIPAとCOPAが情報を止めることを意図する位置をそれぞれ図示すると、図1のようになる。

CIPAもCOPAも、子どもがインターネット上の有害な情報にさらされることから守るために作られた法律である。とはいうもののこのように図示すると、CIPAもCOPAもともに、両法の保護手段(CIPAはフィルターソフト、COPAは国内の情報の発信者への規制)が完全であったとしても、それだけでは、インターネット上に存在するチャイルドポルノ、猥褻、「未成年者に有害」な情報から未成年者を保護できないことがわかる。CIPAの場合、図書館を通じないインターネットへのアクセスや、LSTAやE-rateの補助金を受け取らないことを選択し

た図書館でのアクセスを通じて、フィルタされていない情報が入手でき、そのため未成年者

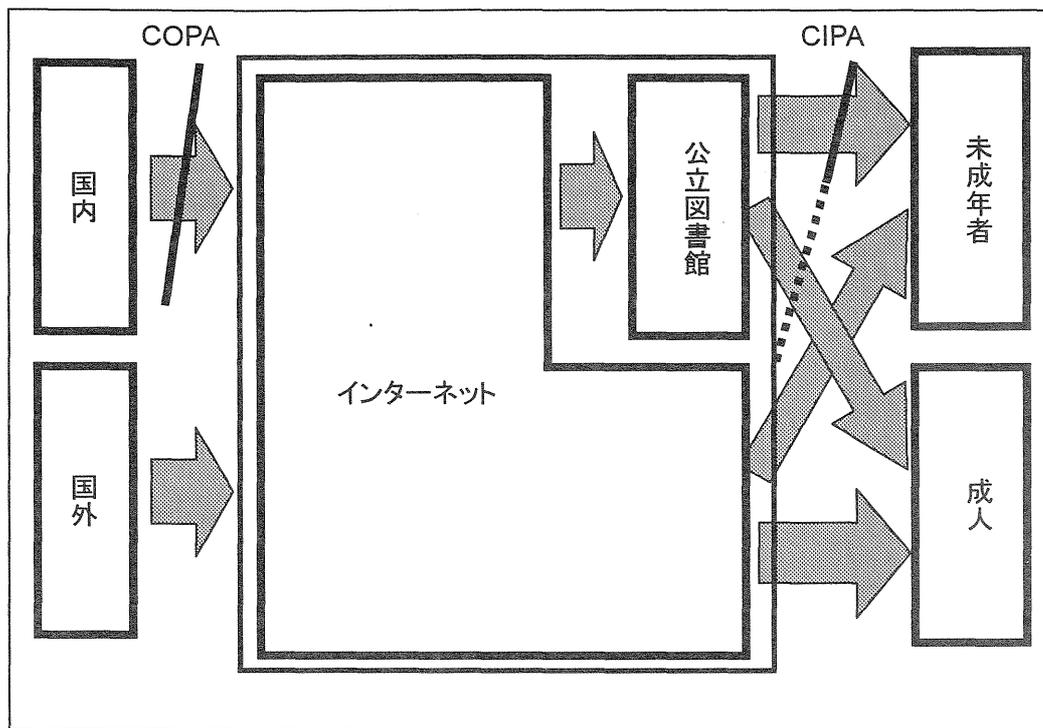


図1 CIPA、COPA が情報を止める位置

は有害な情報にさらされる。COPA も、国外から発信されるウェブページを防げないために、未成年者が COPA の想定する有害情報にさらされる。すなわちどちらも、未成年者を、チャイルドポルノ、猥褻、未成年者に有害な資料にさらされることから完全には保護できない。つまり、教育や親の指導は CIPA や COPA を導入しても必要であり続け、未成年者保護という意味での両法の価値は限定的なものにとどまる。

そのうえでなお、最高裁は両法が子どもの保護に役立つという点でほぼ合意している。CIPA 判決の反対意見でも、COPA 判決の相対多数意見・同意意見でも、これらの法律を支持しない理由としてあげられているのは、子どものみならず成人の受け取る情報まで制限してしまうからであったり、より制限的でない代替手段がありうることによるものであって、両法が子どもの保護について役に立たないという判断はなされていない。だとすれば、何をもって最高裁はこの2つの法律について逆の判断を下したのであろうか。

筆者の見解では、情報の受信者による規制の解除可能性が判断の分かれ目である。可能な限り受信者の近くで情報を規制し、利用者がその規制を制御できることが判断を左右したと考えることができよう。

図1で示したとおり、COPA は情報を発信者側で規制する。もちろんチャイルドポルノや猥褻といった違法な情報については他の法律でも規制されるものであり、COPA の立法によって意図されたのは「未成年者に有害」な資料の規制であろう。「未成年者に有害」な資料は成人が受け取る場合は違法とはされず、受信者の属性により情報の規制を変更する必要がある。

しかしながら、発信者側で規制する COPA は受信者の違いによる規制の変更が困難であり、そのことで修正第 1 条に違反する可能性がある。

その点で CIPA は、図書館という公的な場で提供される情報について、発信者を処罰するのではなく受信のみを規制しようとした。また、情報を規制する位置は受信者のすぐ近くであり、受信者が規制手段（フィルターソフト）をコントロールすることも認められている。もしフィルターソフトが十分に有効で、CIPA が指定するチャイルドポルノ、猥褻、未成年者に有害な画像を確実にブロックし、それ以外のものをブロックしないのであれば、確かに青少年保護の観点からみて有益であるといえる。

情報を止める位置という観点から両法の判決をみると、このような、情報の受信者による規制の解除可能性、すなわち、どれほど受信者の近くで規制が行われるかが、判断の分かれた大きな理由であると考えられる。

5.2 情報を止める手段

CIPA では情報を止める手段としてフィルターソフトが用いられ、COPA では情報の発信者にたいする刑事罰が用いられた。フィルターソフトの存在はふたつの判決の中で大きな意味を持つ。CIPA 判決ではフィルターソフトの導入は文言上合憲とされたが、適用上合憲であるかどうかは実際に運用されている形態による。そして、CIPA 判決で指摘されたことを考慮すると、フィルターソフトが合憲であるためには「憲法に違反する情報」および「未成年者に有害な情報」のみを排除するもので、「容易に無効化でき」なければならない。すなわち、利用者の要求によって情報の制限が解除できなければならないのである。もしも、この基準に違反する形で図書館がフィルターソフトを運用したならば、その図書館は住民から表現の自由に違法な制限を加えたとして訴訟を受ける可能性があると考えられる。

この点についてミノウ (Mary Minow) は、図書館が訴訟のリスクを最小限にするためのもっとも安全な方法は、過大なブロックを最小限にし、成人にたいしてはフィルターソフトの無効化を、未成年者にたいしては法的に保護されるサイトのブロック解除を、できるかぎり迅速に行えるようにすることであると指摘している^{xlix}。すなわち、図書館が訴訟リスクを抱えるのは修正第 1 条で保護された情報をブロックしたときであり、このとき図書館は、利用者の情報を受け取る権利を侵害したとみなされる。

ミノウはさらに「迅速に」という言葉について考察を加えている。CIPA 判決のブレア裁判官の相対多数意見では、情報を得る際の遅延について、閉架書架から図書を出してきたり相互貸借で取り寄せることと対比して合憲と判示した^{li}。しかしながらこれら遅延はインターネットの情報については事情が異なる。インターネット端末の数が十分にある図書館は多くなく、そのため 1 人の利用者にはインターネットは 1 日 1 時間といった制限のある図書館が多い。その場合、フィルターソフトの解除に 30 分かかれば明確に耐え難い負担になるとミノウはいう^{lii}。それら不適切な取り扱いはすべて、図書館に訴訟のリスクを負わせる。

フィルターソフトがブロックできなかった「憲法に違反する情報および未成年者に有害な情報」を図書館の端末で見られる場合の法的な問題については、イエーガーとマックルアー

(Paul Jaeger and Charles McClure) が検討し、そのことで表現の自由の権利への侵害はないとしている^{lii})。表現の自由が侵害されるのは情報が受け取れなかったり発信した情報の流通が妨げられる場合だからである。技術的保護手段は間違いなくインストールされており、CIPA の求める条件を満たしている。また、何らかのフィルターソフトを入れ適切に運用している場合、情報がブロックされなかったとしても CIPA に反することにはならない。すなわちこの場合、CIPA の条件に反したとして補助金を打ち切られることは考えにくい。図書館の立場としては、フィルターソフトを可能なかぎり限定的に使い、いわば「骨抜き」にすることが、訴訟のリスクを抑える方法である。

事実、アメリカ自由人権協会ロードアイランド州支部は調査報告書を出し、図書館にたいしフィルターソフトの取り扱いが不適切であると指摘した^{liii})。チャイルドポルノ、猥褻、未成年者に有害な情報以外にもブロックされており、また 3分の1 の図書館ではフィルターソフトが無効化できることを利用者に知らせていないと報告したのである。それにたいして図書館は、フィルターソフトでブロックするカテゴリを見直した。加えて、フィルタリングを提供している CLAN (Cooperating Libraries Automated Network) は、見ようとしたサイトがブロックされた場合、フィルターソフトの無効化を図書館に要求できると利用者にたいし明確に知らせることをスタッフに指示したと発表した^{liv})。

COPA 判決の中ではフィルターソフトは、青少年を保護する方法として、法的規制に代わる「より制限的でない」方法として肯定的な評価がなされている。フィルターソフトが未成年者保護に有効であることが COPA 違憲の判断の大きな理由となっており、もしもフィルターソフトがなかったら、COPA による情報の発信者にたいする法規制が最も制限的でない方法とされるかもしれない。

一方で訴訟リスクを避けるためにフィルターソフトを制限的に運用しつつ、もう一方で未成年者を保護するために有効な程度にはフィルターソフトを働かせる。フィルターソフトを導入する図書館は、この困難な二律背反を実現しなければならない。また、フィルターソフトを導入しない図書館では、未成年者を有効に保護する手段を講じなければ、そのことを理由として再び COPA のような規制が企図される可能性がある。

6 おわりに

2001年1月17日にアメリカ図書館協会が採択した「合衆国政府により支持されたインターネット・フィルタリングに反対する決議」は「すべての違法なコンテンツをブロックし、憲法で保護されたすべての資料へのアクセスを許す技術は存在しないため、アメリカ図書館協会は図書館でのインターネット・コンテンツのブロッキングやフィルタリングを支持しない^{lv})としていた。2005年1月19日、アメリカ図書館協会は『図書館の権利宣言』の解説文「電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス」の修正を評議会でも可決した。修正された点は多岐にわたるが、本稿に関連する修正として、以下のような文言が追加されている。フィルターソフトを導入すること自体は仕方のないこととしているように思われる。

公費支弁の図書館は憲法で保護された情報へのアクセスを提供する法的な義務を持つ。合衆国政府、州政府、市当局、地方自治体、図書館管理機関は、『図書館の権利宣言』に反して、フィルターソフトやその他の、憲法で保護された情報へのアクセスを妨げる技術的手段の使用を要求してくる場合がある。図書館が情報へのアクセスを妨げる技術的手段を使用する場合、憲法で保護された言論のブロックを最小とするために、それら手段の設定をできる限り情報が制限されないようにしなければならない。成人は憲法で保護された情報すべてにアクセスする権利、その技術的手段を即時に無効化するよう要求する権利を持つ。未成年者もまた憲法で保護された情報にアクセスする権利を持ち、また最低限、誤ってブロックされた情報へのアクセスを即時に提供するよう図書館や図書館員に要求する権利を持つ。図書館と図書館員は、これらの権利について利用者に知らせる義務、およびこれらの権利を行使するための方法を提供する義務を持つ^{vi)}。

CIPA および COPA にたいする判決を読む限り、図書館にとって、フィルターソフトの導入そのものは避けがたいことであろう。しかし一方で、図書館のインターネット端末でフィルターソフトを不適切に運用すれば憲法に違反するおそれがあるとされたこと、そして、成人の利用者の求めにたいしフィルターソフトを解除しなければ不適切な運用となるとされたことは重要である。フィルターソフトを導入することで憲法に保護された情報の流通が不可避免的に妨げられるわけではない。それらの技術を利用して、子どもの保護という利益を守りながら最大限の情報の提供をどのようにおこなっていくか、図書館の手腕が試されているといえよう。

注

- i) *United States et. al. v. American Library Association, Inc., et. al.*, 539 U.S. 194 (2003). (以下、CIPA 判決文) .
- ii) *Ashcroft, Attorney General v. American Civil Liberties Union, et. al.*, 542 U.S. 656 (2004). (以下、COPA 判決文) .
- iii) 川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2002, p. 169.
- iv) 同書 p. 172.
- v) ラウドン公立図書館事件については以下を参照。「第4章 利用者用インターネット端末をめぐって—ラウドン公立図書館事件—」同書 pp. 95-126 ; 前田稔「フィルターソフトを用いた公立図書館による『わいせつ物』インターネット利用規制の合憲性：ルーデューン判決の評価」『筑波法政』29, 2000.9, 131-161.
- vi) 川崎前掲 iii) pp. 172-173.
- vii) CIPA の全文は以下を参照。<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/civilliberties/cipaweb/legalhistory/cipatext.pdf>. (accessed: 2006/04/20).
- viii) 川崎前掲 iii) pp. 174-175.

- ix) 「第6章 『子どもをインターネットから保護する法律』をめぐって」同書 pp. 163-199.
- x) 同書 pp. 190-198.
- xi) 同書 p. 198.
- xii) 州立のテレビ局であるアーカンソー教育テレビが議会の選挙の際に主要な政党の候補者を集めて討論番組を放送した際に、無所属で人気の低い候補フォーブズをその場に参加させなかったことで訴えられた事件である。最高裁は、私的言論を視聴者に届ける公共テレビ局の編集上の判断にはパブリックフォーラム原理は適用されないとした。*Arkansas Ed. Television Comm'n v. Forbes*, 523 U.S. 666 (1998).
- xiii) 全国芸術基金(NEA)が芸術家に対して補助金を出す際に、内容に依拠した評価基準を用いるのはパブリックフォーラム原理に反するとして訴訟が提起された。最高裁は、限られた資金をどのように配分するかについてNEAは裁量権を持っておりパブリックフォーラム原理の適用は不適切であるとした。*National Endowment for Arts v. Finley*, 524 U.S. 569 (1998).
- xiv) CIPA 判決文, *op. cit.*, note i), Opinion of Rehnquist, C.J., p. 12.
- xv) スタンリーは別件で自宅を捜索され、その際に発見されたわいせつ物の所持を理由に逮捕された。スタンリーは家庭内で所持することまでを処罰することは修正第1条に反すると主張し、連邦最高裁はこの主張を認めた。*Stanley v. Georgia*, 394 U.S. 557 (1969). なお、この注の内容は以下の文献を参考に行っている。「訳者付録：判例の説明」ロバート・S.ベック『図書館・表現の自由・サイバースペース：知っておくべき知識』川崎良孝・前田稔訳, 日本図書館協会, 2002, pp. 161-202.
- xvi) Stratton 村は「勧誘員」が行政局から許可を得ることなしに住居に入ることを禁止する条例を制定した。最高裁は布教活動や政治的言論等にこの条例が適用されると修正第1条に違反すると判示した。*Watchtower Bible & Tract Soc. of N.Y., Inc. v. Village of Stratton*, 536 U.S. 150 (2002).
- xvii) CIPA 判決文, *op. cit.*, note i), Stevens J., dissenting, p. 6.
- xviii) 連邦政府の補助金が法律サービス会社を通じて無料の法律支援を行う地方組織に提供されていた。しかし既存の社会福祉法を修正したり社会福祉法への挑戦を行う人物への資金提供は禁止されていた。この禁止が不適切であると訴訟が提起され、最高裁はこの制限を違憲と判示した。*Legal Services Corporation v. Velazquez*, 531 U.S. 533 (2001).
- xix) Title X の補助金を獲得している診療所の医者は中絶の助言をしてはならないとの規則が合憲とされた。*Rust v. Sullivan*, 500 U.S. 173 (1991). なお、この注の内容は以下を参考に行っている。川崎前掲 iii) p. 186.
- xx) CIPA 判決文, *op. cit.*, note i), Souter J., dissenting, p. 2.
- xxi) 201 F. Supp. 2d 401, 411 (ED Pa. 2002).
- xxii) CIPA 判決文, *op. cit.*, note i), Souter J., dissenting, p. 3.
- xxiii) *ibid.*, Souter J., dissenting, p. 12.
- xxiv) COPA の全文は以下を参照。Child Online Protection Act, <http://usinfo.state.gov/usainfousa/laws/majorlaw/copa.htm> (accessed: 2006/04/30).

- xxv) COPA, § 231(a).
- xxvi) COPA, § 231(c)(1).
- xxvii) *Ginsberg v. New York*, 390 U.S. 629 (1958).
- xxviii) *ACLU v. Reno*, 31 F. Supp. 2d 473 (E.D. Pa. 1999).
- xxix) *ACLU v. Reno*, 217 F. 3d 162 (3d Cir. 2000).
- xxx) *Ashcroft v. ACLU*, 535 U.S. 564 (2002).
- xxxii) 「業としているとは、『ウェブを手段とし、未成年に有害な情報を伝達し、伝達しようと提供するもので、そのような活動の結果、利益を得る目的で、その人の通常の業の一環としてそのような活動に時間、関心、労力を費やすことである（が、実際に利益を得る必要はなく、また、そのようなコミュニケーションをする、あるいはしようとするのがその人の唯一の、あるいは主要な事業であったり、収入源である必要はない）』。紙谷雅子「インターネット上の未成年に有害な情報を年齢確認手段を用いて規制する Child Online Protection Act(COPA)の暫定的差止め」『ジュリスト』No.1292, 2005.6.15, 156-163, 引用は p. 160 (注 24).
- xxxiii) *ACLU v. Ashcroft*, 322 F.3d 240 (3d Cir. 2003).
- xxxiv) 決文, *op. cit.*, note ii), Opinion of the Court, p. 8.
- xxxv) *ibid.*, Opinion of the Court, p. 9.
- xxxvi) *ibid.*, Opinion of the Court, pp. 10-11.
- xxxvii) *ibid.*, Opinion of the Court, p. 11.
- xxxviii) COPA, § 1402(1).
- xxxix) COPA 判 決文, *op. cit.*, note ii), Opinion of the Court, p. 12.
- xl) *ibid.*, Opinion of the Court, p. 13.
- xli) *Mirror v. California*, 413 U.S. 15 (1973).
- xlii) COPA 判決文, *op. cit.*, note ii), Breyer, J., dissenting, p. 4.
- xliii) COPA, § 231(c)(1).
- xliv) *ACLU v. Reno*, 31 F. Supp. 2d 473 (E.D. Pa. 1999), *op. cit.*, note xxviii).
- xlv) CIPA 判決文, *op. cit.*, note i), Opinion of Rehnquist, C.J., p. 12.
- xlvi) COPA 判決文, *op. cit.*, note ii), Breyer, J., dissenting, pp. 9-11.

xlvi) *ibid.*, Breyer, J., dissenting, p. 12.

xlvi) *ibid.*

Breyer, J., dissenting, p. 13.

ibid.,

xlix) Mary Minow, "Lawfully Surfing the Net: Disabling Public Library Internet Filters to Avoid More Lawsuits in the United States," *First Monday*, 9(4), 2004.4. Available at <http://www.firstmonday.org/issues/issue9_4/minow/index.html> (accessed: 2006-07-05).

D) CIPA 判決文, *op. cit.*, note i), Breyer, J., concurring, p. 5.

li) Mary Minow, *op. cit.*, note xlix).

lii) Paul T. Jaeger and Charles R. McClure, "Potential legal challenges to the application of the Children's Internet Protection Act (CIPA) in public libraries: Strategies and issues," *First Monday*, 9(2), 2004.2.

liii) ACLU, *Reader's Block: Internet Censorship in Rhode Island Public Libraries*, 2005, 20p. (online), available at <<http://www.riaclu.org/friendly/documents/20051ibraryinternetreport.pdf>> (accessed: 2005-08-20).

liv) Oder, Norman. "RI Libraries Overblock Under CIPA," *Library Journal*, 130(10), 2005, 18-19.

lv) *Resolution on Opposition to Federally Mandated Internet Filtering*, Adopted by ALA Council on January 17, 2001, available at <<http://www.ala.org/ala/oif/statementspols/ifresolutions/mandatedfiltering.pdf>> (accessed: 2006-04-12).

lvi) Access to Electronic Information, Services, and Networks, An Interpretation of the LIBRARY BILL OF RIGHTS, Adopted January 24, 1996; amended January 19, 2005, by the ALA Council, available at <<http://www.ala.org/ala/oif/statementspols/statementsif/interpretations/accesselectronicinformation.pdf>> (accessed: 2006-04-20).

第2論文: 公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例: ウェストアリス市立図書館事件(2000)
とオーピー公立図書館事件(2002)を中心として

川崎良孝

はじめに: 図書館裁判にみられる公立図書館の基本的性格と『図書館の権利宣言』¹⁾

1

司法解釈という意味での公立図書館の基本的性格については、1980年代末まで系統だった解釈がなされていなかった。とはいえ教育委員会による学校図書館蔵書の除去の違憲性を扱ったミナーシニイ事件(1976年)は図書館を「思想の自由市場における強力な資源」、「思想の普及に献身する機関」と位置づけ、同じように教育委員会による学校図書館蔵書を扱ったピコ事件(1981年)では、レーンキスト裁判官が反対意見においてではあるものの、「自由な探求の場」として公立図書館を大学図書館と同列においた。これらは重要な言及であった。修正第1条が規定する表現の自由に直接的に結びつくものとして、公立図書館の基本的性格をとらえる方向を示唆したのである。

こうした断片的な公立図書館の捉え方に転機となったのが、1989年のオックスフォード事件である。問題となったのは家庭、政治、宗教といった課題に関心を持つ全国的な保守的女性グループ「アメリカを懸念する女性」による図書館集会室の利用の是非である。判決は、集会室は実態としてパブリック・フォーラムとなっており、そうである限りこの団体の利用を排除できないというものであった。なお合衆国憲法が規定する政教分離の原則については、集会室の利用全体が、宗教の促進を主たる効果にすると証明がないので、政教分離の原則に違反しないとされた。

続く1992年のモリスタウン事件は、ホームレスの図書館利用を扱った事件である。判決は、修正第1条が保障する表現の自由の必然的結果として思想や情報を受け取る権利を認め、この権利を行使するについて公立図書館が重要な役割を果たすと判断した。そして連邦控裁は公立図書館を思想や情報(特に文字コミュニケーション)を受け取るための制限的パブリック・フォーラムと位置づけたのである。

さらに1998年のラウドン事件は、すべての利用者用インターネット端末にフィルターソフトを導入した問題を扱った。判決はオックスフォード事件、クライマー事件を踏襲し、公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと位置づけ厳格審査を適用することで、図書館の措置を憲法違反と判示した。オックスフォード事件が図書館集会室、モリスタウン事件が公立図書館という場の利用を俎上にのせたのにたいして、ラウドン事件はそうした場での資料提供の内実について判断を下したことになる。

2000年に判決が下された同性愛の絵本をめぐるウィチタフォールズ事件でも、モリスタウン事件、ラウドン事件の位置づけを踏襲し、公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと位置づけた。その限りでは上述の捉え方を確認したにとどまる。ただし子ども向けの図書を

成人部門に移すという措置については、確かに図書館からの除去とはみなしがたい。しかし判決は、利用者にそうした本を探すについて大きな負荷を課するとして、成人部門への移行を認めなかった。

最後に 2002 年に連邦地裁が判決を下したアメリカ図書館協会事件である。判決は、連邦からの補助を得る条件としてフィルターソフトの導入を強いる法律を憲法違反とした。ここではモリスタウン、ラウドン、ウィチタフォールズの判決を受け継ぎ、公立図書館でのインターネットへのアクセスを制限的パブリック・フォーラムと把握して厳格審査を適用した。さらに補助金にまつわる条件としての内容制限については 1991 年のラスト事件判決を適用せず、もともと公立図書館は私的言論を推進する場であって、そうした意図を有する場での内容制限は憲法に違反すると結論した。

このように 1989 年のオックスフォード事件を契機に、公立図書館の基本的性格をめぐる事件が、図書館集会室のあり方、ホームレスの利用、インターネットへのアクセスのあり方、子ども向けの同性愛をめぐる絵本の取り扱い、フィルターソフトの強制使用を求める連邦法といった、きわめて社会的背景と密接にかかわる事件として生じている。判決はいずれも公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと規定していた。

2

1939 年にアメリカ図書館協会は 3 条からなる初版『図書館の権利宣言』を採択した²⁾。当時の『権利宣言』は、幅広く見解を包み込むという図書選択の原理（偏向のない図書選択、均衡ある蔵書）を正式に表明したものと確固たる位置を占める。『図書館の権利宣言』は 1948 年に検閲への反対を示す 2 つの条項を加えて全 5 条となり、1961 年には「人種、宗教、出生国、あるいは政治的な見解」によって図書館利用に差別があってはならないと書き込み、全 6 条となった。そして 1967 年にはこの条項にさらに「年齢」を加えている。1980 年改訂の現行『図書館の権利宣言』では、政治的意味合いや価値を持つ語句をすべて取り去り、そのことであらゆる価値を取り込むという姿勢を徹底させたのである。

ところで 1939 年版『図書館の権利宣言』は、集会室に関する第 3 条で「民主的な生き方を教育する」(as an institution to educate for democratic living) 機関として図書館を位置づけていた。この位置づけに変化が生じるのは 40 年を経過した 1980 年改訂のときで、そこでは「民主的」、「教育」という価値を持つ語がまず除去された。その過程で図書館の基本的性格を示す「民主的な生き方を教育する」という語が、集会室を扱う第 6 条に位置していることが問題となり、この語句を削除して、新たに「情報と思想のひろば」(forums for information and ideas) という語を前文に組み込み、図書館の基本的性格を再定義したのである。

この 1980 年改訂の時点で、アメリカ図書館協会が「ひろば」(forum) という語に、どれほどの法的意味を意識していたかは定かでない。単に価値がまわりついていない包括的な語として、“forum” という語を選んだとも考えられる。そうした経過はともかく、1989 年のオックスフォード事件、そののちに継続的に生じたモリスタウン事件、ラウドン事件、ウィ

チタフォールズ事件、アメリカ図書館協会事件によって、判例上で公立図書館は制限的パブリック・フォーラムと認知され、『図書館の権利宣言』における「ひろば」(forum)との定義づけは、道徳的な意味合いに加えて、法的意味を明確に含むことになった。このことは、アメリカ図書館協会にとってことのほか重要である。『図書館の権利宣言』が示す公立図書館の基本的性格と、法律での図書館の捉え方がアメリカ図書館協会の期待する方向で一致したからである。すなわち判例の蓄積と解釈は、『図書館の権利宣言』が意図する方向と大いに一致しており、その点で特に1990年代は『図書館の権利宣言』の示す理念や道徳が、一連の裁判の過程を経て法的に認知された時代であった。それは同時に司法上での公立図書館思想の現状と到達点といえよう。

3

1990年代の諸裁判から2002年のアメリカ図書館協会事件の連邦地裁判決までは、いずれも問題になったことがらについて判決は制限的パブリック・フォーラムと判示し、一貫した結論を下していた。その後のいくつかの図書館裁判をみると、一方では従来解釈を補強し確認する判決がある。しかし一方では、従来とは異なった事柄が裁判になり、新しい解釈が提出されてもいる。

このように述べると、即座に連邦の「子どもをインターネットから保護する法律」(Children's Internet Protection Act)をアメリカ図書館協会が憲法違反として提訴し、2002年のアメリカ図書館協会事件連邦地裁判決では勝訴したが、2003年6月に飛躍上訴で合衆国最高裁が地裁判決を覆したことを指摘されよう³⁾。最高裁判決は「公立図書館におけるインターネットへのアクセスを」制限的フォーラムとはみなさなかつたといえよう。しかしこの判決は「公立図書館そのものの利用」に関して、公立図書館を制限的パブリック・フォーラムとみなしていないとはいえない。むしろ資料の選択とインターネット提供でのフィルターソフトの導入の関係の類似性、補助金を受ける条件としてのフィルターソフトの強制は違法でないこと、および成人にたいしてフィルターソフトの解除というオプションがあり、そのオプションの利用が簡単なことによる合憲性を判決の論理展開の柱にしていると思われる。

ところで、集会室と展示空間は公立図書館の方針文書などで同じように扱われる場合が多い。例えば1991年まで『図書館の権利宣言』解説文は『展示空間と集会室』(1981年採択；1991年に『集会室』と『展示空間と掲示板』に分離)となっていた⁴⁾。また現在の『図書館の権利宣言』は1980年改訂版であるが、その第6条は、「展示空間や集会室を、その図書館が奉仕する[コミュニティの]構成員(public)の利用に供している図書館は、それらの施設の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである」⁵⁾となっている。ここからは住民や住民グループの表現を保障する場としての集会室と展示空間が、かなり思想的にも、実際の図書館運営上の扱いでも近いことが理解できる。そこで本稿では、まず集会室にかかわるウィスコンシン州ウェストアリス公立図書館で生じた事件を取り上げる。この2000年に連邦地裁が判決を下した事件は、公立図書館の集会室を制限的パブリック・フォーラムととらえる立場を確認し補強することになるだろう。

いま1つ取り上げるのはジョージア州のオーピー公立図書館で生じた事件である。この2002年に連邦地裁が判決を下した事件は、公立図書館の玄関にある展示空間について独特の理論を展開し、実質的に制限的パブリック・フォーラムを切って捨てた例である。こうした2つの事例を紹介し分析することで、制限的パブリック・フォーラムとしての位置づけが確認され補強されつつ、一方ではゆらぎが生じていることが明らかになる。

1 ウェストアリス市立図書館集会室の利用とC. ファイファー⁶⁾

ウィスコンシン州ミルウォーキーの西方約10キロメートルに、人口約6万人のウェストアリス市 (West Allis) がある。最近の情報によると、同市立図書館は蔵書20万冊、CD 8千点、ビデオやDVD 7千点、それに700点以上の雑誌を備えている。1年間の貸出冊数は80万冊 (貸出密度13冊)、参考質問は7万件である。この図書館は「憲法の部屋」 (Cnstitution Room) という名称の集会室を備えている。同館の使命は、「ウェストアリスの住民に、精神の向上、生活の拡大、それに文化的 (cultural)、市民的 (civil)、知的 (intellectual)、教育的 (educational) およびクリエーションのニーズをかなえるために、資料とサービスへのアクセスを提供すること」にある。とりわけ集会室についての方針は、「当館の大きな集会室 [憲法の部屋] の主たる目的は、図書館の目標に合致するプログラムについて、当館が使用することにある」となっていた。そして、図書館の使命と軌を一にしている場合、非営利の教育機関や文化機関が主催する一般住民向けプログラムにも集会室を開放していた。その場合、1992年まで集会室利用の優先順位を次のように定めていた。

優先順位1：図書館自体のプログラム。すなわち図書館が主催、参画、協力する機関 (例えば討論グループ、図書館友の会など) のプログラム。

優先順位2：ウィスコンシン大学教育拡張部、ウィスコンシン大学ミルウォーキー校をはじめとする公的教育機関が主催する教育的プログラム

優先順位3：地元の非営利団体による一般住民に開かれたプログラム

優先順位4：既定の利用規則を充足するすべての他のプログラム

1992年になって図書館理事会は、集会室利用の優先順位に、「ウェストアリス市の各部局が主催、実施する公式の会議、プログラム、活動」を加えている。また集会室での会合は無料で、一般に開かれたものでなくてはならない。図書館の規則は、図書館の主催プログラムで使われていないとき、「地域のコミュニティの団体や機関が広く活用することを願っている」となっている。この規定は、地域のグループが独占的に集会室を利用できないことを示している。すなわち、例えば毎週、固定した曜日の固定した時間に集会室を継続的に利用するといったことである。

一方、図書館は次のような集会室利用を排除した。

1. 政治的に党派的 (politically partisan) な集会
2. 礼拝や宗教的な教育 (religious service or instruction)
3. 営利行為、特定の会社や製品の促進

4. クラブ、グループ、団体などの定期的な会合。ただしそうしたクラブなどが主催する教育的、文化的な活動で、一般住民に開かれたものは除く

集会室の利用希望者は申込書に記入しなくてはならず、例えば非営利団体か否か、文化的、教育的団体か否か、それに集会の目的を記入しなくてはならない。

実際の利用をみると、例えば 1997 年には Wisconsin Humane Society : 1879 年創設の動物愛護協会)、 Wisconsin Parent Education Project of Wisconsin : 障害児を持つ親を支援する非営利団体)、 シングルの親 (Parent Without Partners : シングルの親とその子どもを支援する国際的な非営利団体)、 「犬公園を支援する市民」 (Citizens for Public Dog Parks : 犬の首輪を外して放せる公園を求める団体)、 Wisconsin Baseball Foundations of Wisconsin)、 Allis Gardeners) など多くのグループが利用していた。一方、1997 年の場合、図書館は 3 件の集会室申込みを拒否している。1 つは Heartland Organization) で、法律サービスを売る目的であったためである。第 2 は、地元の共和党クラブで、これは「政治的に党派的」という規則に抵触するとともに、定期的な会合に使おうとしたためである。最後に、 Association for Research & Enlightenment) で、宗教的な活動を希望したからである。この協会は、Edgar Cayce: 1877-1945) を 20 世紀最大の超能力者とし、その著作が示す思想を探ることで、個人の人生を高めようとしている。本部はヴァージニア州のヴァージニアビーチ (Virginia Beach) にある。

また、1998 年 1 月以降、図書館は以下のようなグループに集会室の利用を認めている。 Milwaukee Amateur Radio Society)、 「美術展示を考える PTA」 (PTA Reflection Art Display)、 Milwaukee County Geneological Society)、 Wisconsin Education Association)、 West Allis Health Department)、 West Allis Women's Club of West Allis)、 Children's Service Society)、 Wisconsin Veterinary Technician Association)、 Milwaukee County Foster Parent Program) など。こうした団体はすでに登録済みということで、1999 年には申込書の全項目に記入してはいない。

1998 年の場合、その他にも例えば以下の団体が利用を認められている。 National Association of Investment Clubs)、 Milwaukee Metropolitan Sewerage District)、 Milwaukee County Department of Humane Services)、 Talk to the Animals)、 Wisconsin Early Childhood Association)。

ところで 1999 年に Christopher A. Pfeifer) は、 Genesis Commission) を息子と創設した。これは非営利のキリスト教の教育団体

で、創造説について住民への教育を目的としていた。そこではもっぱら聖書に頼り、神による天地創造という見解を科学的に支えるために、骨や岩を用いたりした。同年4月14日、ファイファーは集会室申込書に記入し、図書館員に提出した。その際、図書館員にたいして、集会は宗教的な内容を含むこと、その内容はキリスト教的にして聖書的で、さらに科学的な教科書と聖書を用いると伝えた。申込書によると、創世記委員会は非営利の教育的団体で、創造論ワークショップ（Creation Science Workshop）を、1999年6月16日の午後7時から8時30分まで「一般住民に開かれた」形で開催するとなっていた。図書館長デニス・マルヴェイ（Dennis Mulvey）は集会室の利用を拒否した。宗教教育を含んでいるとの理由である。ファイファーはさらに図書館理事会に持ち込んだが、理事会は館長の判断を支持した。図書館の方針の下では、進化論のプログラムは許されるのだが、宗教的観点からの創造論についてのプログラムは許されない。なお図書館は、宗教、政治、進化論、創造論についての図書を有していた。ファイファーは、図書館の措置は修正第1条、修正第14条が規定する権利を侵害しているとして連邦地裁に提訴した。

2 ウェストアリス事件連邦地裁判決（2000年4月10日）

2.1 フォーラム理論の適用⁷⁾

2000年4月10日に連邦地裁のリン・アデルマン（Lynn Adelman）裁判官は判決を下した。そこでは裁判の論点を、修正第1条は原告ファイファーにたいして創造論についてのプログラムのために集会室の利用を許しているのか否かにあると設定した。その場合、公有財産上での表現的活動の是非を決定するに際して、合衆国最高裁はパブリック・フォーラムの分析にもとづいてきたと確認した。まず街路とか公園といった伝統的パブリック・フォーラムでの表現活動の禁止は原則として許されず、話し手の内容に依拠する内容規制は厳格審査に服する。制限が認められるのは、やむにやまれない州の利益があり、その目的を達成するために狭く設定されている場合に限る。そして内容中立で理にかなった時間、場所、態様での規制は許される。次に、制限的パブリック・フォーラムは表現的活動の場として、州が一般の利用のために開いた公有財産である。伝統的パブリック・フォーラムと相違して、政府は制限的パブリック・フォーラムを取り消すことができる。また一定のグループの利用、特定の主題の表現に限定しうる。すなわち、そのフォーラムの性格に一致する形で利用や主題を限定できる。したがって、大学の施設は学生にとってはパブリック・フォーラムであるが、学外者にはパブリック・フォーラムでない。教育委員会の会議は学校関係の論議のためのパブリック・フォーラムであり、公営劇場は演劇のためのパブリック・フォーラムである。公立大学の展示部分を学内構成員の利用に限定できる。そして政府が制限的フォーラムを保持する限り、伝統的なパブリック・フォーラムと同じ基準が適用される。内容に依拠する制限は、州のやむにやまれない利益のために狭く設定されねばならず、その上での理にかなった時間、場所、態様での規則は許される。もし制限的パブリック・フォーラムの言論規制が、当該フォーラムで許されている型の言論を制限していれば、それは厳格審査に服する。なお

当該フォーラムから除外されている型の言論を制限するのであれば、その規制は単に合理的にして見解中立であればよい。

伝統的パブリック・フォーラムや制限的パブリック・フォーラムに入らない公有財産が非パブリック・フォーラムである。こうした場合は、ときに議論や表現活動の場として使われていても、一般に開放されている場ではない。ここでは政府の大幅な裁量権が認められ、合理性の審査基準が適用される。

ファイファー事件の場合、原告も被告も図書館集会室は伝統的パブリック・フォーラムではないとの点で合意していた。したがって、争点は被告図書館側の措置によって集会室が制限的パブリック・フォーラムになったか否かである。

2.2 転移原則とウイドマー事件判決⁸⁾

ここで判決は「転移原則」(transformation principle)を持ち出したが、この原則は政府の積極的な行動によって非パブリック・フォーラムを制限的パブリック・フォーラムに転移させたというものである。この考えは2つの合衆国最高裁判決から発達してきた。いずれも1981年に出された判決で1つはヘフロン対国際クリシュナ協会事件⁹⁾、いま1つはウイドマー対ヴィンセント事件である。ヘフロン事件の場合、州が共進会場(fairground)を特定の目的に一般の人の利用を奨励したことで、その場は制限的パブリック・フォーラムに転移し、したがって審査基準は高まったのである。いま1つのウイドマー事件については、その概要を示しておく。

2.2.1 ウイドマー事件判決¹⁰⁾

1977年当時、カンザス市のミズーリ大学(University of Missouri)は、100以上の学生団体を公認して、大学の施設の利用を認めていた。1973年から1977年まで公認団体コーナーストーン(Cornerstone)は大学の施設で集会を行ってきた。このグループはさまざまな宗派に属する福音主義的なキリスト教徒の学生団体で、1977年当時は約20名が積極的に参加していた。祈祷、賛美歌、聖書の解説、宗教問題や宗教体験についての討論を実施していたのである。

1972年、大学は施設や敷地を宗教的な祈りや唱導のために使用することを禁止する規則を採択した。そして1977年になって、大学当局はコーナーストーンに施設などの使用禁止を通告したのである。そこでコーナーストーンの会員11名が、連邦地裁に修正第1条、および同第14条が規定する言論の自由、自由な宗教活動、および平等な保護を侵害しているとして提訴した。

連邦地裁は、ミズーリ大学の規則は合衆国憲法の国教禁止条項にかなっていないとともに、憲法が要求していることであると判示した。施設が利用されることで、州は実質的に宗教に財政支援を与えているというのである。また宗教的言論への差別という原告の訴えには、宗教的言論への保護は他の種の言論より薄いと判断している。原告コーナーストーンは判決を不満として上訴した。第8巡回区連邦控裁は地裁判決をくつがえし、大学の規則は宗教的言論を差別しており、そうした差別を正当化する理由はないと論じたのである。そして国教禁

止条項は平等なアクセスを禁止していないし、当の施設はあらゆる種類の団体や話し手に開かれるべきだと結論した。裁判は合衆国最高裁に持ち込まれ、最高裁は8対1で控裁の判決を確認している。

大学側の主張によると、教会と国家との厳格な分離を維持することは、州にとってやむにやまれない利益があるということである。これは合衆国憲法やミズーリ州憲法の国教禁止条項を意味している。しかし判決によると、パブリック・フォーラムへの平等なアクセスは、合衆国最高裁の国教禁止条項に関する諸判決と矛盾することになるわけではないということであった。

このように指摘したあと、多数意見は合衆国最高裁のレモン事件判決（1971年）が用いた3つの基準、すなわち規則は、(1)世俗的な立法目的（secular legislative purpose）を有しているか、(2)主要な「効果」（principal or primary effect）が宗教を推進していないか、(3)政府と宗教との過度の関わり合い（excessive entanglement）を促進していないかを以てした¹¹⁾。このうちのいずれの基準に反しても国教禁止条項違反となる。ミズーリ大学の規則の場合、明らかに(1)と(3)について問題はなかった。例えば(1)については、大学の規則自体は基本的に世俗的な目的を有しているということである。問題になるのは(2)であった。最高裁判所は「効果」について、次のように判断している。「おそらく宗教グループは、大学の施設を利用することで利益を得るだろう。しかし……宗教団体が『付随的』(incidental) 利益を享受するというだけでは、宗教の『主要な推進』(primary advancement) の禁止に違反することにはならない」¹²⁾。ミズーリ大学のオープン・フォーラムから得られるいかなる宗教的利益も、付随的なものというわけである。

合衆国最高裁の多数意見はこの点について2つの論拠を示している¹³⁾。第1に、公立大学のオープン・フォーラムは、宗派や宗教活動に州のいかなる公認をも与えるものではない。オープン・フォーラムの方針が宗教的目的に大学を深くかかわらせることにならないのは、大学施設を利用する資格のある他のグループ（そのなかに社会主義的グループもある）の目的に大学を深くかかわらせるものではないのと同様である。これはウイドマー事件の控裁判決が用いた論理であるが、最高裁もそれを確認した。第2に、大学のフォーラムは、多種多様な非宗教的演説者とともに、宗教的演説者の利用するところとなる。100以上もの多種多様なグループに利益を与えるということは、世俗的效果を示す重要な指標となる。少なくとも宗教グループが、当該大学の「オープン・フォーラムを支配することになるという経験上の証拠」を欠いているからには、オープン・フォーラムの「主要な効果」が宗教の推進とはならない。ここでも最高裁は控裁の判断を確認している。

2.2.2 転移原則の採用と問題の所在

アデルマン裁判官によると、ヘフロン事件判決よりもウイドマー事件判決の方が、いっそう明確に転移原則を示している。大学は学生の宗教グループが学内施設で集会をすることを禁じる方針を採択してはいたが、多種多様な学生グループの集会に施設の利用を認めることで、大学は学生グループにオープン・フォーラムを創出したと判断した。したがって当該フ

フォーラムがオープン・フォーラムに転移した時点で、大学は学生の宗教グループによる施設の利用を排除できないのである。

続いてアデルマン地裁裁判官は、1985年に合衆国最高裁が下したコーネリアス事件判決¹⁴⁾を示し、場がパブリック・フォーラムに移っていく過程を説明する部分を紹介した。コーネリアス事件判決はウィドマー判決を取り込んでいるが、政府は意図的によってしかパブリック・フォーラムを創出できないとし、集会や討議の場として公開していなかった場をパブリック・フォーラムに転移したか否かについて、政府の方針と実践を検討しなくてはならないとした。さらにコーネリアス事件判決は、公有財産の性格とそうした性格と表現的活動の親和性を、政府の意図を明確化するために検討した。

アデルマン裁判官は、以上のようなパブリック・フォーラムに関する代表的な判決に準拠し、次の2点を本件で解明する事柄とした。まずは政府の意図である。集会や討議の場として伝統的には公開していなかった場を、意図的にパブリック・フォーラムにしたのか否かについて、政府の方針と実践を検討しなくてはならない。その場合、公有財産の性格と表現的活動の親和性は、政府の意図に関してさらなる情報を提供する。第2に政府が授けた利用の幅である。施設の利用がどの程度の広がりを持っていたのか、また当のフォーラムの性格や機能と結びついた明確な基準によって限定されていたのかといったことである。問題の核心は、被告図書館側が集会室をパブリック・フォーラムにするために扉を広く開いたのかという点にある。

2.3 アデルマン裁判官の分析

2.3.1 集会室利用についての図書館の方針¹⁵⁾

マルヴェイ館長によると図書館の使命宣言は集会室にも同じように適用され、図書館の使命は非常に広範である。特に集会室については、「図書館の使命と軌を一にしている場合、非営利の教育機関や文化機関が主催する一般住民向けプログラムにも提供する」とともに、「地域のコミュニティの団体や機関が広く活用することを願っている」となっていた。また集会室の利用申込者は、文化的あるいは教育に資する非営利グループとなっていた。こうしたことから判決は、集会室はウェストアリスで活動している非営利団体の表現的活動のためのフォーラムになることを意図していると結論した。

ところで図書館の使命や方針は単にコミュニティにサービスするだけでなく、広範な主題についての情報提供にもある。事実、使命宣言は「精神の向上、生活の拡大、それに文化的、市民的、知的、教育的およびリクリエーションのニーズをかなえる目的で、資料とサービスへのアクセスを提供する」となっていた。そのため判決は、図書館は事実上あらゆる主題についての情報提供を目指し、この野心的な目標は図書館を伝統的パブリック・フォーラムに近いものにしてしていると判断した。また宗教的、政治的な性格の表現活動を、「精神の向上、生活の拡大、それに文化的、市民的、知的ニーズをかなえるものと考えても、不合理には思えない」と書き込んだのである。

続いて図書館の規則について詳しく判断を加えていく。こうした広範な使命を掲げる図書

館であり、図書館集会室ではあるが、いくつかの活動を禁じている。まず団体の「定期的な会合」(regular meetings)の排除がある。その理由は「地元のコミュニティの団体や機関が広く利用する」ためであり、また時間、場所、態様についての内容中立な制限で、妥当である。また「営利的販売」(commercial sales)の禁止は、非常に狭く設定されている。

図書館の規則のうち表現活動の内容にかかわるのは2つの範疇である。「政治的に党派の」(politically partisan)な集会と「礼拝や宗教的な教育」(religious services and instructions)にかかわる集会である。この場合、「政治的に党派の」な集会の排除は、十分に狭く設定されている。というのは政治的な言論のほんの小さな下位カテゴリーを占めるにすぎないからである。図書館の規則は「政治的に党派の」な集会を定義づけてはいない。しかしこれが政党の集会を意味しているのは明白である。政治的に党派的な集会でない限り、中絶、同性愛、国旗焼却、学校での祈り、人種問題といった論争の主題を扱うことができる。「礼拝や宗教的な教育」も、一定の宗教志向の言論だけをおおうように思われる。この規則は、礼拝や教育にまではいたらない宗教的な議論を許可しているようにみえる。

このように図書館の基本方針や集会室の規則を検討したのち、図書館の意図は、集会室によって非営利グループによる表現的活動を奨励することであり、またコミュニティに仕え、広範な主題についての情報を住民に提供することにあると結論した。

2.3.2 図書館集会室の実際の利用¹⁶⁾

既述のように1997年から同集会室は広く利用され、3件だけを拒否していた。地元の共和党クラブ、宗教グループ、それに法律サービスの販売である。そして図書館が現実として多種多様なグループに利用させていたことで、本件は事実上、「アメリカを懸念する女性」

(Concerned Women for America) 対オックスフォード事件¹⁷⁾と酷似していると判断した。

オックスフォード事件の場合は、福音主義の女性グループが宗教的な集会のために図書館の集会室の利用を申し込んだ。図書館の集会室規定は以下ようになっていた。

I……オックスフォード分館の集会室は、市民的(civic)、文化的(cultural)、あるいは教育的(educational)な性格のグループや団体の利用に提供する。社交的集会(social gathering)、娯楽的(entertaining)集まり、演劇(dramatic production)、資金集め、あるいは営利目的には利用できない。さらに社会的(social)、政治的、党派の(partisan)、あるいは宗教的な目的に提供しないし、図書館長や分館長が無秩序を生じる可能性があるとして判断した場合にも提供しない¹⁸⁾。

そして図書館側は、「アメリカを懸念する女性」といった類の宗教的あるいは政治的グループには一度も集会室の利用を認めておらず、「懸念する女性」の排除は修正第1条の侵害にならないとも主張した。しかし控裁は地裁の判断を確認し、図書館はアメリカ大学女性協会(American Association of University Women)、全米連邦職員退職者協会(National Association of Retired Federal Employees)、合衆国海軍徴兵隊(U.S. Navy Recruiters)、ユナイテッド・ウェイ(United Way)、アメリカ在郷軍人会(American Legion)、エイズに関する成人プログラム(Adult Program on AIDS)、オックスフォード水泳クラブ(Oxford

Swim Club)、少女のピアノ・リサイタルなどにも集会室を提供してきたと認めた。続いて控裁は次のように問題の設定と判断を行った。集会室利用規則を越えて多様なグループに利用を許可しているという実情からして、図書館は集会室をパブリック・フォーラムとして創り出したのか否か、もしフォーラムを創り出したとすれば「アメリカを懸念する女性」といった政治的あるいは宗教的内容を持つグループにも、集会室の利用を許さねばならないのか。そして判決は集会室を多様なグループに許すことで、図書館はパブリック・フォーラムを創出したので、「アメリカを懸念する女性」の利用を拒否できないと結論した。

しかしながら、ウェストアリス事件の被告図書館側は、「アメリカを懸念する女性」事件との相違を主張した。すなわち、ウェストアリス事件の場合、図書館は一貫して宗教的、政治的なグループの利用を拒否し、さらにオックスフォード事件の場合と相違し、ウェストアリスでは目的外のグループにはいっさい利用を許してこなかったというのである。しかしアデルマン裁判官は、この被告の主張には説得力がないと判断した。すなわち、排除の範疇のグループ以外の場合、ウェストアリスの図書館は図書館の使命と申込みのプログラムが合致しているか検討をしていないからである。排除の範疇に入らない非営利グループには、機械的に許可していたようである。あるいは図書館の使命である「精神の向上、生活の拡大、それに文化的、市民的、知的、教育的およびリクリエーションのニーズをかなえる」はあまりにも広範なので、ほとんどすべての人間の活動を包み込んでしまうだろう。

例えば、図書館は申込みの集会が果たして「コミュニティのメンバー」(members of the Community) に奉仕するのかが否かを検討していない。事実、集会室を利用した多くの団体のなかには、ウェストアリスとほとんど無関係のものもあった。全国投資クラブ協会、ウィスコンシン州教育協会、ウィスコンシン野球基金の場合、いずれもウェストアリスからの申込みではなく、ウェストアリスとの結びつきは不明確である。ウェストアリスの住民に役立つ情報をもたらしたとしても、図書館は申込みの際に何らの問いかけもしていない。それに図書館は「政治的に党派的」ではないとしても、政治的に活発な団体に利用を許可している。例えばウィスコンシン州教育協会は、1999年に約40万ドルを投入して州議会にロビー活動をしている。またミルウォーキー都市圏清掃局も約15万ドルを政治活動に用いている。また図書館は少なくとも1件ではあるが、宗教的な教育を禁じるのに注意を怠っている。1999年にはキリスト教自由人権同盟(Christian Civil Liberties Union)を受け入れたが、このグループは2000年問題と予言に関するプログラムを行い、これは非常に宗教色の強いものであったろう。

図書館の実践は方針と同じように、多種多様なグループが集会室を利用することを促進している。図書館は非営利グループの利用だけを許していたが、狭い排除の範囲に入るグループ以外は、あらゆる非営利グループを認めていた。

2.3.3 表現的活動とフォーラムの親和性¹⁹⁾

判決は集会室にたいする図書館の方針と利用の実際を解明したのち、集会室と表現活動との親和性を扱っている。判決によると、図書館は方針および実践面で多くの多様なグループ

が集会室を使うように奨励しており、集会室は表現活動と親和性がある。それに図書館は広範囲の表現活動と親和性があり、知識の追求に専心する場である。実際、図書館は政治や宗教を含んで 19 万冊を擁し、閲覧室では読み、書き、思考で知識を獲得できる。一方、集会室の場合、表現の媒体は声によるコミュニケーションである。公有財産の性格によっては、表現活動が当該財産の基本的機能を混乱させる場合があり、そうした場合、裁判所は政府がパブリック・フォーラムを意図したと判断するのに躊躇してきた。したがって、軍駐屯地などの広場はパブリック・フォーラムとは判断されない。そしてウェストアリスの公立図書館が、こうした場に相当する証拠はない。2000 年に第 5 巡回区控訴裁判所はキャンベル対セントタマニー教育委員会事件²⁰⁾で、表現活動との親和性について、学校と図書館とを区別した。キャンベル事件では、放課後に学校の施設を使いたいと願うルイジアナ・キリスト教同盟 (Louisiana Christian Coalition) の非生徒グループが、施設利用方針を問題にした。学校の方針によると一般に開放している市民的 (civic)、リクリエーション的、娯乐的 (entertainment) な目的の使用に施設の利用を許し、党派的な政治的活動、利潤志向の資金調達、それに「礼拝や宗教的な教育」(religious services or religious instructions) には利用を禁じていた。しかしながら利用方針は、宗教的な事柄、あるいは宗教的な見解を含む事柄を扱うことは許していた。この事件の場合、原告は祈りと聖書教育のために施設を使うことを求めていた。

キャンベル事件判決は放課後の学校施設の利用について、学区の方針は「十分に広い多種多様な利用を許しており、ある点では制限的パブリック・フォーラムを創出した」、「利用にほとんど制限を課しておらず、制限的パブリック・フォーラム創出の方に流れている」と述べた。しかしそれも非パブリック・フォーラムという地位を維持するのに必要な最低限の制限を確認したのである。その過程で判決は、問題となっている建物が学校ではなく公立図書館であれば、結果は違ったであろうとの考えを示した。キャンベル事件判決はオックスフォード事件との相違を強調し、「オックスフォード事件で問題となったのは学校ではなく公立図書館である。学校の場合、政府がパブリック・フォーラムと指定しない限り、パブリック・フォーラムではないと推定される」²¹⁾と判示していた。

また、図書館の集会室は図書館職員のみならず、住民が広く利用しており、この点で集会室は伝統的パブリック・フォーラムに似ている。図書館は集会室を図書館内部の目的に限って使用する権利を有するが、同時に住民の資源でもある。そして住民の集会室使用にまつわる問題を扱うに際しては、政府が伝統的パブリック・フォーラムを扱うときに行使する権限と同じと考えてよい。

2.3.4 フォーラム分析の結論²²⁾

図書館の方針および実践はすべての非営利グループに集会室の利用を許しており、少数の狭い制限を設けているにすぎない。営利的販売を排しているが、集会室の利用は非営利に制限されており、これは狭い妥当な制限である。「政治的に党派的」は、政治的表現のうちほんの小さな部分だけを制限するにすぎない。「礼拝や宗教的な教育」は「政治的に党派的な集会」

よりも少々広いが、それでも宗教的な言論のうち、小さな部分だけの制限である。それに集会室は表現活動と親和性がある。集会室はウィドマー事件判決が示すのとほぼ同じオープン・フォーラムである。

2.4 原告排除の正当化²³⁾

制限的パブリック・フォーラムは、伝統的パブリック・フォーラムと同じ厳格審査基準を受ける。内容にもとづく規制が有効なのは、やむにやまれない州の利益があり、それを達成するために規制が狭く設定されている場合である。宗教的な言論の内容に依拠して区別するに際しては、州は内容にもとづく制限に適した基準を充足しなくてはならない。この場合、原告も被告も、宗教的な内容によるプログラムがゆえに、集会室の利用を拒否された点で一致している。

被告図書館側が認めるように、「礼拝や宗教的な教育」という理由で集会室の利用を拒否するのは合衆国憲法が規定する国教条項 (Establishment Clause) に依拠し、この条項は政教分離の原則を定めている。とはいえ国教条項は、図書館集会室で「宗教的な教育」を行うことを禁止するものではない。ウィドマー判決が示すように、図書館は非宗教的な多種多様なグループに利用を許しているので、図書館が「宗教や特定の信条を承認しているとコミュニティが考える現実の危険性」は存在しないし、「宗教や教会への利益は付随的なものにすぎない」。被告図書館側は、やむにやまれない州の利益も排除の理由も示していない。この点について裁判での館長の応答は以下のとおりである。

問い：礼拝や宗教的な教育に関して、なぜそれが制限に入っているのですか。私は制限されていることを知っていますが、その理由は何なのでしょう。

館長：理由は礼拝や宗教的な教育を排除するために、集会室の利用を制限することにあります。

問い：なぜそのように制限したのか知っていますか。

館長：図書館理事会の決定です。

問い：その決定がなされたとき、あなたは図書館にいましたか。

館長：いいえ。

「政治的に党派的」や「礼拝や宗教的な教育」を理由とする排除は、論争を回避したいと願っているためかもしれない。とはいえ、論争の回避という理由はパブリック・フォーラムでの言論を制限する有効な理由になりえない。

2.5 結論²⁴⁾

図書館集会室は制限的パブリック・フォーラムであり、原告の利用を排除するにたる州のやむにやまれぬ利益は何ら示されていない。

被告図書館側は、集会室をパブリック・フォーラムと位置づけるのは、図書館に悪影響をおよぼすと主張している。例えば、営利的販売に集会室を開くことが求められたりしかねないというのである。判決はこうした主張は根拠がないと判断した。図書館は非営利グループに利用を限定できるからである。さらに営利的言論 (commercial speech) は修正第1条の

下で非営利的表現ほど厚い保護を受けないからである。また確かに図書館管理者が論争的と思われる申込者を避けたいというのは理解できるものの、このことがコミュニケーション活動を制限する誘引になってはならない。それに図書館は妥当にも定期的な会合に使うのを制限しているし、内容中立な時間、場所、態様での制限を自由に設定できる。原告を集会室から排除することは、修正第1条、修正第14条に反している。原告の集会室利用を拒否してはならない。

3 『図書館の権利宣言』の集会室規定とウェストアリス事件判決

現在の『図書館の権利宣言』は1980年改訂版であるが、集会室を規定する第6条は次のようになっている。

第6条: 展示空間や集会室を、その図書館が奉仕する[コミュニティの]構成員(public)の利用に供している図書館は、それらの施設の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである²⁶⁾。

この規定は原則を示したものであるが、決して明確な文ではない。特に「個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである」となっているが、「公平な基準」(equitable basis)の内容が重要となる。そこで、7つの段落で構成されている『図書館の権利宣言』解説文『集会室』²⁶⁾(1991年採択)を手がかりにする。その7点をまとめると次のようになる。

- (1) 『図書館の権利宣言』第6条は、「それらの施設[集会室]の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準」で提供すべきであると定めている。
- (2) 集会室利用に関する方針を作成し、そこでは利用の時間、場所、態様を定めてよい。もっとも利用条件として、集会の内容、それに主催者の信条や所属関係を扱ってはならない。
- (3) 一般住民に集会室を提供する場合、図書館は論題やグループが唱道する思想を理由にして、いかなるグループをも排除してはならない。
- (4) 集会室の利用に関する方針文書は、包括的な語を用い、限定的な語を避けなくてはならない。
- (5) 集会室の利用を図書館関係の活動に限定できるが、その場合、限定を明確に定めると同時に、見解に中立でなくてはならない。
- (6) 集会室の利用頻度の上限、集会の公開あるいは非公開を含めてよい。しかし同じ基準をすべてに適用しなくてはならない。
- (7) 集会室へのアクセスを、個人やグループの経済力によって間接的に制限することになってはならない。

概して解説文『集会室』は、『図書館の権利宣言』第6条が示す「公平」という語を具体的に説明したものと考えてよかろう。ここで直接的にウェストアリス事件にかかわるのは、段

落(3)と(4)である。まず段落(3)は、一般原則に続いて、以下のように具体的に例示している。

例えば、慈善グループやスポーツ・クラブにたいして、活動討議の場として集会室の利用を許しているとする。この場合、党派的な政治グループや宗教グループにも、そうした場としての集会室利用を認めねばならない。例えば、多種多様な市民団体 (civic organization) にたいして、集会室を開放しているとする。この場合、宗教団体のアクセスを拒否できないであろう。

同じように、段落(4)にも一般原則に続いて以下の例示がある。

例えば、図書館の施設を「教育的、文化的、知的 (intellectual)、慈善的な活動に資する団体に」開放するという方針の場合、施設利用の限定という点では包み込む言明である。この定義は宗教グループの施設利用を認めることになる。というのは、宗教グループは知的活動に従事しているからである。一方、営利目的の施設利用は、ほとんどが排除されることになるろう。

こうしたアメリカ図書館協会の方針をもとに、ウェストアリス公立図書館およびアデルマン判決を突き合わすと次のようなまとめになるだろう。ウェストアリス市立図書館の使命は、「住民に、精神の向上、生活の拡大、それに文化的 (cultural)、市民的 (civil)、知的 (intellectual)、教育的 (educational) およびリクリエーションのニーズをかなえる」ことにある。そして集会室の方針は、例えば図書館主催プログラムだけに限定できるものの、「図書館の目標に合致するプログラム」、図書館の使命と軌を一にするプログラムに利用を認め、住民や住民グループによる利用を幅広く認めていた。この措置は『図書館の権利宣言』の精神、具体的には言語コミュニケーションで、「情報や思想のひろば (forum)」としての図書館を実践するものである。その場合、時間、場所、態様での制限 (例えば、図書館主催プログラムでの利用を最優先する、定期的な会合を排除するなど) は、理にかなない、集会の内容にも中立で問題はない。また営利目的の利用の排除は、内容中立であるし、図書館の使命にもかなない、狭く設定されており妥当である。

ところで、表現的活動で同館が禁じたのは、「政治的に党派的」と「礼拝や宗教的な教育」であった。解説文『集会室』によると、「一般住民に集会室を提供する場合、図書館は論題やグループが唱道する思想を理由にして、いかなるグループをも排除してはならず」、集会室の方針文書は「包括的な語を用い」なくてはならないとなっていた。そして前者について、慈善グループやスポーツ・クラブに活動討議の場として集会室の利用を許している場合、「党派的な政治グループや宗教グループ」にも利用を認めなければならないとなっている。後者の場合、「教育的、文化的、知的、慈善的な活動に資する団体」に利用を許すという文言は「包括的」な言明であり、この場合は宗教グループの利用を認めることになることと記入していた。

この文言に照らした場合、一般住民に集会室を幅広く提供し、その目的として「文化的、市民的、知的、教育的、リクリエーションのニーズをかなえる」を掲げているウェストアリス市立図書館の場合、宗教グループや政治グループが、一般住民を対象とした活動討議の場として集会室の利用を願ったときには、利用を認めなければならないことになる。それらを

明確に拒否できるのは、党派的な政治グループが定期的にグループ内の会合の場に利用するとか、宗教グループが（定期的に）礼拝の場に用いるといった場合となる。

ところでアデルマン裁判官はウェストアリスの図書館集会室について、まず転移原則を用いている。これは元々は非パブリック・フォーラムであった場を、政府の積極的な意図によって制限的パブリック・フォーラムに転移したというものである。それを図書館および図書館集会室が掲げる目的や方針、それに図書館集会室の利用実態、さらに図書館や図書館集会室と表現的活動の親和性から説明した。その場合、「宗教的な教育」については、ウイドマー事件判決とレモン事件判決の基準を適用して、原告ファイファーの訴えを認めた。これはアメリカ図書館協会の集会室の方針と一致している。一方、「政治的に党派的」な集会の排除は、十分に狭く設定されているとして、妥当であるとした。そして「政治的に党派的」が政党の集会を意味しているのは明白と把握し、そうした政党の集会室利用は拒否できると判断したのである。同時に、政治的に党派的（＝政党）でないグループの集会であるなら、中絶、同性愛、国旗焼却など、論争的な主題を扱ってよいとした。これは解説文『集会室』が定める「利用条件として、集会の内容、それに主催者の信条や所属関係を扱ってはならない」に反すると思われる。「住民に、精神の向上、生活の拡大、それに文化的(cultural)、市民的(civil)、知的(intellectual)、教育的(educational)およびリクリエーションのニーズをかなえる」という使命を掲げて幅広く集会室を提供している図書館の場合、ある政党とある市民グループが、例えば一般公開かつ無料で、中絶についての討議の場として、集会室を利用したいと願い出た場合、前者を拒否し後者を受けつけるという論理は『図書館の権利宣言』の論理からは導き出せない。

アデルマン裁判官の判決は、一方では本稿冒頭で示したオックスフォード事件を起点とする捉え方、すなわち図書館（集会室）を制限的パブリック・フォーラムと位置づける方向を確認し補強するものであった。しかしながら、ウェストアリス事件では直接の論点ではないが、「政治的に党派的」なグループの利用については、さらに検討の余地があるとともに、アメリカ図書館協会の方針とは相容れないということである。

4 オープン公立図書館展示空間とR. マーカス

4.1 図書館による玄関展示テーブルの除去²⁷⁾

『ゲイ・ガーディアン』(Gay Guardian)は隔月刊の新聞で、同性愛者にたいする平等問題を中心に扱っている。また性的志向によって差別する会社のボイコット、変化を生むために政治を用いることを強調している。新聞は南東部ジョージア州を中心に、フロリダ州とサウスカロライナ州にわたっている。1995年創刊の無料配布の新聞で、約20万人に読まれているという。

2002年2月22日、『ゲイ・ガーディアン』の編集長ロナルド・マーカス(Ronald Marcus、実名はロナルド・マンガム(Ronald Mangum))は、ジョージア州ヴァイダリアートゥームズ公立図書館(Vidalia-Toombs County Library)に同紙を約20部提供し、展示テーブルに

置くことを求め、館長 (Dusty Gres) の許可を得た。玄関にあるこの展示テーブルにはさまざまなグループが提供する無料の文献があり、通常 30 点から 40 点の資料が置かれ、利用者は自由に持っていった。数日後にマーカスが図書館に行ったとき、まだ『ゲイ・ガーディアン』は残っていた。ところで、同紙を置いたことにたいして、図書館には多くの苦情の電話があったし、役人に苦情を述べる女性もいた。また、同紙で名指しで批判された個人も、苦情を申し入れたのである。しかしながら、図書館が用意している公式の苦情申込書に記入した人はおらず、また図書館員によると子どもが同紙を取ったこともなかったという。

2月25日、館長ダスティ・グレスは理事会の長ゲイル・エデンフィールド (Gail Edenfield) と会い、エデンフィールドは『ゲイ・ガーディアン』の排除とともに、この論争がために他のすべての資料も除去すると決定した。

3月1日、同紙が撤去されたことを知らず、マーカスは新聞の補充のために来館した。そして館長はマーカスに、同紙の内容や見解に多くの苦情があったこと、図書館は同紙および他のすべての無料配付資料を撤退させ、もはや同紙を置くことができないと説明した。マーカスは怒って退館した。

マーカスは同紙が不法に除去あるいは廃棄されたと考え、ヴァイダリア市警察に連絡し、マーカスと警官が再び図書館を訪れた。館長は警官に同紙を除去した理由として、「ゲイ対キリスト教徒という宗教上の問題を扱っている」ためと説明した。また自分は市長と市議会の権限を代行していること、図書館が同紙を撤去したのではなく住民が取っていったことを説明した。

マーカスは市役所に出向き、市支配人とこの件について話した。市支配人は本件にはまったく関係していないと話し、同紙についての苦情を受け取っているが、図書館や資料についての苦情はすべて図書館自体に回してきたと述べた。

マーカスは図書館の資料選択と集会室の方針文書を入手した。1980年9月に採択され、2002年1月に修正された選択方針には、「オーピー公立図書館 (Ochoopee Regional Library System) 理事会として、人びとが読み、視、利用する内容は非常に重要だと信じる。思想は危険になりうるが、思想の抑圧は民主的社会にとって致命的である」²⁸⁾と記入されていた。

以上のような経過で『ゲイ・ガーディアン』紙は図書館で利用できなくなった。もっとも、図書館に設置されているコンピュータを利用して、目にすることはできる。

4.2 提訴²⁹⁾

こうした図書館側の措置にたいして、マーカスはアメリカ自由人権協会 (American Civil Liberties Union) の支援を得て、2002年10月2日にジョージア州南部地区の連邦地裁に提訴した。『ゲイ・ガーディアン』の展示を内容や見解を理由に禁じるという図書館側の措置は、原告マーカスの合衆国憲法やジョージア州憲法が規定する言論、表現、請願の自由などに違反しているというのである。そして救済措置として暫定的差止め命令などを求めたのである。

原告マーカスの主張は次のとおりである。

1. 図書館は不法にも新聞の内容に依拠して原告に差別を行った：政府は公的な場を「表

現活動の場」として用いることを許すことで、制限的パブリック・フォーラムを創出した。政府はそうしたフォーラムの創出を強制されないが、ひとたび制限的パブリック・フォーラムを創出した場合、政府は排除を強いることはできない。制限的パブリック・フォーラムにおける言論規制は厳格審査に服する。規制は内容中立で、州のやむにやまれない利益を達成するために、狭く設定されねばならない。表現活動のために住民にフォーラムの使用を許すという方針あるいは実践は、政府がパブリック・フォーラムの創出を意図したことを前提としている。公有財産の性格および表現活動との親和性も、この決定にかなっている。例えば州議会の建物の広場で多種多様な個人やグループにメッセージの展示を許すという措置は、パブリック・フォーラムを創出したことになる。

諸判決によると、図書館は表現活動と親和性があり、また住民に一般向けの情報の掲示や展示を許すことは、十分にパブリック・フォーラムを創出したことになる³⁰⁾。本件の場合、図書館はパブリック・フォーラムを創出し、指定されたテーブルに自由に資料を置くことを市民に許した。したがって、図書館が創出したパブリック・フォーラムに参加する『ゲイ・ガーディアン』紙の権利を制限するに際しては、やむにやまれない利益を明示しなくてはならない。

図書館が公にした表明によると、原告の言論を制限した理由は内容と見解についての「論争」と「苦情」である。こうした内容や見解に依拠する理由づけは厳格審査に合格しない。言論に不快を感じる人がいるという事実は、州のやむにやまれない利益を構成するものではない。また政府は個人の言論の自由という憲法上の権利を侵害する形で、個人に報復することはできない。

2. 図書館は見解による差別を行い不法である。

言論の自由に関する法学において、見解中立は中核である。話し手の見解に依拠して言論を制限するという政府の行為は憲法違反である。図書館は同紙への「苦情」、それに「論争」への恐れから、『ゲイ・ガーディアン』の除去を決定したが、これは見解にもとづく差別であり許されない。

3. 特定の話し手を除去するためにパブリック・フォーラム全体を閉じて、修正第1条を回避できない：図書館は言論を抑圧するためにフォーラム全体の閉鎖という方策を用いたが、これは修正第1条違反で差止による救済を免れはしない。最初の段階で、政府はフォーラムを開くことを要求されないとしても、また永久に開き続けることを強いられないとしても、論争的あるいは気に入らない見解を沈黙させる目的でフォーラムを閉じることはできない。『ゲイ・ガーディアン』への「論争」と「苦情」への対応として制限的パブリック・フォーラムを閉鎖するという措置は、原告の修正第1条にたいする違反をまぬがれるものではない。

以上のように大きく3つの論点を掲げて、原告マーカスは修正第1条の権利にたいする侵害から修復不能の害を受けると主張し、差止命令の発行を求めた。また原告の憲法上の権利を擁護するには、暫定的差止命令を出すのが適切であるとした。最後に、暫定的差止命令の

発行は公益に資すると論じている。修正第1条はアメリカ民主主義の基本的な構成要素であり、その核心は話し手を沈黙させることによって論争を避けることはできないという点にある。検閲は公益に資することも、憲法の求めを満たすこともない。論争的言論を沈黙させようとする政府の試み、少数派の権利を踏みつける試みは、許容されないことを確認しなくてはならない。

5 オーピー事件連邦地裁判決（2002年11月19日）³¹⁾

2002年11月19日に連邦地裁のJ.エデンフィールド(J. Edenfield)裁判官は判決を下した。それは被告図書館側の主張を認めるものであった。

まずこの事件についての事実争点はないとした。すなわち図書館は『ゲイ・ガーディアン』を玄関ロビーの展示テーブルに置き、無料配布することを認めた。そののち口頭での苦情を受け、図書館はテーブルの使用を政府と図書館の資料に限定するとした。図書館は方針の変更によって、すべてのグループ、団体、個人を同じように扱っていると主張したのである。これにたいしてマーカスは、他の話し手の言論を犠牲にしてまで、『ゲイ・ガーディアン』を不法にも検閲していると指摘した。これにたいして、図書館は同紙自体を置いてはいないものの、利用者はコンピュータ上で閲覧できると主張した。

このようにまとめたのち、エデンフィールド裁判官は以下の4つの問題を提示した³²⁾。

1. 図書館員は公立図書館での資料の受入れや提供の方法について、地元の好みなどを考慮せずに、図書館員の好みで決定できるのか。
2. 図書館員は資料を受入れたのちになって、合法的に除去したり利用制限ができるのか。
3. 図書館玄関ホールの展示テーブルに資料を置いている人は、図書館による除去（除去そのもの、あるいは目立たない場所への移行）を禁止させることができるのか。
4. (1)から(3)に示した問題をめぐる混乱や裁判を回避するためだけの目的で、たとえ見解による差別的検閲が方針決定の一部あるいはすべての誘引であるとして、フォーラム全体の閉鎖（争点になっている場からのすべての資料の除去）をできるのか。

エデンフィールド裁判官は(1)から(3)も扱うが、それは問題(4)との関連においてであると確認した。

5.1 エデンフィールド裁判官の分析

5.1.1 図書館は制限的パブリック・フォーラムである³³⁾

マーカスの主張は、図書館は気に入らない言論である『ゲイ・ガーディアン』を検閲するために玄関ホールの展示テーブルというフォーラム自体を閉鎖したが、これはマーカスの修正第1条上の権利を侵害しているというものであった。被告図書館側は、図書館は図書館という公有財産について固有の統制権を有し、それには図書館が創出したフォーラムを閉鎖する権利を含むとした。したがって、閉鎖にいたる理由が何であれ、図書館の措置は憲法に違反しない。その場合、図書館側は閉鎖が住民による苦情を発端にしていることを認めている。

この争点について、裁判官は次のような状況にたとえている³⁴⁾。知的な砂漠にテントがある。さまざまなかだがテントをかぎつけてくるのだが、歓迎されないらくだが入ってきたとき、反対の声があがった。テント管理者は、らくだを拒否できないといわれたため、テントを撤去し、すべてのらくだを排除してしまった。歓迎されないらくだが苦情を述べたとき、テントの管理者は、すべてのらくだを等しく扱ったとともに、砂漠には他にも多くのテントがあると答えた。

続いて判決はフォーラムの分析に移っていく³⁵⁾。フォーラムには3つの種類がある。街路や公園といった伝統的パブリック・フォーラム、次に制限された表現活動のために、政府が制限された時と場所のために開いた制限的パブリック・フォーラムである。さらに自由な表現を目的としていない公有財産である非パブリック・フォーラムである。裁判所は伝統的パブリック・フォーラムにたいする政府の内容統制に最も高位の審査を適用し、制限的パブリック・フォーラム、非パブリック・フォーラムとなるにしたがって審査基準は低くなる。

そして原告も被告も公立図書館を制限的パブリック・ライブラリーと把握している。制限的パブリック・フォーラムとして、「図書館は、住民に図書館の性格と一致する権利、図書館をパブリック・フォーラムと指定した政府の意図と一致する権利の行使を許さなくてはならない」が、「そうでない権利の活動に寛容である必要はない」。すなわち図書館はすべての修正第1条の活動のために開く必要はない³⁶⁾。また制限的パブリック・フォーラムで許された修正第1条上の活動を制限する内容中立の時間、場所、態様での制限は、重要な政府の利益に仕えるために狭く設定され、代替となる手立てが十分に広く用意されている場合に許される。

こうした基準が、思想の自由な交換についての国全体の深い思い入れを守っており、この種の思想には、「醜い」(ugly) 思想も含む。これに関連して教育委員会による学校図書館蔵書の除去を問題にしたピコ事件の場合、1982年に合衆国最高裁は教育委員会が図書の内容が気に入らないという理由だけでは、学校図書館から本を除去できないと判示していた³⁷⁾。また2000年に連邦地裁はサンド対ウィチタフォールズ市事件で、300名の図書館カード保有者の署名によって、児童書を児童部門から成人部門に移動できるとのウィチタフォールズ市議会の決定は、情報を受け取るという図書館利用者の修正第1条上の権利に違反しているとした。サンド事件は直接的には同性愛を扱う児童向け絵本をめぐる生じた事件である³⁸⁾。さらに2000年に連邦地裁はファイファー対ウェストアリス事件で、公立図書館の集会室は制限的パブリック・フォーラムになっており、そうである限り創造論のプログラムを拒否することは集会室申込者の修正第1条上の権利に違反するし、宗教的な言論を理由とする制限は内容に依拠し、やむにやまれない州の利益を証拠立ててはいないと判示していた。ここまでは従来の判決を正確に踏襲している。

5.1.2 ハイブリッドな性格を持つフォーラム³⁹⁾

ここから判決はオックスフォード事件やウェストアリス事件の判決と袂を分かち、独特の展開をしていく。まず公共建造物の玄関ロビーは非パブリック・フォーラムの典型と考えら

れている。そうした建物の運営者は、例えばどのような芸術作品をその場に置く (invite) かの選択に、大きな権限を有する。例えばシーフィク事件は、政府の建物のロビーに置く (invite) 芸術作品について、その建物の運営者の好みに適した作品に限ることを争った事件であった。そうした玄関は芸術的な表現のためのフォーラムとして設けられたのではないので、運営者は威厳ある雰囲気に適さない展示を不適切と決定できるのである⁴⁰。

ここで判決は、問題になっているのが図書館の玄関ロビーであり、すべての住民が通過し、最初に目にする場所であるという点に注意を向けた。それに図書館員はコミュニティの図書館として調和ある運営を考えざるをえない。図書館の玄関ロビーの雰囲気を設定するに際しては、シーフィク判決が示すように「論争回避」の手立ての使用を認め、非パブリック・フォーラムの関心を組み込んでも奇妙ではなかろう。一般的に論争回避という願いは、非パブリック・フォーラムの分析では正当な合理的基準である。したがって、地元コミュニティが示す玄関ロビーへの反応に応じて、図書館内部の集会室と玄関ロビーを合理的に区別することができよう。玄関ロビーは利用者を「最初に迎える」ところである。建物の所有者が公であれ私であれ、建物の玄関ロビーに他の内部よりもいっそう芸術的な資源を投資しようとするとき、同じような措置が講じられている。多くの建物の玄関ロビーをみると、「主流」あるいは「おだやかな」芸術作品を用いている。

大多数の利用者が図書館の玄関から入り、捕らわれの聴衆であることから、図書館は玄関ロビーを他の部分と異なった扱いにしたいかもしれない。玄関ロビーの場合、捕らわれの聴衆という要因が入り込む。

したがって、図書館が玄関ロビーでの自由な表現活動を容易にすると決定し、制限的パブリック・フォーラムを創出したとしても、非パブリック・フォーラムに留め置く部分を設けることができるだろう。捕らわれの聴衆である利用者を迎え、図書館が提供したい静かな雰囲気を生むためである。こうした点で、図書館の玄関ロビーは制限的パブリック・フォーラムと非パブリック・フォーラムにまたがるハイブリッドな場と把握できる。

図書館が特別に「玄関ロビーのテーブルというフォーラム」を創出し、そこに『ゲイ・ガーディアン』をはじめとする無料配布の資料を置いたのは事実である。そしてテーブルが玄関ロビーにあること、およびほとんどすべての利用者の目に最初に止まることも事実である。したがって玄関に特有の要素（例えば美観など）を、フォーラム運営（そこには閉鎖を含む）の検討材料にしても理にかなっている。ところで第7巡回区連邦控裁はシーフィク事件で次のように判示している。

修正第1条は、コミック的、辛らつでとげとげしい展示を排除し、平静で上品な展示を認めるについて、政府に何らの制限も課してはいない。ダークセン連邦司法ビル (Dirksen Courthouse) のロビーには、合衆国の印章、独立宣言のコピー、職務中に殺された連邦執行官の追悼記念碑、それにダークセン上院議員の胸像などがある。連邦司法ビルの建物内で、嘲弄するものより地味なものを好むことは、見解による差別でも内容による差別でもない。

本件の場合、図書館は『ゲイ・ガーディアン』へのコンピュータによるアクセス、それに定義からして美醜を問わずあらゆる言論へのアクセスを図書館の他の場で授けている。そして「礼儀正しさ」という目的のために、すべての私的言論を一律に玄関ロビーから除去できる。すなわち「礼儀正しさ」という目的とは、大多数の図書館が求めている静かな雰囲気と一致しないと思われる資料を回避することである。「礼儀正しさ」という意味には、推測上の混乱を回避する願いや、無料配布資料が引き起こしかねない精神的、法律的な問題を回避したいという願いが含まれている。12歳の息子が図書館に行き、まず玄関ロビーで同性愛を支持するNAMBLA (North American Man/Boy Love Association) のパンフレットに出会うことを求める親はいないだろう。

判例によると、政府の建物の運営者は玄関ロビーを構成するについて、非パブリック・フォーラムの合理化を持ち込むことができる。しかしたとえ非パブリック・フォーラムであっても赤裸々な見解による差別は禁じられる。

図書館を制限的パブリック・フォーラムと把握するとしても、図書館員による資料や内容の選択、それに除去の決定は合理性の基準を満たせばよい。一般的にいて、蔵書に加える資料に関して、内容に依拠する図書館員の決定には合理性の基準が適用される。こうした決定に際して、公立図書館は単に特定の資料についての利用者の要求だけでなく、資料の質についての図書館の評価を反映する蔵書構成の規準を自由に採択できる。したがって、次のようになる。

資料費の最後の100ドルの使用法について、利用者がジョン・グリシャム (John Grisham) の全作品の購入を願ったとしても、図書館がシェイクスピアの全作品を購入すると決定した場合、厳格審査に服するのではない。

同じような考えは、資料受入れについての見解中立にもみられる。例えば無神論者の雑誌の継続寄贈、および雑誌棚に置くことを求められたが、市立図書館は拒否した。図書館側の理由は、当の雑誌の質の低さ、読者の無関心、よりすぐれた文献があるといった判断に依拠する。この措置は何ら雑誌発行者の修正第1条上の権利を侵害するものではない。

本件の場合、玄関ロビーでの展示テーブルは、制限的パブリック・フォーラムにして非パブリック・フォーラムとみなすのが最善である。玄関ロビーでの展示テーブルの除去自体についても憲法に違反しない⁴²⁾。

原告の敗訴であるが、裁判官は結論部分で本件の問題設定は非常に狭いことを強調した⁴³⁾。問題設定は次のとおりであった。図書館が玄関ロビー部分に表現の自由のためにハイブリッドな制限的/非パブリック・フォーラムを創り出した場合、それが検閲的な「意図」を有していても、「結果」(すべての発言者に等しく影響する。テントがたたまれたので、すべてのらくだが砂漠に戻る)が内容中立な場合、そうしたフォーラムを合憲的に閉じることができるのか。これについて判決は肯定した。もっとも判決は次のことに釘をさすのを忘れなかった。この判決は、図書館利用者が読みたいものを図書館員が妨げるという図書館員の権限にまで延ばされない。それと同時に、利用者や内容の提供者が特定の刊行物を図書館員に保持

(carry) させたり、保存させなかったりする権利を扱っているのではない。

6 『図書館の権利宣言』の展示空間規定とオーピー事件判決

現在の『図書館の権利宣言』は1980年改訂版であるが、集会室を規定する第6条は次のようになっている。

第6条:展示空間や集会室を、その図書館が奉仕する[コミュニティの]構成員(public)の利用に供している図書館は、それらの施設の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである⁴⁴⁾。

この規定は原則を示したものであるが、決して明確な文ではない。特に「個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである」となっているが、「公平な基準」(equitable basis)の内容が重要となる。そこで、9つの段落で構成されている『図書館の権利宣言』解説文『展示空間と掲示板』⁴⁵⁾(1991年採択)を手がかりにする。その骨子を本稿との関連でまとめると次のようになる。

- (1) 『図書館の権利宣言』第6条は、「それらの施設[展示空間]の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準」で提供すべきであると定めている。
- (2) 展示空間の利用に関する方針を作成し、利用を願うあらゆるグループに公平な基準にしなくてはならない。
- (3) 展示空間の利用に関する方針文書は、包括的な語を用い、限定的な語を避けなくてはならない。
- (4) 展示空間の利用を図書館関係の活動に限定できるが、その場合、限定を明確に定めると同時に、見解に中立でなくてはならない。
- (5) 展示空間に関する方針には、場所、時間、態様での規制を含めてよいが、同じ基準をすべてに適用しなくてはならず、規制は内容中立でなくてはならない。

概して解説文『展示空間と掲示板』は、『図書館の権利宣言』第6条が示す「公平」という語を具体的に説明したものと考えてよからう。

例えば、以下のような具体的な説明は、前掲した『集会室』の文言とまったく同一であり、「集会室」を「展示空間」に置き換えたにすぎない。

例えば、図書館の展示空間を「教育的、文化的、知的(intellectual)、慈善的な活動に資する団体に」開放するという方針の場合、展示空間の利用の限定という点では包み込む言明である。この定義は宗教グループの展示空間利用を認めることになる。というのは、宗教グループは知的活動に従事しているからである。一方、営利目的の展示空間利用は、ほとんどが排除されることになる。

解説文『展示空間と掲示板』の基本的な思想は、前述した『集会室』と相違ない。それは1991年の解説文の改訂まで『展示空間と集会室』と1つの解説文で扱われていたこと、それに現場の図書館利用案内や規則でも2つの言葉が並列して使われることが多いことから理

解できる。オーピー公立図書館も認めるように、展示空間撤去の元々の理由は内容や見解に依拠する排除であり、内容や見解に依拠する排除は『図書館の権利宣言』の精神や文言から判断すると認められないことになる。

ところで、『図書館の権利宣言』は第5条で「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の生まれ、年齢、経歴、見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない」となっている。これは1961年に黒人への人種差別を意識して設けられた条項であり、1967年には「年齢」（未成年者を意味する）が加えられた。すなわち、この条文は、すべての住民、住民グループを網羅している。したがって、わざわざ「利用者」グループによる解説文を採択する必要はないはずである。しかしながら現在の多くの解説文のうち、利用者グループに関する解説文が2つある。『図書館への未成年者のフリー・アクセス』（1972年採択）と『図書館の資源やサービスへのアクセスは性や性的志向で左右されない』（1993年採択）⁴⁶である。後者の解説文の場合、『図書館の権利宣言』第5条の保護は、「性や性的志向にかかわらず、図書館が奉仕するコミュニティのあらゆるグループや構成員に適用する」と明言し、図書館員はあらゆる利用者に「図書館のサービス、資料、プログラムの隅々にまでフリー・アクセス、等しいアクセスを保障」しなくてはならず、「あらゆる図書館利用者の修正第1条上の権利を積極的に支持」しなくてはならないとなっている。

そのように考えると、裁判での判決の論理とは別に、明らかに図書館は『ゲイ・ガーディアン』を内容や見解を理由に排除しており、『図書館の権利宣言』が示す原則に抵触している。玄関ロビーの展示テーブルはそのままに、『ゲイ・ガーディアン』を除去するのはいっそうの混乱を生じるとの判断が、展示テーブル自体の撤退にいたったとしても、その原因となる動機に相違はない。内容や見解に依拠する排除ということであり、この分野は1990年代以降、アメリカ図書館協会が最も力を入れて強調している部分である。

アメリカ図書館協会が示す原則を最大限に重視しつつ、図書館の懸念をもある程度充足させる方式としては、展示テーブル自体を館内の他の場所に移すという方式があったと思える。

おわりに

ウェストアリス事件の場合は、公立図書館の集会室利用について、集会室という場を制限的パブリック・フォーラムと把握し、そうである限り宗教グループによる一般住民に開かれた意見表明と討議の機会を否定することはできないとした。これは1989年のオックスフォード事件判決を正しく踏襲するものであり、『図書館の権利宣言』が示す思想と正しく符合する。したがって、公立図書館を制限的パブリック・フォーラムとする解釈を確認し、強めたといえる。

一方、オーピー事件の場合は、原告も被告も、また判決自体も公立図書館という場自体を制限的パブリック・フォーラムと認めていた。この限りで見ると、1989年オックスフォード事件判決を踏襲しており、『図書館の権利宣言』の思想を継承していると結論できる。具体的には知的自由委員会が2000年に採択した指針『利用者の行動と図書館利用の仕方について

の方針と手続きの作成に関する指針』(1993年採択、2000年改訂)⁴⁷⁾は、「公費支弁の図書館サービスは、表現の自由という修正第1条上の権利を基盤」にし、「情報へのアクセスのための制限的パブリック・フォーラムと把握されている」⁴⁸⁾と規定している。いっそう直接的には、1994年に知的自由が採択した指針『図書館の資料、サービス、施設へのアクセスに影響する方針、規則、手続きの作成と実施に関する指針』⁴⁹⁾では、公費支弁の図書館は「情報へのアクセスのための制限的パブリック・フォーラム」であり、「集会室、展示空間、および／あるいは掲示板を一般の利用に提供している図書館も、情報交換のための制限的パブリック・フォーラムと位置づけられる」⁵⁰⁾となっている。

オーピー事件判決は、あくまで公立図書館なり展示空間を制限的パブリック・フォーラムとしており、これは確認する必要がある。一方、玄関ロビーについては、いわば例外的に制限的パブリック・フォーラムのなかの非パブリック・フォーラムの部分と把握した。その理由は玄関が意味する特別な性格、それに利用者が捕われの聴衆になっているということであった。

同じように重要なことは、本判決における資料選択にかかわる部分である。既述のように判決は、「図書館を制限的パブリック・フォーラムと把握するとしても、図書館員の資料の選択／除去は単に合理性の基準を満たせばよい」⁵¹⁾となっていた。これは資料の選択と除去にまつわる図書館員の裁量権を同一視したもので、ピコ事件の最高裁判決などに抵触し、注意を要する文言である。

注

- 1) 本章の(1)(2)についての詳細は以下を参照。川崎良孝『図書館裁判を考える：公立図書館の基本的性格』(京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2002)。
- 2) 『図書館の権利宣言』の変遷と全訳については以下を参照。アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則(改訂版)：図書館における知的自由マニュアル(第6版)』(川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳、日本図書館協会、2003) p. 58-73。
- 3) *United States v. American Library Association, INC*, 539 U.S. 194 (2003)。
- 4) 1981年版『展示空間と集会室』の全訳および1990年の改訂は以下を参照。アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則(改訂版)：図書館における知的自由マニュアル(第6版)』*op.cit.*, p. 144-146; 1991年に新たに採択された『集会室』、『展示空間と掲示板』の全訳は、おのおの以下を参照。*ibid.*, p. 172-173, 141-143; また1991年の変化については以下を参照。川崎良孝『図書館裁判を考える』*op.cit.*, p. 60-63。
- 5) 1980年版『図書館の権利宣言』の全訳は以下を参照。アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則(改訂版)：図書館における知的自由マニュアル(第6版)』*op.cit.*, p. 58-59。
- 6) *Christopher A. Pfeifer v. City of West Allis*, 91 F.Supp.2d 1253, 1255-1257 (E.D. Wis. 2000)。

- 7) 本節「2.1 フォーラム理論の適用」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1258-1259.
- 8) 本節「2.2 転移原則とウィドマー事件判決」は「2.2.1 ウィドマー事件判決」を除いて、以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1260.
- 9) *Heffron v. International Society for Krishna Consciousness, Inc.*, 452 U.S. 640 (1981).
- 10) *Widmar v. Vincent*, 480 F.Supp. 907; 635 F.2d 1310; 102 S.Ct. 269 (1981).
- 11) *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602, 612-613 (1971); *Widmar v. Vincent*, 102 S.Ct. 269, 275 (1981).
- 12) 102 S.Ct. 269, 276 (1981).
- 13) 102 S.Ct. 269, 276-277 (1981).
- 14) 91 F.Supp.2d 1253, 1260; *Cornelius v. NAACP Legal Defense & Educational Fund, INC.*, 473 U.S. 788, 802-803 (1985); 以下も参照。松井茂記『アメリカ憲法入門』(有斐閣, 1989) p. 188-189.
- 15) 「2.3.1 集会室利用についての図書館の方針」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1261-1263.
- 16) 「2.3.2 図書館集会室の実際の利用」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1263-1264.
- 17) *Concerned Women for America Education and Legal Defense Foundation, INC. v. Lafayette County and Oxford Public Library*, 699 F.Supp. 95, 96 (1988); *Concerned Women for America, INC. v. Lafayette County and Oxford Public Library*, 883 F.2d 32 (1989).
- 18) 91 F.Supp.2d 1253, 1263; 883 F.2d 32, 33.
- 19) 「2.3.3 表現的活動とフォーラムの親和性」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1264-1265.
- 20) *Campbell v. St. Tammany's Sch. Bd.*, 206 F.3d 482 (5th Cir. 2000).
- 21) 206 F.3d 482, 486.
- 22) 「2.3.4 フォーラム分析の結論」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1265-1266.
- 23) 「2.4 原告排除の正当化」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1266-1267.
- 24) 「2.5 結論」は以下に依拠している。91 F.Supp.2d 1253, 1267.
- 25) アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則 (改訂版) : 図書館における知的自由マニュアル (第6版)』 *op.cit.*, p. 58.
- 26) 1991年版『集会室』の全訳は以下を参照。アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則 (改訂版) : 図書館における知的自由マニュアル (第6版)』 *op.cit.*, p. 172-173.
- 27) 「4.1 図書館による玄関展示テーブルの除去」の事実経過は、原告マーカスの訴状と意見書による。おのおの以下である。“Verified Complaint” (*Gay Guardian Newspaper v. Choopsee Regional Library System*), paragraph 16-28; “Memorandum of Law in

- Support of Plaintiff's Motion for a Preliminary Injunction" (*Gay Guardian Newspaper v. Choopee Regional Library System*), "Factual Background."
- 28) これは『読書の自由』の末尾を参考にした文言であろう。アメリカ図書館員協会知的自由部編, *op.cit.*, p. 203.
- 29) 「4.2 提訴」による原告の訴えの論拠は、以下を中心にまとめている。"Memorandum of Law in Support of Plaintiff's Motion for a Preliminary Injunction" (*Gay Guardian Newspaper v. Choopee Regional Library System*), "Argument."
- 30) ここで原告が指摘したのは以下の事件である。 *Giebel v. Sylvester*, 244 F.3d 1182 (9th Cir. 2001) (州立大学の掲示板はパブリック・フォーラムである); *Hooper v. City of Pasco*, 241 F.3d 1067 (9th Cir. 2001) (市役所に住民の芸術作品を展示するプログラムはパブリック・フォーラムである); *Concerned Women for America, Inc. v. Lafayette County*, 883 F.2d 32 (5th Cir. 1989) (図書館集会室は制限的パブリック・フォーラムである); *Pfeifer v. City of West Allis*, 91 F.Supp.2d 1253 (E.D.Wis. 2000) (図書館集会室はパブリック・フォーラムである); *PFLAG/Anchorage, et. al. v. Municipality of Anchorage*, Case NO.A01-073 CV (D.C.Al., July 9, 2001) (図書館がコミュニティの団体に展示品を創作、展示を許した場合、その壁は制限的パブリック・フォーラムである)。
- 31) *The Gay Guardian Newspaper v. Choopee Regional Library System, et al.*, 235 F.Supp.2d 1362 (S.D. Ga 2002).
- 32) 235 F.Supp.2d 1362, 1364.
- 33) 235 F.Supp.2d 1362, 1365-69.
- 34) 235 F.Supp.2d 1362, 1365.
- 35) 235 F.Supp.2d 1362, 1367-68.
- 36) 235 F.Supp.2d 1362, 1368. ここでの引用はホームレスのクライマーの図書館利用をめぐる争ったモリスタウン事件判決である。 *Kreimer v. Bureau of Police*, 958 F.2d 1242, 1262 (3rd Cir. 1992).
- 37) 235 F.Supp.2d 1362, 1368-69; *Bd. of Educ., Island Trees Union Free Sch. Dist. No. 26 v. Pico*, 457 U.S. 853 (1982).
- 38) 235 F.Supp.2d 1362, 1369; *Sund v. City of Wichita Falls*, 121 F.Supp.2d 530 (N.D.Tex 2000).
- 39) 235 F.Supp.2d 1362, 1369.
- 40) 235 F.Supp.2d 1362, 1369; *Sefick v. Gardener*, F.3d 370, (7th Cir. 1998). これはシカゴの下町になるダークセン連邦ビル (Dirksen Federal Building, 第7巡回区や北部イリノイ地区連邦地裁が入っている) の玄関ロビーに、像をおくことの是非をめぐる争われた事件である。その像は、現実の裁判官を模した大きなもので、音声も出るようにされ、風刺的なものである。建物管理者は像の展示を許さなかったが、これは合憲とされた。

- 41) 235 F.Supp.2d 1362, 1370; *Sefick v. Gardener*, F.3d 370, 373 (7th Cir. 1998).
- 42) 235 F.Supp.2d 1362, 1373-1379. この部分の判決の骨子は以下のである。基本的には、修正第1条の諸原則は市がパブリック・フォーラムを閉じたり、売却したりすることを禁じていない。また本件のように、玄関ホールの展示を続けることで、混乱が予想でき、裁判沙汰さえも予見できる場合、それらを回避するために言論を抑圧する形でフォーラムを閉鎖することは、すぐれた公共方針のための十分な理由になる。また図書館の措置は、同性愛者やそうでない人とを、等しく扱っており、原告の検閲されたとの主張は採用しがたい。
- 43) 235 F.Supp.2d 1362, 1379.
- 44) アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』 *op.cit.*, p. 58.
- 45) 『展示空間と掲示板』の全訳は以下を参照。 *ibid.*, p. 141-142.
- 46) 『図書館の資源やサービスへのアクセスは性や性的志向で左右されない』の全訳は以下を参照。 *ibid.*, p. 98-100.
- 47) 『利用者の行動と図書館利用の仕方についての方針と手続きの作成に関する指針』の全訳は以下を参照。 *ibid.*, p. 267-270.
- 48) *ibid.*, p. 267-270.
- 49) 『図書館の資料、サービス、施設へのアクセスに影響する方針、規則、手続きの作成と実施に関する指針』の全訳は以下を参照。 *ibid.*, p. 259-262.
- 50) *ibid.*, p. 259.
- 51) 235 F.Supp.2d 1362, 1371.

高 鋏 裕 樹

- ・ 紙谷雅子「アメリカ新判例を読む——日本法へのインプリケーション(48) フィルタリング・ソフトウェアを連邦政府の補助金要件とする子どもインターネット保護法(CIPA)の規定は図書館利用者の第 1 修正上の権利を侵害しないとした事例——United States v. American Library Association, Inc., 539 U.S. 194, 123 S.Ct. 2297(2003)」『ジュリスト』1274, 2004.9.1, pp. 192-195.
- ・ 紙谷雅子「インターネット上の未成年に有害な情報を年齢確認手段を用いて規制する Child Online Protection Act(COPA)の暫定的差止め」『ジュリスト』No.1292, 2005.6.15, pp. 156-163.
- ・ 川崎良孝『図書館の自由とは何か：アメリカの事例と実践』教育史料出版会, 1996.
 - 「第 5 章 貸出記録の秘密性を守れなかった：ブラウン事件 (1979-1983 年)」pp. 55-64.
 - 「第 6 章 貸出記録の秘密性を守れた：ワシントン州立図書館事件 (1981 年)」pp. 65-74.
 - 「第 7 章 黒人も図書館利用に等しい権利をもつ：ダンヴィル市立図書館事件 (1960 年)」pp. 75-83.
 - 「第 8 章(1) ホームレスの困った行動と図書館を利用する権利：クライマー事件 (1989-1992 年)」pp. 84-93.
 - 「第 8 章(2) ホームレスの困った行動と図書館を利用する権利：クライマー事件とアメリカ図書館協会」pp. 94-101.
- ・ 川崎良孝「ホームレスの図書館利用と公立図書館の基本的役割：クライマー事件，修正第 1 条，アメリカ図書館協会」『京都大学教育学部紀要』42, 1996.3, pp. 53-72.
- ・ 川崎良孝「図書館記録の秘密性：ブラウン対ジョンストン事件(1983 年)を中心として」『京都大学教育学部紀要』43, 1997.3, pp. 61-78.
- ・ 川崎良孝「集会室のあり方と図書館の原則：オックスフォード公立図書館事件(1989 年)」『図書館界』50(3), 1998.9, pp. 126-139.
- ・ 川崎良孝「第 7 章 フィルターソフトをめぐる：ラウドン公立図書館事件(1998 年)」

- 川崎良孝・高鋏裕樹著『図書館・インターネット・知的自由：アメリカ公立図書館の思想と実践』京都大学図書館情報学研究会発行。日本図書館協会発売，2000，pp. 119-145.
- ・ 川崎良孝「フィルターソフトとアメリカ公立図書館（特集：テクノロジーと図書館：メディア・資料論）」『図書館界』51(5)，2000.1，pp. 352-266.
 - ・ 川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売，2002.
 - ・ クラグ，ジュディス・F．「図書館とインターネット」アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳，日本図書館協会，2003，pp. 298-304.
 - ・ 高鋏裕樹「『子どもをインターネットから保護する法律』最高裁判決と公立図書館：図書館でのインターネット・アクセス提供に関して」『大阪教育大学紀要 4 教育科学』53(1)，2004.9，pp. 123-134.
 - ・ 高鋏裕樹「『子どもをインターネットから保護する法律』合憲判決と『子どもをオンラインから保護する法律』差し戻し判決の検討：情報を止める位置と手段について」塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売，2006，pp. 389-416.
 - ・ ペック，ロバート・S．『図書館・表現の自由・サイバースペース：知っておくべき知識』川崎良孝・前田稔訳，日本図書館協会，2002.
 - ・ ペンウェイ，アン・レヴィンソン「情報へアクセスする制限的パブリック・フォーラムとしての公立図書館」アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則（新版）：図書館における知的自由マニュアル（第5版）』（図書館と自由 第15集）川崎良孝・川崎佳代子訳，日本図書館協会，1997，pp. 358-364.
 - ・ ペンウェイ，アン・レヴィンソン「情報へアクセスする制限的パブリック・フォーラムとしての公立図書館」アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳，日本図書館協会，2003，pp. 317-322.

- ・ 前田稔「フィルターソフトを用いた公立図書館による『わいせつ物』インターネット利用規制の合憲性:ルーデューン判決の評価」『筑波法政』29, 2000. 9, pp. 131-161.
- ・ 前田稔「学会発表 公立図書館における児童の『保護』について」『京都大学生涯教育学・図書館情報学研究』4, 2005. 3, pp. 213-216.
- ・ 森脇敦史「図書館に対するフィルタリングの義務づけと今後のインターネット上における表現規制の態様:CDA, COPA, CIPAの事例から」『阪大法学』53(3・4), 2003. 11, pp. 1015-1041.
- ・ 山本順一「公共図書館の利用をめぐって:事件を素材として(第1部 図書館の現代的課題)」石井敦先生古稀記念論集刊行会編『転換期における図書館の課題と歴史:石井敦先生古稀記念論集』緑蔭書房, 1995, pp. 99-111.
- ・ 山本順一「“悪性”ホームレスの図書館滞在と利用者公衆の権利」『神奈川県図書館学会誌』70, 1996. 3, pp. 1-9.
- ・ 山本順一「図書館のいま:市民生活と図書館(5)(完)アメリカ合衆国 対 アメリカ図書館協会事件」『書齋の窓』527, 2003. 9, pp. 30-33.
- ・ ロビンズ, ルイーズ・S. 『検閲とアメリカの図書館:知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い:1939-1969年』川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998.

アメリカ公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例の総合的研究

2007年3月

発行者 京都大学大学院教育学研究科 図書館情報学研究室 川崎良孝
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
電話 (075) 753-3077

印刷所 天理時報社
〒632-0083 天理市稲葉町 80 番地
電話 (0743) 64-1411
